


改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="136 536 920 592">機械・電気設備工事標準仕様書</p> <p data-bbox="385 1110 667 1155">平成 30 年 4 月</p> <p data-bbox="353 1262 707 1313"> 東京都水道局</p>	<p data-bbox="1090 536 1874 592">機械・電気設備工事標準仕様書</p> <p data-bbox="1339 1051 1621 1096">平成 26 年 4 月</p> <p data-bbox="1229 1123 1731 1168">（平成 27 年 4 月一部改定）</p> <p data-bbox="1229 1181 1731 1225">（平成 28 年 4 月一部改定）</p> <p data-bbox="1339 1294 1621 1345">東京都水道局</p>	

改 定	現 行	備 考
機械・電気設備工事標準仕様書 目次	機械・電気設備工事標準仕様書 目次	
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
1.1.1 適用範囲……………1- 1	1.1.1 適用範囲……………1- 1	
1.1.2 用語の定義……………1- 2	1.1.2 用語の定義……………1- 1	
1.1.3 システム設計……………1- 3	(なし)	項目の追加
1.1.4 監督員の権限等……………1- 4	1.1.3 監督員の権限等……………1- 3	項番号の変更
1.1.5 提出書類……………1- 4	1.1.4 提出書類……………1- 4	項番号の変更
1.1.6 設計図書等の取扱い……………1- 5	1.1.5 設計図書等の取扱い……………1- 4	項番号の変更
1.1.7 疑義の解釈等……………1- 5	1.1.6 疑義の解釈等……………1- 4	項番号の変更
1.1.8 諸法令の遵守……………1- 5	1.1.7 諸法令の遵守……………1- 4	項番号の変更
1.1.9 関係者への広報等……………1- 5	1.1.8 関係者への広報等……………1- 5	項番号の変更
1.1.10 官公署等への手続等……………1- 6	1.1.9 官公署等への手続等……………1- 5	項番号の変更
1.1.11 事故時の措置……………1- 6	1.1.10 事故時の措置……………1- 5	項番号の変更
1.1.12 文化財の保護……………1- 7	1.1.11 文化財の保護……………1- 6	項番号の変更
1.1.13 単位等……………1- 7	1.1.12 単位等……………1- 6	項番号の変更
1.1.14 知的財産の取扱い……………1- 7	1.1.13 知的財産の取扱い……………1- 6	項番号の変更
1.1.15 受注者相互の協力……………1- 8	1.1.14 受注者相互の協力……………1- 7	項番号の変更
1.1.16 他の工事標準仕様書の準用……………1- 8	1.1.15 他の工事標準仕様書の準用……………1- 7	項番号の変更
1.1.17 部分使用に係る確認……………1- 9	1.1.16 部分使用に係る確認……………1- 8	項番号の変更
1.1.18 工期の変更に係る資料の提出……………1- 9	1.1.17 工期の変更に係る資料の提出……………1- 8	項番号の変更
1.1.19 設計図書の変更等……………1- 9		項目の追加
1.1.20 工事の一時中止に係る事項……………1- 9	1.1.18 工事の一時中止に係る事項……………1- 8	項番号の変更
1.1.21 契約解除権の行使に伴う措置……………1-10	1.1.19 契約解除権の行使に伴う措置……………1- 9	項番号の変更
1.1.22 部分払の手続……………1-10	1.1.20 部分払の手続……………1- 9	項番号の変更
1.1.23 保険の加入及び事故の補償……………1-11	1.1.21 保険の加入及び事故の補償……………1-10	項番号の変更
1.1.24 日雇労働者の雇用……………1-12	1.1.22 日雇労働者の雇用……………1-11	項番号の変更
1.1.25 調査・試験に対する協力……………1-12	1.1.23 調査・試験に対する協力……………1-11	項番号の変更
1.1.26 工事現場のイメージアップ……………1-12	1.1.24 工事現場のイメージアップ……………1-11	項番号の変更
第2節 工事関係図書等	第2節 工事関係図書等	
1.2.1 設計図書の照査及び事前調査……………1-13	1.2.1 設計図書の照査及び事前調査……………1-12	
1.2.2 工程表……………1-13	1.2.2 工程表……………1-12	
1.2.3 施工計画書……………1-13	1.2.3 施工計画書……………1-12	
1.2.4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画書……………1-14	1.2.4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画書……………1-13	
1.2.5 承諾図書等……………1-14	1.2.5 承諾図書等……………1-13	
1.2.6 工事記録、工事報告等……………1-15	1.2.6 工事記録、工事報告等……………1-14	
第3節 工事現場管理	第3節 工事現場管理	
1.3.1 施工管理……………1-16	1.3.1 施工管理……………1-15	
1.3.2 現場代理人……………1-16	1.3.2 現場代理人……………1-15	
1.3.3 監理技術者及び主任技術者……………1-16	1.3.3 監理技術者及び主任技術者……………1-15	
1.3.4 工事実績情報の登録……………1-16	1.3.4 工事実績情報の登録……………1-15	

改定		現行		備考		
1.3.5	工事の下請負	1-17	1.3.5	工事の下請負	1-16	
1.3.6	施工体制台帳等の作成、提出等	1-17	1.3.6	施工体制台帳等の作成、提出等	1-16	
1.3.7	稼働中の施設での施工	1-18	1.3.7	稼働中の施設での施工	1-16	
1.3.8	衛生管理	1-18	1.3.8	衛生管理	1-17	
1.3.9	施工日時	1-19	1.3.9	施工日時	1-18	
1.3.10	現場事務所、資材置場等	1-20	1.3.10	現場事務所、資材置場等	1-18	
1.3.11	電力及びび用水	1-20	1.3.11	電力及びび用水	1-19	
1.3.12	排水等	1-20	1.3.12	排水等	1-19	
1.3.13	専用の機械器具等の貸与	1-21	1.3.13	専用の機械器具等の貸与	1-20	
1.3.14	現場の整理、片付け	1-21	1.3.14	現場の整理、片付け	1-20	
1.3.15	境界杭、測量標等	1-21	1.3.15	境界杭、測量標等	1-20	
1.3.16	既設施設の養生等	1-22	1.3.16	既設施設の養生等	1-20	
1.3.17	工事中機械器具等の選定	1-22	1.3.17	工事中機械器具等の選定	1-21	
1.3.18	道路を使用する作業	1-22	1.3.18	道路を使用する作業	1-21	
1.3.19	不当介入に対する通報報告	1-22	1.3.19	不当介入に対する通報報告	1-21	
第4節 安全管理			第4節 安全管理			
1.4.1	工事中の安全確保	1-23	1.4.1	工事中の安全確保	1-22	
1.4.2	安全教育	1-23	1.4.2	安全教育	1-22	
1.4.3	事故防止	1-24	1.4.3	事故防止	1-23	
1.4.4	地震警戒宣言が発せられた場合の措置	1-25	1.4.4	地震警戒宣言が発せられた場合の措置	1-24	
1.4.5	爆発及び火災の防止	1-25	1.4.5	爆発及び火災の防止	1-24	
1.4.6	公道での交通安全	1-26	1.4.6	公道での交通安全	1-25	
1.4.7	石綿（アスベスト）に係る注意事項	1-26	1.4.7	石綿（アスベスト）に係る注意事項	1-25	
第5節 環境対策			第5節 環境対策			
1.5.1	環境保全等	1-27	1.5.1	環境保全等	1-26	
1.5.2	建設副産物の取扱い	1-27	1.5.2	建設副産物の取扱い	1-26	
1.5.3	リサイクル計画	1-28	1.5.3	リサイクル計画	1-27	
1.5.4	リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項	1-28	1.5.4	リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項	1-27	
1.5.5	リサイクル及び適正処理の実施状況の確認	1-29	1.5.5	リサイクル及び適正処理の実施状況の確認	1-28	
1.5.6	発生品の処理	1-30	1.5.6	発生品の処理	1-29	
1.5.7	室内空気汚染対策等	1-30	1.5.7	室内空気汚染対策等	1-29	
1.5.8	アイドリングストップの実施	1-30	1.5.8	アイドリングストップの実施	1-29	
1.5.9	環境により良い自動車の利用	1-30	1.5.9	環境により良い自動車の利用	1-29	
1.5.10	排出ガス対策型建設機械（一般工事中建設機械）	1-30	1.5.10	排出ガス対策型建設機械（一般工事中建設機械）	1-29	
1.5.11	低騒音型・低振動型建設機械	1-31	1.5.11	低騒音型・低振動型建設機械	1-30	
1.5.12	建設機械等の燃料	1-32	1.5.12	建設機械等の燃料	1-31	
1.5.13	過積載の防止	1-32	1.5.13	過積載の防止	1-31	
1.5.14	特別品目、特定調達品目、調達推進品目	1-33				項目の追加
第6節 機器及び材料等			第6節 機器及び材料等			
1.6.1	機器及び材料の規格、基準等	1-34	1.6.1	機器及び材料の規格、基準等	1-32	
1.6.2	機器及び材料の品質等	1-34	1.6.2	機器及び材料の品質等	1-32	
1.6.3	機器及び材料の調達	1-34	1.6.3	機器及び材料の調達	1-32	
(削除)			1.6.4	工事中資器材制度	1-33	資器材制度廃止に伴
(削除)			1.6.5	適正かつ円滑な施工及び品質管理	1-33	い削除

改定		現行		備考
1.6.4	予備品及び添付品の納入……………1-35	1.6.6	予備品及び添付品の納入……………1-34	項番号の変更
1.6.5	支給材料……………1-35	1.6.7	支給材料……………1-34	項番号の変更
1.6.6	アスベスト含有材料の取扱い……………1-35	1.6.8	アスベスト含有材料の取扱い……………1-34	項番号の変更
1.6.7	フロン類の適正処理……………1-36	1.6.9	フロン類の適正処理……………1-34	項番号の変更
第7節 施工		第7節 施工		
1.7.1	機器及び材料の搬入検査……………1-37	1.7.1	機器及び材料の搬入検査……………1-35	
1.7.2	監督員による立会い及び検査……………1-37	1.7.2	監督員による立会い及び検査……………1-35	
1.7.3	機器及び材料の保管……………1-37	1.7.3	機器及び材料の保管……………1-35	
1.7.4	有資格者の配置……………1-37	1.7.4	有資格者の配置……………1-35	
1.7.5	技能士……………1-38	1.7.5	技能士……………1-36	
1.7.6	電気保安技術者……………1-38	1.7.6	電気保安技術者……………1-36	
1.7.7	制御系システム工事における情報セキュリティ……………1-38	1.7.7	制御系システム工事における情報セキュリティ……………1-36	
1.7.7.1	用語の定義……………1-38	1.7.7.1	用語の定義……………1-36	
1.7.7.2	制御系システム工事の推進体制……………1-38	1.7.7.2	制御系システム工事の推進体制……………1-37	
1.7.7.3	工事従事者への遵守事項の周知……………1-39	1.7.7.3	工事従事者への遵守事項の周知……………1-37	
1.7.7.4	秘密の保持……………1-39	1.7.7.4	秘密の保持……………1-37	
1.7.7.5	複写及び複製の禁止……………1-39	1.7.7.5	複写及び複製の禁止……………1-37	
1.7.7.6	セキュリティ管理……………1-39	1.7.7.6	セキュリティ管理……………1-37	
1.7.7.7	当局施設内での制御系システム工事……………1-41	1.7.7.7	当局施設内での制御系システム工事……………1-39	
1.7.7.8	下請負の取扱い……………1-41	1.7.7.8	下請負の取扱い……………1-39	
1.7.7.9	実地調査及び指示等……………1-41	1.7.7.9	実地調査及び指示等……………1-40	
1.7.7.10	情報の保管、管理等に対する義務違反……………1-42	1.7.7.10	情報の保管、管理等に対する義務違反……………1-40	
第8節 試験及び試運転等		第8節 試験及び試運転等		
1.8.1	一般事項……………1-43	1.8.1	一般事項……………1-41	
1.8.2	単体試験……………1-43	1.8.2	単体試験……………1-41	
1.8.3	単体調整……………1-43	1.8.3	単体調整……………1-41	
1.8.4	組合せ試験……………1-44	1.8.4	組合せ試験……………1-42	
1.8.5	総合試運転……………1-44	1.8.5	総合試運転……………1-42	
1.8.6	実負荷試運転……………1-44	1.8.6	実負荷試運転……………1-42	
1.8.7	指導員の派遣……………1-44	1.8.7	指導員の派遣……………1-42	
1.8.8	試験、試運転等の注意事項……………1-44	1.8.8	試験、試運転等の注意事項……………1-42	
第9節 工事検査		第9節 工事検査		
1.9.1	一般事項……………1-45	1.9.1	一般事項……………1-43	
1.9.2	工事検査の種類……………1-45	1.9.2	工事検査の種類……………1-43	
1.9.3	検査の内容……………1-46	1.9.3	検査の内容……………1-44	
1.9.4	破壊又は分解検査……………1-46	1.9.4	破壊又は分解検査……………1-44	
1.9.5	検査手続……………1-46	1.9.5	検査手続……………1-44	
1.9.6	官公署等の検査……………1-46	1.9.6	官公署等の検査……………1-44	
第10節 工事の完了		第10節 工事の完了		
1.10.1	後片付け……………1-47	1.10.1	後片付け……………1-45	
1.10.2	完成図書等の提出……………1-47	1.10.2	完成図書等の提出……………1-45	
1.10.3	標識その他……………1-47	1.10.3	標識その他……………1-45	
(章末資料)	……………1-48	(章末資料)	……………1-46	

改 定	現 行	備 考
第2章 施 工 一 般	第2章 施 工 一 般	
第1節 共通事項	第1節 共通事項	
2.1.1 一般事項……………2- 1	2.1.1 一般事項……………2- 1	
2.1.2 施設の停止を伴う工事……………2- 1	2.1.2 施設の停止を伴う工事……………2- 1	
2.1.3 仮設工事……………2- 2	2.1.3 仮設工事……………2- 2	
第2節 機器等の据付け	第2節 機器等の据付け	
2.2.1 一般事項……………2- 3	2.2.1 一般事項……………2- 3	
2.2.2 耐震対策……………2- 3	2.2.2 耐震対策……………2- 3	
2.2.3 コンクリート工事……………2- 4	2.2.3 コンクリート工事……………2- 4	
2.2.4 型枠……………2- 6	2.2.4 型枠……………2- 6	
2.2.5 基礎ボルト・アンカーボルト……………2- 6	2.2.5 基礎ボルト・アンカーボルト……………2- 6	
2.2.6 モルタル……………2- 6	2.2.6 モルタル……………2- 6	
2.2.7 工事銘板……………2- 6	2.2.7 工事銘板……………2- 6	
2.2.8 雷対策……………2- 9	2.2.8 雷対策……………2- 8	
第3節 塗装	第3章第7節から移行	節番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更
2.3.1 一般事項……………2-10		
2.3.2 塗装品質管理……………2-10		
2.3.3 塗装の種類……………2-10		
2.3.4 素地調整……………2-11		
2.3.5 塗装作業……………2-12		
2.3.6 塗装色……………2-13		
第4節 溶接	第3章第8節から移行	節番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更
2.4.1 一般事項……………2-18		
2.4.2 溶接品質管理……………2-18		
2.4.3 溶接施工方法……………2-18		
第3章 機 械 設 備 工 事	第3章 機 械 設 備 工 事	
第1節 共通事項	第1節 共通事項	
3.1.1 一般事項……………3- 1	3.1.1 一般事項……………3- 1	
3.1.2 構造……………3- 2	3.1.2 構造……………3- 2	
3.1.3 製作加工……………3- 2	3.1.3 製作加工……………3- 2	
第2節 ポンプ	第2節 ポンプ	
3.2.1 一般事項……………3- 3	3.2.1 一般事項……………3- 3	
3.2.2 適用規格……………3- 3	3.2.2 適用規格……………3- 3	
3.2.3 両吸込渦巻ポンプ……………3- 4	3.2.3 両吸込渦巻ポンプ……………3- 3	
3.2.3.1 機器仕様……………3- 4	3.2.3.1 機器仕様……………3- 3	
3.2.3.2 施工……………3- 5	3.2.3.2 施工……………3- 5	
3.2.3.3 補修……………3- 5	3.2.3.3 補修……………3- 5	
3.2.4 片吸込渦巻ポンプ……………3- 6	3.2.4 片吸込渦巻ポンプ……………3- 6	
3.2.5 小形渦巻ポンプ……………3- 6	3.2.5 小形渦巻ポンプ……………3- 6	

改定		現行		備考
3.2.6	小形多段遠心ポンプ……………3-7	3.2.6	小形多段遠心ポンプ……………3-7	
3.2.7	電動機一体小形遠心ポンプ……………3-7	3.2.7	電動機一体小形遠心ポンプ……………3-7	
3.2.8	雑排水用水中モータポンプ……………3-8	3.2.8	雑排水用水中モータポンプ……………3-8	
3.2.9	清排水用水中モータポンプ……………3-8	3.2.9	清排水用水中モータポンプ……………3-8	
第3節 薬品注入設備		第3節 薬品注入設備		
3.3.1	一般事項……………3-10	3.3.1	一般事項……………3-10	
3.3.2	受入設備……………3-10	3.3.2	受入設備……………3-10	
3.3.3	希釈設備……………3-11	3.3.3	希釈設備……………3-11	
3.3.4	貯蔵設備……………3-12	3.3.4	貯蔵設備……………3-12	
3.3.5	注入設備……………3-13	3.3.5	注入設備……………3-13	
3.3.5.1	共通事項……………3-13	3.3.5.1	共通事項……………3-13	
3.3.5.2	計量ポンプ方式……………3-13	3.3.5.2	計量ポンプ方式……………3-13	
3.3.5.3	流量調節弁方式……………3-13	3.3.5.3	流量調節弁方式……………3-13	
3.3.6	薬品用弁類……………3-14	3.3.6	薬品用弁類……………3-14	
3.3.7	薬品用ポンプ……………3-15	3.3.7	薬品用ポンプ……………3-15	
第4節 排水処理設備		第4節 排水処理設備		
3.4.1	一般事項……………3-17	3.4.1	一般事項……………3-17	
3.4.2	横型加圧脱水機……………3-18	3.4.2	横型加圧脱水機……………3-18	
3.4.2.1	機器仕様……………3-18	3.4.2.1	機器仕様……………3-18	
3.4.2.2	補修……………3-18	3.4.2.2	補修……………3-18	
3.4.3	排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ……………3-18	3.4.3	排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ……………3-18	
3.4.4	圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ……………3-19	3.4.4	圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ……………3-19	
3.4.5	ベルトコンベヤ……………3-19	3.4.5	ベルトコンベヤ……………3-19	
3.4.5.1	機器仕様……………3-19	3.4.5.1	機器仕様……………3-19	
3.4.5.2	施工……………3-19	3.4.5.2	施工……………3-19	
第5節 計装用空気源設備		第5節 計装用空気源設備		
3.5.1	一般事項……………3-20	3.5.1	一般事項……………3-20	
3.5.2	空気圧縮機……………3-20	3.5.2	空気圧縮機……………3-20	
3.5.2.1	共通事項……………3-20	3.5.2.1	共通事項……………3-20	
3.5.2.2	回転圧縮機……………3-20	3.5.2.2	回転圧縮機……………3-20	
3.5.2.3	小型往復空気圧縮機……………3-20	3.5.2.3	小型往復空気圧縮機……………3-20	
3.5.3	空気槽……………3-20	3.5.3	空気槽……………3-20	
3.5.4	除湿装置（エアドライヤ）……………3-21	3.5.4	除湿装置（エアドライヤ）……………3-21	
3.5.4.1	共通事項……………3-21	3.5.4.1	共通事項……………3-21	
3.5.4.2	膜式除湿装置……………3-21	3.5.4.2	膜式除湿装置……………3-21	
3.5.4.3	冷凍式ドライヤ……………3-21	3.5.4.3	冷凍式ドライヤ……………3-21	
3.5.5	エアフィルタ等……………3-21	3.5.5	エアフィルタ等……………3-21	
第6節 配管・弁類		第6節 配管・弁類		
3.6.1	配管材料……………3-22	3.6.1	配管材料……………3-22	
3.6.1.1	主配管……………3-22	3.6.1.1	主配管……………3-22	
3.6.1.2	小口径配管等……………3-22	3.6.1.2	小口径配管等……………3-22	
3.6.2	配管継手、接合……………3-24	3.6.2	配管継手、接合……………3-24	
3.6.3	弁類……………3-25	3.6.3	弁類……………3-25	

改定		現行		備考
3.6.3.1	一般事項……………3-25	3.6.3.1	一般事項……………3-25	
3.6.3.2	主配管用弁類……………3-25	3.6.3.2	主配管用弁類……………3-25	
3.6.3.3	ダクタイル鋳鉄製逆止弁……………3-26	3.6.3.3	ダクタイル鋳鉄製逆止弁……………3-26	
3.6.3.4	小口径弁類……………3-26	3.6.3.4	小口径弁類……………3-26	
3.6.4	弁駆動装置……………3-27	3.6.4	弁駆動装置……………3-27	
3.6.4.1	バルブコントローラ……………3-27	3.6.4.1	バルブコントローラ……………3-27	
3.6.4.2	小口径弁用単相電動駆動装置……………3-29	3.6.4.2	小口径弁用単相電動駆動装置……………3-29	
3.6.5	配管布設……………3-30	3.6.5	配管布設……………3-30	
3.6.5.1	共通事項……………3-30	3.6.5.1	共通事項……………3-30	
3.6.5.2	主配管布設……………3-30	3.6.5.2	主配管布設……………3-30	
3.6.5.3	小口径配管等……………3-31	3.6.5.3	小口径配管等……………3-31	
3.6.5.4	耐圧試験……………3-33	3.6.5.4	耐圧試験……………3-34	
第2章第3節へ移行		第7節 塗装		節番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更
		3.7.1	一般事項……………3-35	
		3.7.2	塗装品質管理……………3-35	
		3.7.3	塗装の種類……………3-35	
		3.7.4	素地調整……………3-36	
		3.7.5	塗装作業……………3-37	
		3.7.6	塗装色……………3-38	
第2章第4節へ移行		第8節 溶接		節番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更
		3.8.1	一般事項……………3-43	
		3.8.2	溶接品質管理……………3-43	
		3.8.3	溶接施工方法……………3-43	
第7節 その他		第9節 その他		節番号の変更 項番号の変更 項番号の変更 項番号の変更
3.7.1	ダクト……………3-35	3.9.1	ダクト……………3-45	
3.7.2	被覆……………3-35	3.9.2	被覆……………3-45	
3.7.3	手すり・階段……………3-35	3.9.3	手すり・階段……………3-45	
第4章 電気設備工事		第4章 電気設備工事		
第1節 共通事項		第1節 共通事項		
4.1.1	一般事項……………4-1	4.1.1	一般事項……………4-1	
第2節 配電盤		第2節 配電盤		
4.2.1	一般事項……………4-3	4.2.1	一般事項……………4-3	
4.2.1.1	構造一般……………4-3	4.2.1.1	構造一般……………4-3	
4.2.2	特別高圧ガス絶縁開閉装置……………4-8	4.2.2	特別高圧ガス絶縁開閉装置……………4-8	
4.2.2.1	一般事項……………4-8	4.2.2.1	一般事項……………4-8	
4.2.2.2	構造一般……………4-8	4.2.2.2	構造一般……………4-8	
4.2.3	高圧配電盤……………4-9	4.2.3	高圧配電盤……………4-9	
4.2.3.1	一般事項……………4-9	4.2.3.1	一般事項……………4-9	
4.2.3.2	構造……………4-9	4.2.3.2	構造……………4-10	
4.2.3.3	遮断器……………4-10	4.2.3.3	遮断器……………4-10	
4.2.3.4	断路器……………4-10	4.2.3.4	断路器……………4-10	

改定		現行		備考
4.2.3.5	高圧コンベネーションスタータ……………4-11	4.2.3.5	高圧コンベネーションスタータ……………4-11	
4.2.3.6	高圧進相用コンデンサ及びリアクトル……………4-11	4.2.3.6	高圧進相用コンデンサ及びリアクトル……………4-11	
4.2.3.7	高圧負荷開閉器……………4-12	4.2.3.7	高圧負荷開閉器……………4-12	
4.2.4	低圧配電盤……………4-12	4.2.4	低圧配電盤……………4-12	
4.2.4.1	一般事項……………4-12	4.2.4.1	一般事項……………4-12	
4.2.4.2	構造……………4-13	4.2.4.2	構造……………4-13	
4.2.5	コントロールセンタ……………4-13	4.2.5	コントロールセンタ……………4-13	
4.2.5.1	一般事項……………4-14	4.2.5.1	一般事項……………4-14	
4.2.5.2	構造……………4-14	4.2.5.2	構造……………4-14	
4.2.6	補助継電器盤等……………4-14	4.2.6	補助継電器盤等……………4-14	
4.2.6.1	一般事項……………4-14	4.2.6.1	一般事項……………4-14	
4.2.6.2	構造……………4-15	4.2.6.2	構造……………4-15	
4.2.7	現場操作盤……………4-15	4.2.7	現場操作盤……………4-15	
4.2.7.1	一般事項……………4-15	4.2.7.1	一般事項……………4-15	
4.2.8	配電盤の据付け……………4-15	4.2.8	配電盤の据付け……………4-15	
第3節 変圧器		第3節 変圧器		
4.3.1	一般事項……………4-17	4.3.1	一般事項……………4-16	
4.3.2	特別高圧変圧器……………4-17	4.3.2	特別高圧変圧器……………4-16	
4.3.2.1	特別高圧変圧器の仕様及び標準附属品……………4-17	4.3.2.1	特別高圧変圧器の仕様及び標準附属品……………4-16	
4.3.2.2	特別高圧変圧器の保護……………4-18	4.3.2.2	特別高圧変圧器の保護……………4-17	
4.3.3	高圧変圧器……………4-18	4.3.3	高圧変圧器……………4-17	
4.3.3.1	一般事項……………4-18	4.3.3.1	一般事項……………4-17	
4.3.3.2	高圧変圧器の仕様及び標準附属品……………4-19	4.3.3.2	高圧変圧器の仕様及び標準附属品……………4-18	
第4節 特殊電源設備		第4節 特殊電源設備		
4.4.1	直流電源設備……………4-20	4.4.1	直流電源設備……………4-19	
4.4.1.1	適用範囲……………4-20	4.4.1.1	適用範囲……………4-19	
4.4.1.2	システム構成……………4-20	4.4.1.2	システム構成……………4-19	
4.4.1.3	適用規格……………4-20	4.4.1.3	適用規格……………4-19	
4.4.1.4	整流装置……………4-21	4.4.1.4	整流装置……………4-20	
4.4.1.5	蓄電池……………4-21	4.4.1.5	蓄電池……………4-20	
4.4.1.6	附属装置……………4-22	4.4.1.6	附属装置……………4-21	
4.4.1.7	構造等……………4-22	4.4.1.7	構造等……………4-21	
4.4.2	交流無停電電源装置……………4-23	4.4.2	交流無停電電源装置……………4-22	
4.4.2.1	適用範囲……………4-23	4.4.2.1	適用範囲……………4-22	
4.4.2.2	常時インバータ給電方式……………4-23	4.4.2.2	常時インバータ給電方式……………4-22	
4.4.2.3	常時商用給電方式……………4-25	4.4.2.3	常時商用給電方式……………4-24	
4.4.2.4	適用規格……………4-27	4.4.2.4	適用規格……………4-26	
4.4.2.5	機器仕様……………4-27	4.4.2.5	機器仕様……………4-26	
4.4.2.6	構造等……………4-28	4.4.2.6	構造等……………4-27	
第5節 非常用発電設備		第5節 非常用発電設備		
4.5.1	一般事項……………4-29	4.5.1	一般事項……………4-28	
4.5.2	ガスタービン発電装置……………4-29	4.5.2	ガスタービン発電装置……………4-28	
4.5.2.1	一般事項……………4-29	4.5.2.1	一般事項……………4-28	
4.5.2.2	原動機及び発電機……………4-29	4.5.2.2	原動機及び発電機……………4-28	
4.5.2.3	配電盤構成仕様……………4-30	4.5.2.3	配電盤構成仕様……………4-29	

改定		現行		備考
4.5.2.4	始動装置及び停止装置……………4-30	4.5.2.4	始動装置及び停止装置……………4-29	
4.5.2.5	燃料設備……………4-31	4.5.2.5	燃料設備……………4-30	
4.5.2.6	潤滑油装置……………4-32	4.5.2.6	潤滑油装置……………4-31	
4.5.2.7	給排気設備……………4-32	4.5.2.7	給排気設備……………4-31	
4.5.2.8	燃料及び潤滑油等……………4-33	4.5.2.8	燃料及び潤滑油等……………4-32	
4.5.3	ディーゼル発電装置……………4-33	4.5.3	ディーゼル発電装置……………4-32	
4.5.3.1	一般事項……………4-33	4.5.3.1	一般事項……………4-32	
4.5.3.2	原動機及び発電機……………4-33	4.5.3.2	原動機及び発電機……………4-32	
4.5.3.3	配電盤構成仕様……………4-34	4.5.3.3	配電盤構成仕様……………4-33	
4.5.3.4	始動装置及び停止装置……………4-34	4.5.3.4	始動装置及び停止装置……………4-33	
4.5.3.5	燃料設備……………4-34	4.5.3.5	燃料設備……………4-33	
4.5.3.6	潤滑油装置及び冷却装置……………4-34	4.5.3.6	潤滑油装置及び冷却装置……………4-33	
4.5.3.7	給排気設備……………4-35	4.5.3.7	給排気設備……………4-34	
4.5.3.8	燃料及び潤滑油等……………4-35	4.5.3.8	燃料及び潤滑油等……………4-34	
第6節 監視制御設備		第6節 監視制御設備		
4.6.1	一般事項……………4-36	4.6.1	一般事項……………4-35	
4.6.2	監視制御設備構成機器及び機能仕様……………4-39	4.6.2	監視制御設備構成機器及び機能仕様……………4-38	
4.6.3	監視操作画面仕様及び操作方式……………4-47	4.6.3	監視操作画面仕様及び操作方式……………4-46	
4.6.3.1	監視操作画面仕様……………4-48	4.6.3.1	監視操作画面仕様……………4-47	
4.6.3.2	監視操作画面操作方式……………4-51	4.6.3.2	監視操作画面操作方式……………4-50	
4.6.4	運転制御の基本機能……………4-54	4.6.4	運転制御の基本機能……………4-53	
(添付資料)		(添付資料)		
添付資料1	受配電設備監視操作画面（参考）……………4-56	添付資料1	受配電設備監視操作画面（参考）……………4-55	
添付資料2	自家発電設備監視操作画面（参考）……………4-57	添付資料2	自家発電設備監視操作画面（参考）……………4-56	
添付資料3	ポンプ設備監視操作画面（参考）……………4-58	添付資料3	ポンプ設備監視操作画面（参考）……………4-57	
第7節 電動機設備		第7節 電動機設備		
4.7.1	適用規格……………4-59	4.7.1	適用規格……………4-58	
4.7.2	主ポンプ用電動機……………4-59	4.7.2	主ポンプ用電動機……………4-58	
4.7.3	インバータ盤……………4-62	4.7.3	インバータ盤……………4-61	
第8節 工業計器		第8節 工業計器		
4.8.1	共通事項……………4-64	4.8.1	共通事項……………4-62	
4.8.2	電磁流量計……………4-65	4.8.2	電磁流量計……………4-63	
4.8.3	超音波流量計……………4-67	4.8.3	超音波流量計……………4-65	
4.8.4	圧力、差圧伝送器……………4-68	4.8.4	圧力、差圧伝送器……………4-66	
4.8.5	フロート式レベル計……………4-68	4.8.5	フロート式レベル計……………4-66	
4.8.6	超音波式レベル計……………4-69	4.8.6	超音波式レベル計……………4-67	
4.8.7	電波式レベル計……………4-69	4.8.7	電波式レベル計……………4-67	
4.8.8	投込式レベル計……………4-69	4.8.8	投込式レベル計……………4-67	
4.8.9	気泡式レベル計……………4-69	4.8.9	気泡式レベル計……………4-67	
4.8.10	アルカリ度計……………4-70	4.8.10	アルカリ度計……………4-68	
4.8.11	濁度計……………4-70	4.8.11	濁度計……………4-68	
4.8.12	精密濁度計（微粒子カウンタ）……………4-71	4.8.12	精密濁度計（微粒子カウンタ）……………4-69	
4.8.13	残留塩素計……………4-71	4.8.13	残留塩素計……………4-69	
4.8.14	pH計……………4-72	4.8.14	pH計……………4-70	
4.8.15	電気伝導率計……………4-73	4.8.15	電気伝導率計……………4-71	

改定		現行		備考
4.8.16	色度計……………4-73	4.8.16	色度計……………4-71	追加
4.8.17	水温計……………4-73	4.8.17	水温計……………4-71	
4.8.18	自動水質計器……………4-74	4.8.18	自動水質計器……………4-72	
第9節 立坑設備		第9節 立坑設備		
4.9.1	設置方式……………4-76	4.9.1	設置方式……………4-73	
4.9.2	構成機器……………4-76	4.9.2	構成機器……………4-73	
4.9.3	機器及び材料……………4-76	4.9.3	機器及び材料……………4-73	
4.9.4	施工……………4-79	4.9.4	施工……………4-76	
第10節 配水本管テレメータ設備		第10節 配水本管テレメータ設備		
4.10.1	設置方式及び計測対象……………4-81	4.10.1	設置方式及び計測対象……………4-78	
4.10.2	機器構成……………4-81	4.10.2	機器構成……………4-78	
4.10.3	機器及び材料……………4-82	4.10.3	機器及び材料……………4-79	
4.10.4	施工……………4-88	4.10.4	施工……………4-83	
(添付資料)				
添付資料4	配水本管テレメータにおける補足事項……………4-89	添付資料4	配水本管テレメータにおける補足事項……………4-84	
第11節 自動水質計器設備		第11節 自動水質計器設備		
4.11.1	設置方式及び計測対象……………4-90	4.11.1	設置方式及び計測対象……………4-85	
4.11.2	機器構成……………4-90	4.11.2	機器構成……………4-85	
4.11.3	機器及び材料……………4-90	4.11.3	機器及び材料……………4-85	
4.11.4	施工……………4-92	4.11.4	施工……………4-87	
第12節 配線		第12節 配線		
4.12.1	電線・ケーブル類……………4-93	4.12.1	電線・ケーブル類……………4-88	
4.12.2	電線・ケーブル類の布設……………4-94	4.12.2	電線・ケーブル類の布設……………4-89	
4.12.3	電路材……………4-96	4.12.3	電路材……………4-91	
4.12.3.1	電線管……………4-96	4.12.3.1	電線管……………4-91	
4.12.3.2	ダクト……………4-97	4.12.3.2	ダクト……………4-92	
4.12.3.3	ラック……………4-97	4.12.3.3	ラック……………4-92	
4.12.4	電路材の布設……………4-97	4.12.4	電路材の布設……………4-92	
4.12.4.1	金属製電線管の布設……………4-97	4.12.4.1	金属製電線管の布設……………4-92	
4.12.4.2	金属製電線管の接続……………4-97	4.12.4.2	金属製電線管の接続……………4-92	
4.12.4.3	金属製可とう電線管の布設……………4-98	4.12.4.3	金属製可とう電線管の布設……………4-93	
4.12.4.4	金属製可とう電線管の接続……………4-98	4.12.4.4	金属製可とう電線管の接続……………4-93	
4.12.4.5	ダクトの布設……………4-98	4.12.4.5	ダクトの布設……………4-93	
4.12.4.6	ダクトの接続……………4-98	4.12.4.6	ダクトの接続……………4-93	
4.12.4.7	ラックの布設……………4-99	4.12.4.7	ラックの布設……………4-94	
4.12.4.8	ラックの接続……………4-99	4.12.4.8	ラックの接続……………4-94	
4.12.5	地中電線路……………4-99	4.12.5	地中電線路……………4-94	
4.12.5.1	管路等の布設……………4-99	4.12.5.1	管路等の布設……………4-94	
4.12.5.2	管路式による埋設深さ……………4-100	4.12.5.2	管路式による埋設深さ……………4-95	
4.12.5.3	埋設表示……………4-100	4.12.5.3	埋設表示……………4-95	
4.12.5.4	掘削及び埋戻し……………4-100	4.12.5.4	掘削及び埋戻し……………4-95	

改 定	現 行	備 考
第13節 接地工事 接地工事……………4-101 (添付資料) 添付資料5 施設場所に応じた接地工事の種類一覧……………4-102 附 則 附則—1 施工計画書記載要領…………… 附-1 附則—2 工事記録写真撮影要綱…………… 附-9 附則—3 実負荷試運転実施要領…………… 附-23 参 考 参考—1 工事請負契約書 参考—2 地方公営企業法施行規則別表第二号（抜粋）	第13節 接地工事 接地工事……………4-96 (添付資料) 添付資料5 施設場所に応じた接地工事の種類一覧……………4-97 附 則 附則—1 施工計画書記載要領…………… 附-1 附則—2 工事記録写真撮影要綱…………… 附-9 附則—3 実負荷試運転実施要領…………… 附-21 参 考 工事請負契約書	参考資料の追加 及びそれに伴う項番 号の修正

改定	現行	備考
<p data-bbox="235 695 810 762">第1章 総則</p>	<p data-bbox="1198 695 1774 762">第1章 総則</p>	

改定	現行	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. 1. 1 (現行のとおり)</p> <p>1. 1. 2 用語の定義 (1)～(6) (現行のとおり)</p> <p>(7)「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者等に指示した図面及び受注者等が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>(8)～(13) (現行のとおり)</p> <p>(14)「連絡」とは、監督員と受注者等との間で、契約書第17条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</p> <p>(15)～(29) (現行のとおり)</p> <p>1. 1. 3 システム設計 (1) システム設計は、施工に先立ち、受注者自らの自社の責任において行う。 (2) システム設計とは、設計図書に基づく確認・検討・打合せ・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認、運転実態把握等のための調査等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・機械設備・電気設備等）との取合い確認を経て、施設に合った最適な機器・材料・方式を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的に据え付けるまでに係る技術的な検討を行うことをいう。 (3) 受注者等は、システム設計の結果として、機器製作、現場据付け等の施工を行うために必要な図面、計算書等を取りまとめ、当局の承諾を得る。</p> <p>1. 1. 4 ～ 1. 1. 7 (現行のとおり)</p> <p>1. 1. 8 諸法令の遵守 (1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 受注者等は、個人情報の保護に当たり、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年12月21日条例第113号）を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。</p> <p>(4) 受注者等は、電子情報の取扱いに関して、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。 なお、受注者等が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者等に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。</p> <p>1. 1. 9 ～ 1. 1. 10 (現行のとおり)</p> <p>1. 1. 11 事故時の措置 (1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条（臨機の措置）に規定する臨機の予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1. 1. 12 文化財の保護 (1) 受注者等は、工事の施行に当たり、文化財の保護に十分注意し、文化財その他の埋蔵物を発見したときは、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。 (2) (現行のとおり)</p> <p>1. 1. 13 ～ 1. 1. 18 (現行のとおり)</p> <p>1. 1. 19 設計図書の変更等</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. 1. 1 (略)</p> <p>1. 1. 2 用語の定義 (1)～(6) (略)</p> <p>(7)「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14)～(28) (略)</p> <p>1. 1. 3 ～ 1. 1. 6 (略)</p> <p>1. 1. 7 諸法令の遵守 (1)～(2) (略)</p> <p>1. 1. 8 ～ 1. 1. 9 (略)</p> <p>1. 1. 10 事故時の措置 (1)～(4) (略)</p> <p>1. 1. 11 文化財の保護 (1) 受注者等は、工事の施行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見したときは、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。 (2) (略)</p> <p>1. 1. 12～1. 1. 17 (略)</p>	<p>図面に関する記載を充実させるための追加</p> <p>連絡に関する記載を充実させるための追加</p> <p>項番号の変更</p> <p>システム設計に関する記載を充実させるための追加</p> <p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p> <p>法令遵守に関する記載を充実させるための追加</p> <p>法令遵守に関する記載を充実させるための追加</p> <p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p> <p>事故時の措置に関する記載を充実させるための追加</p> <p>項番号の変更</p> <p>注意点の追加</p> <p>項番号の変更</p>

改定	現行	備考
<p>(1) 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p>(2) 契約書に規定する設計図書の変更、工事の中止、工期の変更等は、発注者が別に定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、適正に行わなければならない。</p> <p>1. 1. 20 工事の一時中止に係る事項（現行のとおり）</p> <p>1. 1. 21 契約解除権の行使に伴う措置 契約書の規定（受注者の解除権）に基づき工事請負契約を解除する場合は、保安対策、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相当の期間を置かなければならない。</p> <p>1. 1. 22 部分払の手続（現行のとおり）</p> <p>1. 1. 23 保険の加入及び事故の補償 (1)～(3)（現行のとおり）</p> <p>(4) 受注者等は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事着手後1か月以内に発注者に提出すること。 なお、収納書の提出ができない特別な理由がある場合は、記載例集の例に従い理由を明らかにする。</p> <p>(5) 受注者等は、発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。</p> <p>1. 1. 24（現行のとおり）</p> <p>1. 1. 25 調査・試験に対する協力 (1)～(3)（現行のとおり）</p> <p>(4) 受注者等は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(5) 受注者等は、低入札価格調査を経て当該工事の契約に至った場合には、提出した調査票等の記載内容に沿った施工を行わなければならない。 また、工期経過後においても報告書を提出し、ヒアリング調査等に協力しなければならない。</p> <p>1. 1. 26（現行のとおり）</p>	<p>1. 1. 18 工事の一時中止にかかる事項（略）</p> <p>1. 1. 19 契約解除権の行使に伴う措置 契約書の規定（乙の解除権）に基づき工事請負契約を解除する場合は、保安対策、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相当の期間を置かなければならない。</p> <p>1. 1. 20 部分払の手続（略）</p> <p>1. 1. 21 保険の加入及び事故の補償 (1)～(3)（略）</p> <p>(4) 受注者等は、請負金額が2,000万円以上の工事については、建設業退職金共済組合の掛金収納書を工事着手から1か月以内に監督員に提出する。 なお、収納書の提出ができない特別な理由がある場合は、記載例集の例に従い理由を明らかにする。</p> <p>(5) 「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。</p> <p>1. 1. 22（略）</p> <p>1. 1. 23 調査・試験に対する協力 (1)～(3)（略）</p> <p>1. 1. 24（略）</p>	<p>設計図書の変更等に関する記載を充実させるための追加</p> <p>項番号の変更 項番号の変更 契約書との整合を図るための変更 項番号の変更 項番号の変更</p> <p>請負金額による制限をなくすための変更</p> <p>保険に関する記載を充実させるための追加</p> <p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更 項番号の変更</p> <p>調査に関する記載を充実させるための変更 同上</p> <p>項番号の変更</p>
<p>第2節 工事関係図書等</p> <p>1. 2. 1 設計図書の照査及び事前調査</p> <p>(1) 契約締結後、受注者等は、速やかに監督員との打合せ及び現地調査を実施し、設計図書に基づいて「1.2.2 工程表」から「1.2.5 承諾図書等」までの書類を「1.1.5 提出書類」に従って作成し提出する。</p> <p>(2)～(3)（現行のとおり）</p> <p>1. 2. 2（現行のとおり）</p> <p>1. 2. 3 施工計画書 (1)～(4)（現行のとおり）</p> <p>(5) 施工計画書を変更する必要がある場合は、「1.1.5 提出書類」(4)による。ただし、変更した書類の提出期日は、当該部分の工程に遅れが生じない範囲で監督員が定める。</p> <p>(6) 施工計画書の内容について監督員が説明を求めたときは、「1.1.5 提出書類」(5)に従って対応する。その結果、不適当又は不都合な事項があった場合は、監督員と協議し、必要により前項に従って施工計画書を変更する。</p> <p>(7)（現行のとおり）</p> <p>1. 2. 4 ～ 1. 2. 5（現行のとおり）</p> <p>1. 2. 6 工事記録、工事報告等 契約書の規定（履行報告）に基づき、次の書類を作成し、監督員に報告する。</p>	<p>第2節 工事関係図書等</p> <p>1. 2. 1 設計図書の照査及び事前調査</p> <p>(1) 契約締結後、受注者等は、速やかに監督員との打合せ及び現地調査を実施し、設計図書に基づいて「1.2.2 工程表」から「1.2.5 承諾図書等」までの書類を「1.1.4 提出書類」に従って作成し提出する。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>1. 2. 2（略）</p> <p>1. 2. 3 施工計画書 (1)～(4)（略）</p> <p>(5) 施工計画書を変更する必要がある場合は、「1.1.4 提出書類」(4)による。ただし、変更した書類の提出期日は、当該部分の工程に遅れが生じない範囲で監督員が定める。</p> <p>(6) 施工計画書の内容について監督員が説明を求めたときは、「1.1.4 提出書類」(5)に従って対応する。その結果、不適当又は不都合な事項があった場合は、監督員と協議し、必要により前項に従って施工計画書を変更する。</p> <p>(7)（略）</p> <p>1. 2. 4 ～ 1. 2. 5（略）</p> <p>1. 2. 6 工事記録、工事報告等 契約書の規定（履行報告）に基づき、次の書類を作成し、監督員に報告する。</p>	<p>項番号の整合</p> <p>項番号の整合 項番号の整合</p>

改定	現行	備考
<p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 工事記録写真 ア 工事記録写真は、附則-2「工事記録写真撮影要綱」に基づき撮影し、整理する。 イ 工事記録写真は、撮影後随時監督員に提示する。 また、監督員から請求があったとき及び工事検査を実施するときには、整理して提出する。</p> <p>ウ 受注者等は、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の黒板情報電子化により工事記録写真帳等を作成できるものとする。</p> <p>なお、この場合において、受注者等は写真帳等の信憑性の確認結果を監督員に提出しなければならない。</p> <p>第3節 工事現場管理 1. 3. 1 ～ 1. 3. 2 (現行のとおり) 1. 3. 3 監理技術者及び主任技術者 (1)～(4) (現行のとおり) (5) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、若しくは監理技術者講習修了履歴が裏面に貼付けされた監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者等から請求があった場合には、これを提示すること。</p> <p>(6)～(8) (現行のとおり) 1. 3. 4 工事実績情報の登録 (現行のとおり) 1. 3. 5 工事の下請負 (1) (現行のとおり) (2) 工事の一部を下請負に付する場合には、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。 ア 受注者等が、工事全体の総合的な企画、指導及び調整をすること。 イ 下請負者は、当該下請負工事の施行能力を有すること。 ウ 下請負者が都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置期間中でないこと。</p> <p>1. 3. 6 施工体制台帳等の作成、提出等 受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところに基づき、次の（1）から（4）のことをしなければならない。</p> <p>(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って記載した施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者をもれなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通誘導警備業務等の業務委託契約についても記載する。</p> <p>(3)～(4) (現行のとおり) 1. 3. 7 ～ 1. 3. 17 (現行のとおり) 1. 3. 18 道路を使用する作業 (1) (現行のとおり) (2) 公道の通行を禁止し、又は制限する場合は、前項のほか「1.1.10 官公署等への手続等」に従い関係官公署の許可を受ける。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 工事記録写真 ア 工事記録写真は、附則-2「工事記録写真撮影要綱」に基づき撮影し、整理する。 イ 工事記録写真は、撮影後随時監督員に提示する。 また、監督員から請求があったとき及び工事検査を実施するときには、整理して提出する。</p> <p>第3節 工事現場管理 1. 3. 1 ～ 1. 3. 2 (略) 1. 3. 3 監理技術者及び主任技術者 (1)～(4) (略) (5) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等を携帯し、監督員がその提示を求めたときは、速やかに応じる。</p> <p>(6)～(8) (略) 1. 3. 4 工事実績情報の登録 (略) 1. 3. 5 工事の下請負 (1) (略) (2) 工事の一部を下請負に付する場合には、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。</p> <p>ア 受注者等が、工事全体の総合的な企画、指導及び調整をすること。 イ 下請負者は、当該下請負工事の施行能力を有すること。 ウ 下請負者が都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置期間中でないこと。</p> <p>1. 3. 6 施工体制台帳等の作成、提出等 受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところに基づき、次の（1）から（4）のことをしなければならない。</p> <p>(1) 受注者等は、下請負者の名称、当該下請負者に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出する。</p> <p>(2) 受注者等は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する。</p> <p>(3)～(4) (略) 1. 3. 7 ～ 1. 3. 17 (略) 1. 3. 18 道路を使用する作業 (1) (略) (2) 公道の通行を禁止し、又は制限する場合は、前項のほか「1.1.9 官公署等への手続等」に従い関係官公署の許可を受ける。</p>	<p>デジタル工事写真に関する記載を充実させるための追加</p> <p>「等」の内容を明示するための変更</p> <p>努力義務の追加</p> <p>関係法令等の明示</p> <p>文言修正</p> <p>工事に従事する全ての下請負者を対象にするための追加</p> <p>項番号の整合</p>

第1章 総則（平成30年4月一部改定）

改定	現行	備考
<p>また、必要に応じて、「1.1.9 関係者への広報等」に従い地域住民その他関係者への広報等を行う。</p> <p>なお、施工に当たっては、配水管工事標準仕様書（東京都水道局）第1章の「工事標示板の設置」、「交通安全管理」及び「歩行者通路の確保」、附図の「工事現場保安施設設置要領（例）」及び「工事標示板作成要領（例）」並びにその他道路上の作業における安全管理に係る事項を適用する。</p> <p>1. 3. 19 （現行のとおり）</p> <p>第4節 安全管理</p> <p>1. 4. 1 工事中の安全確保 (1)～(6) （現行のとおり） (7) 同一場所で、当局が施設内の事故防止を目的として、安全パトロール等の安全衛生活動を実施している場合、安全衛生に関する責任者は、これに参加する。 (8) （現行のとおり）</p> <p>1. 4. 2 ～ 1. 4. 7 （現行のとおり）</p> <p>第5節 環境対策</p> <p>1. 5. 1 環境保全等 (1) （現行のとおり） (2) 施工に当たって関係法令に基づく届出等が必要な場合は、「1.1.10 官公署等への手続等」に従い適切に対処する。 (3)～(5) （現行のとおり）</p> <p>1. 5. 2 ～ 1. 5. 8 （現行のとおり）</p> <p>1. 5. 9 環境により良い自動車の利用 自動車を使用し、又は利用させる場合は、次の事項によらなければならない。</p> <p>(1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。</p> <p>(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> <p>1. 5. 10 排出ガス対策型建設機械（一般工事中建設機械）</p> <p>(1) 「表 1.5.1 一般工事中建設機械」に掲げる一般建設機械を使用する場合は、次のいずれかに該当する建設機械を使用する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</p> <p>また、工事現場において排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。</p> <p>ア 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車</p> <p>イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示348号、最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国総施第215号、最終改定平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>ウ 排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目</p>	<p>また、必要に応じて、「1.1.8 関係者への広報等」に従い地域住民その他関係者への広報等を行う。</p> <p>なお、施工に当たっては、配水管工事標準仕様書（東京都水道局）第1章の「工事標示板の設置」、「交通安全管理」及び「歩行者通路の確保」、附図の「工事現場保安施設設置要領（例）」及び「工事標示板作成要領（例）」並びにその他道路上の作業における安全管理に係る事項を適用する。</p> <p>1. 3. 19 （略）</p> <p>第4節 安全管理</p> <p>1. 4. 1 工事中の安全確保 (1)～(6) （略）</p> <p>(7) （略）</p> <p>1. 4. 2 ～ 1. 4. 7 （略）</p> <p>第5節 環境対策</p> <p>1. 5. 1 環境保全等 (1) （略） (2) 施工に当たって関係法令に基づく届出等が必要な場合は、「1.1.9 官公署等への手続等」に従い適切に対処する。 (3)～(5) （略）</p> <p>1. 5. 2 ～ 1. 5. 8 （略）</p> <p>1. 5. 9 環境により良い自動車の利用 受注者等は、自動車を使用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定に基づき、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ディーゼル車規制に適合する自動車である。</p> <p>(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努める。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> <p>1. 5. 10 排出ガス対策型建設機械（一般工事中建設機械）</p> <p>(1) 「表 1.5.1 一般工事中建設機械」に掲げる一般建設機械を使用する場合は、次のいずれかに該当する建設機械を使用する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</p> <p>また、工事現場において排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。</p> <p>ア 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車</p> <p>イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付国土交通省告示348号）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械</p> <p>ウ 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された「民間開発建</p>	<p>項番号の整合</p> <p>当局が主催する安全活動を円滑に実施するために追加項番号の変更</p> <p>項番号の整合</p> <p>最新版に修正</p> <p>最新版に修正</p> <p>根拠法令に関する記載の追加</p> <p>修正</p>

改定	現行	備考																																				
<p>標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」若しくは「建設技術審査証明事業」により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>設技術の技術審査・証明事業」又は「建設技術審査証明事業」により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械</p>	<p>修正</p>																																				
<p>表 1.5.1 一般工事中用建設機械</p>	<p>表 1.5.1 一般工事中用建設機械</p>																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">機 種</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 バックホウ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 トラクタショベル（車輪式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 ブルドーザ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 発動発電機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 空気圧縮機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機）</td> <td>ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ホイールクレーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	1 バックホウ		2 トラクタショベル（車輪式）		3 ブルドーザ		4 発動発電機（可搬式）		5 空気圧縮機（可搬式）		6 油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。	7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ		8 ホイールクレーン		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">機 種</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 バックホウ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 トラクタショベル（車輪式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 ブルドーザ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 発動発電機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 空気圧縮機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機）</td> <td>ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td>7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ホイールクレーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	1 バックホウ		2 トラクタショベル（車輪式）		3 ブルドーザ		4 発動発電機（可搬式）		5 空気圧縮機（可搬式）		6 油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。	7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ		8 ホイールクレーン		<p>対象を適正化するための追加</p>
機 種	備 考																																					
1 バックホウ																																						
2 トラクタショベル（車輪式）																																						
3 ブルドーザ																																						
4 発動発電機（可搬式）																																						
5 空気圧縮機（可搬式）																																						
6 油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。																																					
7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ																																						
8 ホイールクレーン																																						
機 種	備 考																																					
1 バックホウ																																						
2 トラクタショベル（車輪式）																																						
3 ブルドーザ																																						
4 発動発電機（可搬式）																																						
5 空気圧縮機（可搬式）																																						
6 油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5～260kW）を搭載した建設機械に限る。																																					
7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ																																						
8 ホイールクレーン																																						
<p>・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</p>	<p>・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</p>																																					
<p>（2）トンネル工事中用建設機械を使用する場合は、「配水管工事標準仕様書（東京都水道局）」による。</p>	<p>（2）トンネル工事中用建設機械を使用する場合は、「配水管工事標準仕様書（東京都水道局）」による。</p>																																					
<p>1.5.1.1 低騒音型・低振動型建設機械 「表1.5.2 低騒音型・低振動型建設機械」に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づき、低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用する。</p>	<p>1.5.1.1 低騒音型・低振動型建設機械 「表1.5.2 低騒音型・低振動型建設機械」に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日付建設省告示第1536号。最終改正平成13年4月9日付国土交通省告示第2438号）に基づき、低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用する。</p>	<p>削除</p>																																				
<p>1.5.1.2 建設機械等の燃料 （1）（現行のとおり） （2）監督員又は当局職員が調査のため、建設機械等から燃料を採取する場合は、「1.1.25 調査・試験に対する協力」（1）及び「1.5.1 環境保全等」（4）の規定に従いこれに協力する。</p>	<p>1.5.1.2 建設機械等の燃料 （1）（略） （2）監督員又は当局職員が調査のため、建設機械等から燃料を採取する場合は、「1.1.23 調査・試験に対する協力」（1）及び「1.5.1 環境保全等」（4）の規定に従いこれに協力する。</p>	<p>項番号の整合</p>																																				
<p>1.5.1.3 過積載の防止 受注者等は、ダンプカー等の大型輸送機械で大量の土砂、工事中用資材等（以下「土砂等」という。）の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に提出すること。 （1）～（3）（現行のとおり）</p>	<p>1.5.1.3 過積載の防止 （1）～（3）（略）</p>	<p>情報登録について 明記</p>																																				

改定	現行	備考
<p>1. 5. 14 特別品目、特定調達品目、調達推進品目 受注者等は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法という。）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）及び「東京都環境物品調達方針」（東京都）で規程する特別品目等の使用を積極的に推進するものとする。 （1）受注者等は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。 （2）受注者等は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。 なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。 （3）受注者等は、当該工事が特別品目等の調達実績の調査（建設グリーン調達実績調査等）の対象となった場合には、「1. 1. 7 調査・試験に対する協力」（3）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、対応しなければならない。</p> <p>第6節 機器及び材料等</p> <p>1. 6. 1 機器及び材料の規格、基準等 （1）（現行のとおり） （2）設計図書に規定している規格等が改正された場合は、「1.1.7 疑義の解釈等」による。 （3）～（6）（現行のとおり）</p> <p>1. 6. 2 （現行のとおり）</p> <p>1. 6. 3 機器及び材料の調達 （1）工事に使用する機器及び材料は、日本国内で調達可能なものとする。原則として、耐用年数（地方公営企業法施行規則別表第二号）の間において納入後の機器の修理、部品交換等に支障のない機器を採用する。また、受注者又は製作者において保守、点検及び補修が確実に行える機器とする。 （2）～（5）（現行のとおり） （6）契約書の規定により行うかし担保期間については、故障、事故等に対して緊急かつ短時間に対応できる体制を確保する。 （7）特記により、取り外し後、再使用すると記載された機材は、次による。 ア 取り外し前に状態や性能・機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取り外す。 なお、確認する状態や性能・機能は特記によるが、特記にない場合は、監督員と協議する。 イ 再使用に際し修理等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。 ウ 取り外し後、機材の清掃又は洗浄し、再据付けを行い、機能の確認を行う。確認する状態や性能・機能は特記によるが、特記にない場合は、監督員と協議する。 なお、特別な清掃を行う場合は、特記による。 エ 機材取り外し後、再据付けまでの間は、機材の性能、機能に支障がないように適切に養生を行い、保管する。 なお、保管場所は、監督員と協議する。 オ 再使用できない機材が生じた場合は、監督員と協議する。</p> <p>（削除）</p>	<p>第6節 機器及び材料等</p> <p>1. 6. 1 機器及び材料の規格、基準等 （1）（略） （2）設計図書に規定している規格等が改正された場合は、「1.1.6 疑義の解釈等」による。 （3）～（6）（略）</p> <p>1. 6. 2 （略）</p> <p>1. 6. 3 機器及び材料の調達 （1）工事に使用する機器及び材料は、日本国内で調達可能なものとする。原則として、納入後の機器の修理、部品交換等に支障のない機器を採用する。また、受注者又は製作者において保守、点検及び補修が確実に行える機器とする。 （2）～（5）（略） （6）契約書の規定により行うかし担保期間については、故障、事故等に対して緊急かつ短時間に対応できる体制を確保する。 （なし）</p> <p>1. 6. 4 工事用資器材制度 機器及び材料のうち当局が指定する品目は、原則として「工事用資器材登録製作者一覧表」に記載されている製作者の製品とする。ただし、工事用資器材制度の随時登録受付により、新たに登録が承認された場合は、当該製品の採用を認める。 なお、「指定品目一覧表」及び「工事用資器材登録製作者一覧表」は、当局のホームページ（http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/）で閲覧することができる。</p>	<p>環境への配慮に関する記載を充実するための追加</p> <p>項番号の整合</p> <p>調達する機器の耐用年数を明確化するために追加</p> <p>再使用に関する記載を充実させるための追加</p> <p>工事用資器材制度の廃止に伴う削除</p>

改定	現行	備考						
<p>(削除)</p> <p>1. 6. 4 ~ 1. 6. 7 (現行のとおり)</p> <p>第7節 施工</p> <p>1. 7. 1 ~ 1. 7. 5 (現行のとおり)</p> <p>1. 7. 6 電気保安技術者</p> <p>(1) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置く。</p> <p>(2) 電気保安技術者は、次による。</p> <p>ア 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気主任技術者、第一種電気工事士の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>(3) ~ (4) (現行のとおり)</p> <p>1. 7. 7 制御系システム工事における情報セキュリティ</p> <p>1. 7. 7. 1 ~ 1. 7. 7. 5 (現行のとおり)</p> <p>1. 7. 7. 6 セキュリティ管理</p> <p>受注者は、制御系システム工事に万全を期するため、セキュリティ管理に当たり、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>なお、特にセキュリティ管理に注意を要する区域（以下「セキュリティ管理区域」という。）については契約後、発注者が受注者に別途提示する。</p>	<p>1. 6. 5 適正かつ円滑な施工及び品質管理</p> <p>設備工事の適正かつ円滑な施工及び品質管理を図るため、受注者は受注した工事の機器及び材料のうち、当局が指定する品目については「1.6.4 工事用資器材制度」に従い、下記(1)に示す品目について、(2)の製作者条件を満足する製作者の製品を使用することを原則とする。</p> <p>(1) 品目</p> <p>品目は、「表 1.6.1 品目一覧」のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1.6.1 品目一覧</p> <table border="1" data-bbox="1167 360 1906 533"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>種類・施設能力等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受配電・変電設備</td> <td>特別高圧電気設備 (20kV 以上) 高圧電気設備 (3 kV 以上)</td> </tr> <tr> <td>監視制御設備</td> <td>浄水場 (施設能力 1 0 万 m³ 超え) 浄水所 (施設能力 1 0 万 m³ 以下) 給水所等 (施設能力制限なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 製作者条件</p> <p>ア 上記品目を製作する能力を有し、その製品の品質に責任が負える者であること。</p> <p>イ 過去5年間に於いて、納入した上記品目の機器に関して、不良納品、納入遅延、納入後の協力体制の不備等、製作者の責に帰すべき理由により、当局又は東京都（当局を除く。）に損害を与えていないこと。</p> <p>ウ 水道施設の設備の特性を熟知し、上記品目の設計管理を自ら行うこと。</p> <p>エ 上記品目の製作を自ら行うこと。ただし、製作に係る工程・品質管理への技術的関与を自ら主体的に行う場合は、他社への委託を認める。</p> <p>オ 上記品目の検査を自ら行うこと。ただし、検査に係る技術的関与を自ら主体的に行う場合は、他社への委託を認める。</p> <p>カ 局が求める時に当局職員の立会いのもとに、自ら上記品目の検査を日本国内で行えること。</p> <p>キ 上記品目の故障、事故等に対して、緊急かつ短時間に対応できる納入後の協力体制を有し、補修に必要な部品等の調達が行えること。ただし、納入後の協力体制に係る技術的関与を行い、長期間安定した委託関係を継続する場合は、他社への委託又は代理店契約等を認める。</p> <p>ク 納入後は、製作図等の図面を管理し、補修を確実に進めよう努める。</p> <p>1. 6. 6 ~ 1. 6. 9 (略)</p> <p>第7節 施工</p> <p>1. 7. 1 ~ 1. 7. 5 (略)</p> <p>1. 7. 6 電気保安技術者</p> <p>(1) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置く。</p> <p>(2) 電気保安技術者は、次による。</p> <p>ア 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、当該電気工作物の工事に必要な電気主任技術者、第一種電気工事士の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>1. 7. 7 制御系システム工事における情報セキュリティ</p> <p>1. 7. 7. 1 ~ 1. 7. 7. 5 (略)</p> <p>1. 7. 7. 6 セキュリティ管理</p> <p>受注者は、制御系システム工事に万全を期するため、セキュリティ管理に当たり、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>なお、特にセキュリティ管理に注意を要する区域（「セキュリティ管理区域」という。）については契約後、発注者が受注者に別途提示する。</p>	品目	種類・施設能力等	受配電・変電設備	特別高圧電気設備 (20kV 以上) 高圧電気設備 (3 kV 以上)	監視制御設備	浄水場 (施設能力 1 0 万 m ³ 超え) 浄水所 (施設能力 1 0 万 m ³ 以下) 給水所等 (施設能力制限なし)	<p>工事用資器材制度の廃止に伴う削除</p> <p>項番号の変更</p> <p>資格要件の整理</p> <p>修正</p>
品目	種類・施設能力等							
受配電・変電設備	特別高圧電気設備 (20kV 以上) 高圧電気設備 (3 kV 以上)							
監視制御設備	浄水場 (施設能力 1 0 万 m ³ 超え) 浄水所 (施設能力 1 0 万 m ³ 以下) 給水所等 (施設能力制限なし)							

改 定	現 行	備 考																												
<p>(1) 全般事項 ア (現行のとおり) イ 制御系システム工事の完成時 (ア) 制御系システム工事の完成後の運用に必要な作業用ソフトウェア類及びハードウェア並びに通信回線類を撤去する。 また、必要な通信ポート（USB、LAN、HDMI等）は、容易に取り外せない方法で、物理的に閉鎖する。 (イ)～(カ) (現行のとおり) ウ～エ (現行のとおり) (2) (現行のとおり) 1. 7. 7. 7 ～ 1. 7. 7. 10 (現行のとおり)</p> <p>第8節 試験及び試運転等 1. 8. 1 ～ 1. 8. 8 (現行のとおり)</p> <p>第9節 工事検査 1. 9. 1 一般事項 (1) 契約書の規定に基づき、受注者が検査を請求した場合又は当局が検査の必要性があると判断した場合に、契約内容（品質、規格、性能、数量等）の履行状況を確認するために工事検査を実施する。 (2) 工事検査は、当局が別に定める「工事関係検査基準」による。 なお、工事関係検査基準は、当局のホームページ（http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/jigyosha/koji/koji_kensa.html）で閲覧することができる。 (3) 受注者等は、検査の項目、内容、方法等について、あらかじめ検査員及び監督員と協議する。 (4) 工事関係検査基準に基づき、当局が実施する検査は、原則として日本国内で行う。 (5) 工事検査は、検査員が行う。ただし、工事関係検査基準で監督員が検査を行うと定める材料検査については、監督員が行う。 (6) 工事検査には、現場代理人、監理技術者等及び専門の技術者が立ち会う。 1. 9. 2 (現行のとおり)</p> <p>第10節 工事の完了 1. 10. 1 後片付け (1)～(3) (現行のとおり) (4) 完了検査の合格後（検査後に手直しを行う場合は、その後）に、再度(1)及び(2)に定める措置について実施し、(3)の撤去について監督員が立会い確認する。 (5) 工事が一部が完了した場合は、完了した部分について(1)から(4)までを適用する。 1. 10. 2 ～ 1. 10. 3 (現行のとおり)</p> <p>(章末資料) 1 主な関係法令（「1.1.8 諸法令の遵守」に関連） (注意事項) (現行のとおり)</p> <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">法 令 等 名 称</th> <th style="text-align: left;">法 令 番 号 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建設業法</td> <td>(昭和24年法律第100号)</td> </tr> <tr> <td>・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律</td> <td>(昭和45年法律第96号)</td> </tr> <tr> <td>・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td> <td>(昭和51年法律第33号)</td> </tr> <tr> <td>・ 水道法</td> <td>(昭和32年法律第177号)</td> </tr> <tr> <td>・ 工業用水道事業法</td> <td>(昭和33年法律第84号)</td> </tr> <tr> <td>・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</td> <td>(昭和22年法律第54号)</td> </tr> </tbody> </table>	法 令 等 名 称	法 令 番 号 等	・ 建設業法	(昭和24年法律第100号)	・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律	(昭和45年法律第96号)	・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第33号)	・ 水道法	(昭和32年法律第177号)	・ 工業用水道事業法	(昭和33年法律第84号)	・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	(昭和22年法律第54号)	<p>(1) 全般事項 ア (略) イ 制御系システム工事の完成時 (ア) 制御系システム工事の完成後の運用に必要な作業用ソフトウェア類及びハードウェア並びに通信回線類を撤去する。 (イ)～(カ) (略) ウ～エ (略) (2) (略) 1. 7. 7. 7 ～ 1. 7. 7. 10 (略)</p> <p>第8節 試験及び試運転等 1. 8. 1 ～ 1. 8. 8 (略)</p> <p>第9節 工事検査 1. 9. 1 一般事項 (1) 契約書の規定に基づき、受注者が検査を請求した場合又は当局が検査の必要性があると判断した場合に、契約内容（品質、規格、性能、数量等）の履行状況を確認するために工事検査を実施する。 (2) 工事検査は、当局が別に定める「工事関係検査基準」による。 なお、工事関係検査基準は、経理部出納課、多摩水道改革推進本部、水源管理事務所、各浄水管理事務所、各支所及び各建設事務所で閲覧することができる。 (3) 受注者等は、検査の項目、内容、方法等について、あらかじめ検査員及び監督員と協議する。 (4) 工事関係検査基準に基づき、当局が実施する検査は、原則として日本国内で行う。 (5) 工事検査は、検査員が行う。ただし、工事関係検査基準で監督員が検査を行うと定める材料検査については、監督員が行う。 (6) 工事検査には、現場代理人、監理技術者等及び専門の技術者が立ち会う。 1. 9. 2 (略)</p> <p>第10節 工事の完了 1. 10. 1 後片付け (1)～(3) (略) (4) 完了検査の合格後（合格後に手直しを行う場合は、その後）に、再度(1)及び(2)に定める措置について実施し、(3)の撤去について監督員が立会い確認する。 (5) 工事が一部が完了した場合は、完了した部分について(1)から(4)までを適用する。 1. 10. 2 ～ 1. 10. 3 (略)</p> <p>(章末資料) 1 主な関係法令（「1.1.7 諸法令の遵守」に関連） (注意事項) (略)</p> <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">法 令 等 名 称</th> <th style="text-align: left;">法 令 番 号 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建設業法</td> <td>(昭和24年法律第100号)</td> </tr> <tr> <td>・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律</td> <td>(昭和45年法律第96号)</td> </tr> <tr> <td>・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td> <td>(昭和51年法律第33号)</td> </tr> <tr> <td>・ 水道法</td> <td>(昭和32年法律第177号)</td> </tr> <tr> <td>・ 工業用水道事業法</td> <td>(昭和33年法律第84号)</td> </tr> <tr> <td>・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</td> <td>(昭和22年法律第54号)</td> </tr> </tbody> </table>	法 令 等 名 称	法 令 番 号 等	・ 建設業法	(昭和24年法律第100号)	・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律	(昭和45年法律第96号)	・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第33号)	・ 水道法	(昭和32年法律第177号)	・ 工業用水道事業法	(昭和33年法律第84号)	・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	(昭和22年法律第54号)	<p>セキュリティに関する記載を充実させるための追加</p> <p>工事関係検査基準の閲覧方法変更に伴う修正</p> <p>表現の変更</p> <p>項番号の整合</p>
法 令 等 名 称	法 令 番 号 等																													
・ 建設業法	(昭和24年法律第100号)																													
・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律	(昭和45年法律第96号)																													
・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第33号)																													
・ 水道法	(昭和32年法律第177号)																													
・ 工業用水道事業法	(昭和33年法律第84号)																													
・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	(昭和22年法律第54号)																													
法 令 等 名 称	法 令 番 号 等																													
・ 建設業法	(昭和24年法律第100号)																													
・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律	(昭和45年法律第96号)																													
・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第33号)																													
・ 水道法	(昭和32年法律第177号)																													
・ 工業用水道事業法	(昭和33年法律第84号)																													
・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	(昭和22年法律第54号)																													

第1章 総則（平成30年4月一部改定）

改定	現行	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号） ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号） ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号） ・ じん肺法（昭和35年法律第30号） ・ 環境基本法（平成5年法律第91号） ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） ・ 下水道法（昭和33年法律第79号） ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号） ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号） ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号） ・ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号） ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号） ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号） ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号） ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号） ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号） ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号） ・ 知的財産基本法（平成14年法律第122号） ・ 特許法（昭和34年法律第121号） ・ 実用新案法（昭和34年法律第123号） ・ 意匠法（昭和34年法律第125号） ・ 著作権法（昭和45年法律第48号） ・ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号） ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号） ・ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） ・ 電気工事士法（昭和35年法律第139号） ・ 道路法（昭和27年法律第180号） ・ 河川法（昭和39年法律第167号） ・ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号） ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） ・ 消防法（昭和23年法律第186号） ・ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号） ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号） ・ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） ・ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号） ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号） ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号） ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号） ・ じん肺法（昭和35年法律第30号） ・ 環境基本法（平成5年法律第91号） ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） ・ 下水道法（昭和33年法律第79号） ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号） ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号） ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号） ・ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号） ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号） ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号） ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号） ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号） ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号） ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号） ・ 知的財産基本法（平成14年法律第122号） ・ 特許法（昭和34年法律第121号） ・ 実用新案法（昭和34年法律第123号） ・ 意匠法（昭和34年法律第125号） ・ 著作権法（昭和45年法律第48号） ・ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号） ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号） ・ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） ・ 電気工事士法（昭和35年法律第139号） ・ 道路法（昭和27年法律第180号） ・ 河川法（昭和39年法律第167号） ・ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号） ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） ・ 消防法（昭和23年法律第186号） ・ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号） ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号） ・ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） ・ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号） ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号） 	

第1章 総則（平成30年4月一部改定）

改定	現行	備考																																																																																																																																																												
<ul style="list-style-type: none"> 計量法 (平成4年法律第51号) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年法律第111号) 工業標準化法 (昭和24年法律第185号) 製造物責任法 (平成6年法律第85号) 電気用品安全法 (昭和36年法律第234号) 電波法 (昭和25年法律第131号) 有線電気通信法 (昭和28年法律第96号) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号) 東京都環境基本条例 (平成6年東京都条例第92号) 東京都環境影響評価条例 (昭和55年東京都条例第96号) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号) 東京都廃棄物条例 (平成4年東京都条例第140号) 東京都危険物の規制に関する規則 (昭和35年規則第163号) 東京都公有土地水面使用等規則 (平成12年規則第171号) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号) 	<ul style="list-style-type: none"> 計量法 (平成4年法律第51号) 工業標準化法 (昭和24年法律第185号) 製造物責任法 (平成6年法律第85号) 電気用品安全法 (昭和36年法律第234号) 電波法 (昭和25年法律第131号) 有線電気通信法 (昭和28年法律第96号) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号) 東京都環境基本条例 (平成6年東京都条例第92号) 東京都環境影響評価条例 (昭和55年東京都条例第96号) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号) 東京都廃棄物条例 (平成4年東京都条例第140号) 東京都危険物の規制に関する規則 (昭和35年規則第163号) 東京都公有土地水面使用等規則 (平成12年規則第171号) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号) 	<p>追加</p>																																																																																																																																																												
<p>2 規格及び基準（「1.6.1 機器及び材料の規格、基準等」に関連）</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) その他の規格等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称等</th> <th>略号</th> <th>規格発行元等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本水道鋼管協会規格</td><td>WSP</td><td>日本水道鋼管協会</td></tr> <tr><td>日本ダクタイル鉄管協会規格</td><td>JDPA</td><td>一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会</td></tr> <tr><td>日本金属継手協会規格</td><td>JPF</td><td>日本金属継手協会</td></tr> <tr><td>塩化ビニル管・継手協会規格</td><td>AS</td><td>塩化ビニル管・継手協会</td></tr> <tr><td>日本バルブ工業会規格</td><td>JV</td><td>一般社団法人日本バルブ工業会</td></tr> <tr><td>ダム・堰施設技術基準（案）</td><td></td><td>一般社団法人ダム・堰施設技術協会</td></tr> <tr><td>日本下水道協会規格</td><td>JSWAS</td><td>公益社団法人日本下水道協会</td></tr> <tr><td>日本金属継手協会規格</td><td>MDJ</td><td>日本金属継手協会</td></tr> <tr><td>日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格</td><td>JCW</td><td>日本鋳鉄ふた・排水器具工業会</td></tr> <tr><td>日本溶接協会規格</td><td>WES</td><td>一般社団法人日本溶接協会</td></tr> <tr><td>ステンレス協会規格</td><td>SAS</td><td>ステンレス協会</td></tr> <tr><td>日本銅センター規格</td><td>JCDA</td><td>一般社団法人日本銅センター</td></tr> <tr><td>日本金属継手協会規格</td><td>JPF</td><td>日本金属継手協会</td></tr> <tr><td>空気調和・衛生工学会規格</td><td>SHASE</td><td>公益社団法人空気調和・衛生工学会</td></tr> <tr><td>日本冷凍空調工業会標準規格</td><td>JRA</td><td>一般社団法人日本冷凍空調工業会</td></tr> <tr><td>日本機械学会基準</td><td>JSME</td><td>一般社団法人日本機械学会</td></tr> <tr><td>日本電気制御機器工業会規格</td><td>NECA</td><td>一般社団法人日本電気制御機器工業会</td></tr> <tr><td>日本電気計測器工業会規格</td><td>JEMIS</td><td>一般社団法人日本電気計測器工業会</td></tr> <tr><td>電気技術規程</td><td>JEAC</td><td>一般社団法人日本電気協会</td></tr> <tr><td>電気技術指針</td><td>JEAG</td><td>一般社団法人日本電気協会</td></tr> <tr><td>日本電気技術規格委員会規格</td><td>JESC</td><td>日本電気技術規格委員会</td></tr> <tr><td>電子情報技術産業協会規格</td><td>JEITA</td><td>一般社団法人電子情報技術産業協会</td></tr> <tr><td></td><td>JEIDA</td><td>(旧社団法人日本電子工業振興協会規格)</td></tr> <tr><td>電気学会電気規格調査会標準規格</td><td>JEC</td><td>一般社団法人電気学会</td></tr> <tr><td>情報処理学会試行標準</td><td>IPJSJ</td><td>一般社団法人情報処理学会</td></tr> </tbody> </table>	規格名称等	略号	規格発行元等	日本水道鋼管協会規格	WSP	日本水道鋼管協会	日本ダクタイル鉄管協会規格	JDPA	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会	日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会	塩化ビニル管・継手協会規格	AS	塩化ビニル管・継手協会	日本バルブ工業会規格	JV	一般社団法人日本バルブ工業会	ダム・堰施設技術基準（案）		一般社団法人ダム・堰施設技術協会	日本下水道協会規格	JSWAS	公益社団法人日本下水道協会	日本金属継手協会規格	MDJ	日本金属継手協会	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格	JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会	日本溶接協会規格	WES	一般社団法人日本溶接協会	ステンレス協会規格	SAS	ステンレス協会	日本銅センター規格	JCDA	一般社団法人日本銅センター	日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会	空気調和・衛生工学会規格	SHASE	公益社団法人空気調和・衛生工学会	日本冷凍空調工業会標準規格	JRA	一般社団法人日本冷凍空調工業会	日本機械学会基準	JSME	一般社団法人日本機械学会	日本電気制御機器工業会規格	NECA	一般社団法人日本電気制御機器工業会	日本電気計測器工業会規格	JEMIS	一般社団法人日本電気計測器工業会	電気技術規程	JEAC	一般社団法人日本電気協会	電気技術指針	JEAG	一般社団法人日本電気協会	日本電気技術規格委員会規格	JESC	日本電気技術規格委員会	電子情報技術産業協会規格	JEITA	一般社団法人電子情報技術産業協会		JEIDA	(旧社団法人日本電子工業振興協会規格)	電気学会電気規格調査会標準規格	JEC	一般社団法人電気学会	情報処理学会試行標準	IPJSJ	一般社団法人情報処理学会	<p>2 規格及び基準（「1.6.1 機器及び材料の規格、基準等」に関連）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他の規格等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称等</th> <th>略号</th> <th>規格発行元等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本水道鋼管協会規格</td><td>WSP</td><td>日本水道鋼管協会</td></tr> <tr><td>日本ダクタイル鉄管協会規格</td><td>JDPA</td><td>一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会</td></tr> <tr><td>日本金属継手協会規格</td><td>JPF</td><td>日本金属継手協会</td></tr> <tr><td>塩化ビニル管・継手協会規格</td><td>JPPFA</td><td>塩化ビニル管・継手協会</td></tr> <tr><td>日本バルブ工業会規格</td><td>JV</td><td>一般社団法人日本バルブ工業会</td></tr> <tr><td>ダム・堰施設技術基準（案）</td><td></td><td>一般社団法人ダム・堰施設技術協会</td></tr> <tr><td>日本下水道協会規格</td><td>JSWAS</td><td>公益社団法人日本下水道協会</td></tr> <tr><td>日本金属継手協会規格</td><td>MDJ</td><td>日本金属継手協会</td></tr> <tr><td>日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格</td><td>JCW</td><td>日本鋳鉄ふた・排水器具工業会</td></tr> <tr><td>日本溶接協会規格</td><td>WES</td><td>一般社団法人日本溶接協会</td></tr> <tr><td>ステンレス協会規格</td><td>SAS</td><td>ステンレス協会</td></tr> <tr><td>日本銅センター規格</td><td>JCDA</td><td>一般社団法人日本銅センター</td></tr> <tr><td>日本金属継手協会規格</td><td>JPF</td><td>日本金属継手協会</td></tr> <tr><td>空気調和・衛生工学会規格</td><td>SHASE</td><td>公益社団法人空気調和・衛生工学会</td></tr> <tr><td>日本冷凍空調工業会標準規格</td><td>JRA</td><td>一般社団法人日本冷凍空調工業会</td></tr> <tr><td>日本機械学会基準</td><td>JSME</td><td>一般社団法人日本機械学会</td></tr> <tr><td>日本電気制御機器工業会規格</td><td>NECA</td><td>一般社団法人日本電気制御機器工業会</td></tr> <tr><td>日本電気計測器工業会規格</td><td>JEMIS</td><td>一般社団法人日本電気計測器工業会</td></tr> <tr><td>電気技術規程</td><td>JEAC</td><td>一般社団法人日本電気協会</td></tr> <tr><td>電気技術指針</td><td>JEAG</td><td>一般社団法人日本電気協会</td></tr> <tr><td>日本電気技術規格委員会規格</td><td>JESC</td><td>日本電気技術規格委員会</td></tr> <tr><td>電子情報技術産業協会規格</td><td>JEITA</td><td>一般社団法人電子情報技術産業協会</td></tr> <tr><td></td><td>JEIDA</td><td>(旧社団法人日本電子工業振興協会規格)</td></tr> <tr><td>電気学会電気規格調査会標準規格</td><td>JEC</td><td>一般社団法人電気学会</td></tr> <tr><td>情報処理学会試行標準</td><td>IPJSJ</td><td>一般社団法人情報処理学会</td></tr> </tbody> </table>	規格名称等	略号	規格発行元等	日本水道鋼管協会規格	WSP	日本水道鋼管協会	日本ダクタイル鉄管協会規格	JDPA	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会	日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会	塩化ビニル管・継手協会規格	JPPFA	塩化ビニル管・継手協会	日本バルブ工業会規格	JV	一般社団法人日本バルブ工業会	ダム・堰施設技術基準（案）		一般社団法人ダム・堰施設技術協会	日本下水道協会規格	JSWAS	公益社団法人日本下水道協会	日本金属継手協会規格	MDJ	日本金属継手協会	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格	JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会	日本溶接協会規格	WES	一般社団法人日本溶接協会	ステンレス協会規格	SAS	ステンレス協会	日本銅センター規格	JCDA	一般社団法人日本銅センター	日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会	空気調和・衛生工学会規格	SHASE	公益社団法人空気調和・衛生工学会	日本冷凍空調工業会標準規格	JRA	一般社団法人日本冷凍空調工業会	日本機械学会基準	JSME	一般社団法人日本機械学会	日本電気制御機器工業会規格	NECA	一般社団法人日本電気制御機器工業会	日本電気計測器工業会規格	JEMIS	一般社団法人日本電気計測器工業会	電気技術規程	JEAC	一般社団法人日本電気協会	電気技術指針	JEAG	一般社団法人日本電気協会	日本電気技術規格委員会規格	JESC	日本電気技術規格委員会	電子情報技術産業協会規格	JEITA	一般社団法人電子情報技術産業協会		JEIDA	(旧社団法人日本電子工業振興協会規格)	電気学会電気規格調査会標準規格	JEC	一般社団法人電気学会	情報処理学会試行標準	IPJSJ	一般社団法人情報処理学会	<p>修正</p>
規格名称等	略号	規格発行元等																																																																																																																																																												
日本水道鋼管協会規格	WSP	日本水道鋼管協会																																																																																																																																																												
日本ダクタイル鉄管協会規格	JDPA	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会																																																																																																																																																												
日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会																																																																																																																																																												
塩化ビニル管・継手協会規格	AS	塩化ビニル管・継手協会																																																																																																																																																												
日本バルブ工業会規格	JV	一般社団法人日本バルブ工業会																																																																																																																																																												
ダム・堰施設技術基準（案）		一般社団法人ダム・堰施設技術協会																																																																																																																																																												
日本下水道協会規格	JSWAS	公益社団法人日本下水道協会																																																																																																																																																												
日本金属継手協会規格	MDJ	日本金属継手協会																																																																																																																																																												
日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格	JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会																																																																																																																																																												
日本溶接協会規格	WES	一般社団法人日本溶接協会																																																																																																																																																												
ステンレス協会規格	SAS	ステンレス協会																																																																																																																																																												
日本銅センター規格	JCDA	一般社団法人日本銅センター																																																																																																																																																												
日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会																																																																																																																																																												
空気調和・衛生工学会規格	SHASE	公益社団法人空気調和・衛生工学会																																																																																																																																																												
日本冷凍空調工業会標準規格	JRA	一般社団法人日本冷凍空調工業会																																																																																																																																																												
日本機械学会基準	JSME	一般社団法人日本機械学会																																																																																																																																																												
日本電気制御機器工業会規格	NECA	一般社団法人日本電気制御機器工業会																																																																																																																																																												
日本電気計測器工業会規格	JEMIS	一般社団法人日本電気計測器工業会																																																																																																																																																												
電気技術規程	JEAC	一般社団法人日本電気協会																																																																																																																																																												
電気技術指針	JEAG	一般社団法人日本電気協会																																																																																																																																																												
日本電気技術規格委員会規格	JESC	日本電気技術規格委員会																																																																																																																																																												
電子情報技術産業協会規格	JEITA	一般社団法人電子情報技術産業協会																																																																																																																																																												
	JEIDA	(旧社団法人日本電子工業振興協会規格)																																																																																																																																																												
電気学会電気規格調査会標準規格	JEC	一般社団法人電気学会																																																																																																																																																												
情報処理学会試行標準	IPJSJ	一般社団法人情報処理学会																																																																																																																																																												
規格名称等	略号	規格発行元等																																																																																																																																																												
日本水道鋼管協会規格	WSP	日本水道鋼管協会																																																																																																																																																												
日本ダクタイル鉄管協会規格	JDPA	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会																																																																																																																																																												
日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会																																																																																																																																																												
塩化ビニル管・継手協会規格	JPPFA	塩化ビニル管・継手協会																																																																																																																																																												
日本バルブ工業会規格	JV	一般社団法人日本バルブ工業会																																																																																																																																																												
ダム・堰施設技術基準（案）		一般社団法人ダム・堰施設技術協会																																																																																																																																																												
日本下水道協会規格	JSWAS	公益社団法人日本下水道協会																																																																																																																																																												
日本金属継手協会規格	MDJ	日本金属継手協会																																																																																																																																																												
日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格	JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会																																																																																																																																																												
日本溶接協会規格	WES	一般社団法人日本溶接協会																																																																																																																																																												
ステンレス協会規格	SAS	ステンレス協会																																																																																																																																																												
日本銅センター規格	JCDA	一般社団法人日本銅センター																																																																																																																																																												
日本金属継手協会規格	JPF	日本金属継手協会																																																																																																																																																												
空気調和・衛生工学会規格	SHASE	公益社団法人空気調和・衛生工学会																																																																																																																																																												
日本冷凍空調工業会標準規格	JRA	一般社団法人日本冷凍空調工業会																																																																																																																																																												
日本機械学会基準	JSME	一般社団法人日本機械学会																																																																																																																																																												
日本電気制御機器工業会規格	NECA	一般社団法人日本電気制御機器工業会																																																																																																																																																												
日本電気計測器工業会規格	JEMIS	一般社団法人日本電気計測器工業会																																																																																																																																																												
電気技術規程	JEAC	一般社団法人日本電気協会																																																																																																																																																												
電気技術指針	JEAG	一般社団法人日本電気協会																																																																																																																																																												
日本電気技術規格委員会規格	JESC	日本電気技術規格委員会																																																																																																																																																												
電子情報技術産業協会規格	JEITA	一般社団法人電子情報技術産業協会																																																																																																																																																												
	JEIDA	(旧社団法人日本電子工業振興協会規格)																																																																																																																																																												
電気学会電気規格調査会標準規格	JEC	一般社団法人電気学会																																																																																																																																																												
情報処理学会試行標準	IPJSJ	一般社団法人情報処理学会																																																																																																																																																												

第1章 総則（平成30年4月一部改定）

改 定	現 行	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本電機工業会規格 JEM 一般社団法人日本電機工業会 ・ 電池工業会規格 SBA 一般社団法人電池工業会 ・ 日本電線工業会規格 JCS 一般社団法人日本電線工業会 ・ 工業用水道施設設計指針・解説 一般社団法人日本工業用水協会 ・ 建築設備耐震設計、施工指針 一般財団法人日本建築センター <p>3 当局が負担する手数料等（「1.1.10 官公署等への手続等」に関連）（現行のとおり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本電機工業会規格 JEM 一般社団法人日本電機工業会 ・ 電池工業会規格 SBA 一般社団法人電池工業会 ・ 日本電線工業会規格 JCS 一般社団法人日本電線工業会 ・ 工業用水道施設設計指針・解説 一般社団法人日本工業用水協会 ・ 建築設備耐震設計、施工指針 一般財団法人日本建築センター <p>3 当局が負担する手数料等（「1.1.9 官公署等への手続等」に関連）（略）</p>	<p>項番号の整合</p>

改定	現行	備考
<p data-bbox="255 695 792 759">第2章 施工一般</p>	<p data-bbox="1218 695 1756 759">第2章 施工一般</p>	

改定				現行	備考
表2.3.1 標準塗装仕様					表番号の変更
適用区分 (設置環境)	塗装の種類		備考		
一般	屋内	フェノール樹脂系塗装	電気室、換気機械室、計算機室等		
	屋外	フタル酸樹脂系塗装			
高湿部	ポリウレタン樹脂系塗装		ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室等		
水 中 部 水滴飛散部 乾湿交番部	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装		浄水若しくは浄水処理過程の水に 接し又は飛散した水滴が滴下して これに混入する可能性のある部分		
	エポキシ樹脂粉体塗装				
	水道用液状エポキシ樹脂塗装		上段以外の部分		
耐薬品部	屋内	エポキシ樹脂系塗装			
	屋外	ポリウレタン樹脂系塗装			
<p>2.3.4 素地調整</p> <p>(1) 被塗装物の表面を塗装に先立ち、さびを落とし清掃を行うものとし、設計図書に示す素地調整の種類に応じて、「表2.3.2 素地調整の種類と仕様」の仕様により素地調整を行う。</p> <p>(2)～(4) (現行のとおり)</p>				<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 第3章第7節から移行 </div>	項番号の変更
表2.3.2 素地調整の種類と仕様					表番号の変更
素地調整の種類	調整面の状態		工法又は工具		
1種ケレン	旧塗装、ミルスケール、さびその他の付着物を完全に除去し、清浄な金属面としたもの		ブラスト 酸洗い		
2種ケレン	旧塗装、緩んだ黒皮、さびその他の付着物を除去し、金属肌を現し清浄な金属面としたもの		グラインダ ワイヤブラシ		
3種ケレン	塗装面の活膜は残すが、さびを生じた部分は金属肌を現し清浄な金属面としたもの		サンドペーパー ディスクサンダ		
4種ケレン	粉化物、さび、汚れ及び溶接スパッタを除去し、清浄な面としたもの		ディスクサンダ スクレーパ等		
<p>2.3.5 塗装作業</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 新設する機器及び材料並びに補修する機器で1種又は2種ケレンを行うものは、塗装の種類に従い「表2.3.3 新設機器等の塗装仕様及び工程」により塗装を行う。</p> <p>(7) 塗り替え(3種又は4種ケレンを行うもの)の場合は、原則として塗装の種類に従い「表2.3.4 塗り替えの塗装仕様及び工程」により塗装を行う。</p> <p>(8)～(11) (現行のとおり)</p>					項番号の変更
<p>2.3.6 塗装色</p> <p>(1) 塗り重ねて塗装する場合は、原則として、各層の塗装色を変える。</p> <p>(2) 主な機器及び配管の上塗り層の塗装色は、「表2.3.5 標準塗装色」による。ただし、設計図書で塗装色を別に定める場合又は監督員が塗装色を別に指示する場合は、それによる。なお、標準塗装色の規定されていないものについては、次の点に注意し、監督員と協議の上適切な塗装色を選定する。</p> <p>ア 色彩の効用を効果と安全性の向上に重点をおき、機能的な配色とする。</p> <p>イ 設備の設置環境との調和を図るとともに、快適性への寄与、色彩の公共性を考慮する。</p> <p>(3)～(4) (現行のとおり)</p>					項番号の変更 表番号の変更

改定				現行	備考
表 2.3.3 新設機器等の塗装仕様及び工程					表番号の変更
種類	工程	塗料の調査及び処理	標準膜厚 (μm) (注1)		
フェノール樹脂系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2種)	15		
	下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	中塗	フェノール樹脂系塗料	25		
	上塗	フェノール樹脂系塗料	25		
ポリウレタン樹脂系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ (JIS K5552)	20		
	下塗一層	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60		
	下塗二層	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60		
	中塗	鋼構造物用耐候性塗料 (JIS K5659)	30		
	上塗	鋼構造物用耐候性塗料 (JIS K5659)	25		
フタル酸樹脂系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2種)	15		
	下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(中塗用)(JIS K5516 2種)	30		
	上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(上塗用)(JIS K5516 2種)	25		
水道用液状エポキシ樹脂塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ	20		
	下塗、中塗、上塗 計4層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K135)	計 300 (注2、3)		
水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法(JWWA K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計 300 (注2、3)		
エポキシ粉体塗装	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)に準じる。	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)	計 300		
水道用タールエポキシ樹脂塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ (JIS K5552)	20		
	下塗、中塗、上塗 計3層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	計 300 (注2)		
エポキシ樹脂系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ (JIS K5552)	20		
	下塗、中塗、上塗 計4層以上	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	計 200 (注2)		
(注1) 膜厚は、乾燥及び硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。 (注2) 各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作者の指定による。 (注3) 管類等の現場における内面塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合は、水道用エポキシ樹脂系プライマーを下塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め 400 μm 以上とする。 (注4) 本表指定の JIS 及び JWWA 規格が改定された場合は、最新版を適用する。					

第3章第7節から移行

改定				現行	備考
表 2.3.4 塗替えの塗装仕様及び工程					表番号の変更
種類	工程	塗料の調合及び処理	標準膜厚 (μm) (注1)		
フェノール樹脂系塗装	補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	下塗	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	中塗	フェノール樹脂系塗料	25		
	上塗	フェノール樹脂系塗料	25		
ポリウレタン樹脂系塗装	補修塗(注2)	構造物用さび止めペイント(JIS K5551)	50		
	下塗	構造物用さび止めペイント(JIS K5551)	50		
	中塗	鋼構造物用耐候性塗料(JIS K5659)	30		
	上塗	鋼構造物用耐候性塗料(JIS K5659)	25		
フタル酸樹脂系塗装	補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		
	中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(中塗用)(JIS K5516 2種)	30		
	上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(上塗用)(JIS K5516 2種)	25		
水道用液状エポキシ樹脂塗装	補修塗(注2)	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K 135)	60		
	下塗、中塗、上塗 計3層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K 135)	計 300 (注3)		
水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法(JWWA K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計 300 (注4)		
エポキシ粉体塗装	水道用ダクト内面エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)に準じる。	水道用ダクト内面エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)	計 300		
水道用タールエポキシ樹脂系塗装	補修塗(注2)	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	80		
	中塗、上塗 計2層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	計 200 (注3)		
エポキシ樹脂系塗装	補修塗(注2)	構造物用さび止めペイント(JIS K5551)	50		
	下塗	構造物用さび止めペイント(JIS K5551)	50		
	中塗、上塗 計2層以上	構造物用さび止めペイント(JIS K5551)	計 80 (注3)		
(注1) 膜厚は、乾燥・硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。 (注2) 補修塗とは、3種、4種ケレンで地肌が出た部分について、部分的に塗装を行うことである。 (注3) 各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作会社の指定による。 (注4) 管類等の現場における内面塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合は、水道用エポキシ樹脂系プライマーを下塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め $400\mu\text{m}$ 以上とする。 (注5) 本表指定の JIS 及び JWWA 規格が改定された場合は、最新版を適用する。					

第3章第7節から移行

改定				現行	備考
表 2.3.5 標準塗装色					表番号の変更
被塗装物（機器、材料、配管等）		塗 装 色			
		色票番号	マンセル値		
主 ボ ン プ 設 備	ポンプ本体	J65-80H	5B8/ 4		色票番号を最新版 に修正
	軸継手	J09-50X	10R5/14		
	電動機	J65-80H	5B8/ 4		
	液体抵抗器	J65-80H	5B8/ 4		
主 配 管	原水	J39-60L	10GY6/ 6		
	未ろ過水(沈殿水)	J39-80H	10GY8/ 4		
	給水	J69-50T	10B5/10		
	排水(洗浄排水、上澄水)	J17-70L	7.5YR7/ 6		
	排泥	J17-50L	7.5YR5/ 6		
薬液注入配管、 注入設備	塩水ポンプ	—	2.5PB7/ 6		
	塩水配管	—	2.5PB7/ 6		
	次亜塩素酸ナトリウム配管、貯槽、注入ポンプ	J22-85H	2.5Y8.5/ 4		
	ポリ塩化アルミニウム配管、貯槽、注入ポンプ	—	10G5/ 4		
	硫酸アルミニウム配管、貯槽、注入ポンプ	J52-60L	2.5BG6/ 6		
	水酸化ナトリウム配管、貯槽、注入ポンプ	J07-80H	7.5R8/ 4		
	水酸化ナトリウム(中和廃液)配管	J22-85F	2.5Y8.5/ 3		
	水酸化カルシウム配管、貯槽、注入ポンプ	J09-70T	10R7/10		
	活性炭(スラリ)配管、貯槽、注入ポンプ	JN-40	N-4		
	硫酸配管、貯槽、注入ポンプ	J12-60X	2.5YR6/14		
	二酸化炭素ガス配管	J37-50L	7.5GY5/ 6		
	オゾン化空気配管(注入系統)	J82-40L	2.5P4/10		
	薬品廃液配管	J17-70L	7.5YR7/ 6		
空 気 源 設 備	空気槽、真空タンク	JN-95	N-9.5		
	空気圧縮機、真空ポンプ	—	2.5B6/ 2		
	空気(真空)配管	JN-95	N-9.5		

第3章第7節から移行

改定			現行	備考	
表 2.3.5 標準塗装色（続き）			第3章第7節から移行	表番号の変更	
被塗装物（機器、材料、配管等）	塗 装 色			色票番号を最新版に修正	
	色票番号	マンセル値			
その他設備	圧油・貯油槽（ギアポンプ含む。）	J09-50X			10R5/14
	受・給水槽	J65-80H			5B8/ 4
	かくはん機類（駆動部）	J65-80H			5B8/ 4
	コンベヤ類	J55-60B			5BG6/ 1
	クレーン	J65-80H			5B8/ 4
	電動弁	J65-80H			5B8/ 4
	配管架台（めっきを施したものは除く。）	J55-60B			5BG6/ 1
	自家発排気管（耐熱塗料）	シルバー			
	ケーブルダクト（電線管を含む。）	J22-70B			2.5Y7/ 1
	ケーブルラックサポート（めっきを施したものは除く。）	J55-60B			5BG6/ 1
	屋内点検架台（点検歩廊、階段、手すり等）	J39-80H			10GY8/ 4
	屋外点検架台	シルバー			
	指示のない機器・架台類	J65-80H			5B8/ 4
	燃料用油類	J07-40X			7.5R4/14
	油圧装置用油	J09-50X			10R5/14
	排オゾン	J85-70L			5P7/ 6
	漏えいオゾン	J92-40V			2.5RP4/12
	脱水機	J39-80H	10GY8/ 4		
	小水力発電設備	J65-80H	5B8/ 4		
<p>（注）色票番号は、（一社）日本塗料工業会発行による塗料用標準色見本帳（平成29年J版）のものである。</p> <p>見本帳が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これにより難しい場合は、マンセル値に対応する色又はその近似色で監督員の承諾を得たものとする。</p>				最新版に修正	
<p>第4節 溶接</p> <p>2.4.1 1 （現行のとおり）</p> <p>2.4.2 溶接品質管理</p> <p>（1） （現行のとおり）</p> <p>（2）溶接仕様書は、次の規格その他関連規格に基づいて作成する。</p> <p>ア JIS Z3400「金属材料の融接に関する品質要求事項」</p> <p>イ JIS Z3410「溶接管理 - 任務及び責任」</p> <p>ウ JIS Z3420「金属材料の溶接施工要領及びその承認 - 一般原則」</p> <p>（3） （現行のとおり）</p> <p>2.4.3 溶接施工方法</p> <p>（1） ～ （2） （現行のとおり）</p>			第3章第8節から移行	節番号の変更 項番号の変更 項番号の変更	
				修正	
				項番号の変更	

改定	現行	備考																
<p>(3) 欠陥部の補修 欠陥部の補修は、受注者の責任と費用負担により行う。欠陥部の補修に当たっては、次の事項に注意しなければならない。 ア 補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行わなければならない。 イ 補修は原則として「表2.4 溶接欠陥の補修方法」に示す方法とする。これ以外の場合は監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 2.4 溶接欠陥の補修方法</p> <table border="1" data-bbox="62 389 981 740"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アークストライク</td> <td>母材表面にへこみを生じた部分は、溶接肉盛りの後グラインダ仕上げを行う。</td> </tr> <tr> <td>組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>溶接割れ</td> <td>割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>溶接ビード表面のピット</td> <td>アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>オーバーラップ</td> <td>グラインダで削り整形する。</td> </tr> <tr> <td>溶接ビード表面の凹凸</td> <td>グラインダ仕上げをする。</td> </tr> <tr> <td>アンダーカット</td> <td>溶接後、グラインダ仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	アークストライク	母材表面にへこみを生じた部分は、溶接肉盛りの後グラインダ仕上げを行う。	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。	溶接割れ	割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	オーバーラップ	グラインダで削り整形する。	溶接ビード表面の凹凸	グラインダ仕上げをする。	アンダーカット	溶接後、グラインダ仕上げする。	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>第3章第8節から移行</p> </div>	<p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p>
欠陥の種類	補修方法																	
アークストライク	母材表面にへこみを生じた部分は、溶接肉盛りの後グラインダ仕上げを行う。																	
組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。																	
溶接割れ	割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																	
溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																	
オーバーラップ	グラインダで削り整形する。																	
溶接ビード表面の凹凸	グラインダ仕上げをする。																	
アンダーカット	溶接後、グラインダ仕上げする。																	

改定	現行	備考
<p data-bbox="235 699 810 762">第3章 機械設備工事</p>	<p data-bbox="1198 699 1774 762">第3章 機械設備工事</p>	

改定	現行	備考
<p style="text-align: center;">第3章 機械設備工事</p> <p>第1節 共通事項 3. 1. 1 ~ 3. 1. 3 （現行のとおり）</p> <p>第2節 ポンプ 3. 2. 1 一般事項 (1) ~ (3) （現行のとおり） (4) ポンプには原則として次の塗装を施す。ただし、小口径のポンプでメーカー標準塗装が次の仕様を満たさない場合は、ステンレス製ポンプとする。この場合、ステンレス鋼その他のさびを生じない材質の部分、すり合わせ部及びはめ合部は、塗装をしない。 なお、塗装仕様は、「第2章 第3節 塗装」による。 ア～イ （現行のとおり） (5) 低圧トップランナーモータ（JIS C4213「低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ」）の適用範囲とされている電動機は、原則として、プレミアム効率（IE3）の電動機とする。</p> <p>3. 2. 2 両吸込渦巻ポンプ 3. 2. 3. 1 機器仕様 (1) ~ (4) （現行のとおり） (5) 附属品 次のものを標準とする。 ア 共通ベース又はポンプベース及び基礎ボルト・ナット イ 軸継手及び軸継手カバー ウ 空気抜き弁及びドレン抜き弁 エ 軸受用ダイヤル式温度計（接点付き） オ 吸込み側連成計又は圧力計及び吐出側圧力計 カ ポンプ附帯小配管弁類 キ 潤滑油（油潤滑の場合）</p> <p>3. 2. 3. 2 ~ 4. 2. 3. 3 （現行のとおり） 3. 2. 3 ~ 3. 2. 9 （現行のとおり）</p> <p>第3節 薬品注入設備 3. 3. 1 ~ 3. 3. 3 （現行のとおり） 3. 3. 4 貯蔵設備 (1) （現行のとおり） (2) 貯槽をFRP製とする場合は、次の規格による。 JIS K7012「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」 (3) ~ (10) （現行のとおり） 3. 3. 5 ~ 3. 3. 7 （現行のとおり）</p> <p>第4節 排水処理設備 3. 4. 1 （現行のとおり） 3. 4. 2 横型加圧脱水機 3. 4. 2. 1 機器仕様 (1) ~ (2) （現行のとおり） (3) 塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第2章 第3節 塗装」による。 (4) （現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 機械設備工事</p> <p>第1節 共通事項 3. 1. 1 ~ 3. 1. 3 （略）</p> <p>第2節 ポンプ 3. 2. 1 一般事項 (1) ~ (3) （略） (4) ポンプには原則として次の塗装を施す。ただし、小口径のポンプでメーカー標準塗装が次の仕様を満たさない場合は、ステンレス製ポンプとする。この場合、ステンレス鋼その他のさびを生じない材質の部分、すり合わせ部及びはめ合部は、塗装をしない。 なお、塗装仕様は、「第7節 塗装」による。 ア～イ （略） (5) 低圧トップランナーモータ（JIS C4213）の適用範囲とされている電動機は、原則として、プレミアム効率（IE3）の電動機とする。</p> <p>3. 2. 2 両吸込渦巻ポンプ 3. 2. 3. 1 機器仕様 (1) ~ (4) （略） (5) 附属品 次のものを標準とする。 ア 共通ベース又はポンプベース及び基礎ボルト・ナット イ 軸継手及び軸継手カバー ウ 空気抜き弁及びドレン抜き弁 エ ダイヤル式温度計（接点付き） オ 吸込み側連成計又は圧力計及び吐出側圧力計 カ ポンプ附帯小配管弁類 キ 潤滑油（油潤滑の場合）</p> <p>3. 2. 3. 2 ~ 4. 2. 3. 3 （略） 3. 2. 3 ~ 3. 2. 9 （略）</p> <p>第3節 薬品注入設備 3. 3. 1 ~ 3. 3. 3 （略） 3. 3. 4 貯蔵設備 (1) （略） (2) 貯槽をFRP製とする場合は、次の規格による。 JIS K7012「ガラス強化繊維プラスチック製耐食貯槽」 (3) ~ (10) （略） 3. 3. 5 ~ 3. 3. 7 （略）</p> <p>第4節 排水処理設備 3. 4. 1 （略） 3. 4. 2 横型加圧脱水機 3. 4. 2. 1 機器仕様 (1) ~ (2) （略） (3) 塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第7節 塗装」による。 (4) （略）</p>	<p>項番号の整合</p> <p>規格名称の追加</p> <p>対象を明確化させるための追加</p> <p>修正</p> <p>項番号の整合</p>

第3章 機械設備工事（平成30年4月一部改定）

改定	現行	備考
<p>3.4.2.2 補修 (1)～(5) (現行のとおり) (6) 脱水機のフレーム等の塗装は、素地調整(3種ケレン)を行ってから塗装する。塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は「第2章 第3節 塗装」による。</p> <p>3.4.3 排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ (1)～(2) (現行のとおり) (3) 塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第2章 第3節 塗装」による。 (4) (現行のとおり)</p> <p>3.4.4 圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ (1) 適用規格 JIS 8319 「小型多段遠心ポンプ」 (2) 主要部材質 ア ケーシング JIS G5501 FC200 イ 羽根車 JIS H5120 CAC406、JIS G4303 SUS304、JIS H5121 SCS13 ウ 主軸 JIS4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C (3) 塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第2章 第3節 塗装」による。 (4) 附属品 ア 共通ベース又はポンプベース及び基礎ボルト・ナット イ 軸継手及び軸継手カバー ウ 吐出側圧力計 エ ポンプ附帯小配管弁類</p> <p>3.4.5 (現行のとおり)</p> <p>第5節 計装用空気源設備 3.5.1～3.5.3 (現行のとおり) 3.5.4 除湿装置(エアドライヤ) 3.5.4.1～3.5.4.2 (現行のとおり) 3.5.4.3 冷凍式ドライヤ (1) 適用規格 JIS B8391-1 「エアドライヤ」第1部：仕様及び試験 (2)～(3) (現行のとおり)</p> <p>3.5.5 (現行のとおり)</p> <p>第6節 配管・弁類 3.6.1 配管材料 3.6.1.1 (現行のとおり) 3.6.1.2 小口径配管等 (1) 小口径配管、薬液配管等(以下「小口径配管等」という。)のうち、主要な管種の規格「表3.6.1 小口径配管等の主要な規格」に示す。</p>	<p>3.4.2.2 補修 (1)～(5) (略) (6) 脱水機のフレーム等の塗装は、素地調整(3種ケレン)を行ってから塗装する。塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は「第7節 塗装」による。</p> <p>3.4.3 排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ (1)～(2) (略) (3) 塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第7節 塗装」による。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3.4.4 圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ (1) 適用規格 JIS 8319 「小型多段遠心ポンプ」 (2) 主要部材質 ア ケーシング JIS G5501 FC200 イ 羽根車 JIS H5120 CAC406、JIS G4303 SUS304、JIS H5121 SCS13 ウ 主軸 JIS4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C (3) 塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第7節 塗装」による。</p> <p>(4) 附属品 ア 共通ベース又はポンプベース及び基礎ボルト・ナット イ 軸継手及び軸継手カバー ウ 吐出側圧力計 エ ポンプ附帯小配管弁類</p> <p>3.4.5 (略)</p> <p>第5節 計装用空気源設備 3.5.1～3.5.3 (略) 3.5.4 除湿装置(エアドライヤ) 3.5.4.1～3.5.4.2 (略) 3.5.4.3 冷凍式ドライヤ (1) 適用規格 JIS B8391 「エアドライヤ」 (2)～(3) (略)</p> <p>3.5.4 (略)</p> <p>第6節 配管・弁類 3.6.1 配管材料 3.6.1.1 (略) 3.6.1.2 小口径配管等 (1) 小口径配管、薬液配管等(以下「小口径配管等」という。)のうち、主要な管種の規格「表3.6.1 小口径配管等の主要な規格」に示す。</p>	<p>項番号の整合</p> <p>項番号の整合</p> <p>項番号の整合</p> <p>修正</p>

改定			現行			備考	
表3.6.1 小口径配管等の主要な規格			表3.6.1 小口径配管等の主要な規格				
管種（記号）	規 格	備考（主な使用区分）	管種（記号）	規 格	備考（主な使用区分）		
鋼管	SGP(黒)	JIS G3452 「配管用炭素鋼鋼管」	SGP(黒)	JIS G3452 「配管用炭素鋼鋼管」	水分のない油、ガス、空気等用	JIS 格上げに伴う修正	
	SGP(白)		水分を含む油、ガス、空気等用				
	SGPW	JIS G3442 「水配管用亜鉛めっき鋼管」	雑用水用（水道用は不適）				
	STPG370	JIS G3454 「圧力配管用炭素鋼鋼管」					
	STS370	JIS G3455 「高圧配管用炭素鋼鋼管」					
	STPL380	JIS G3460 「低温配管用鋼管」					
	ラインング	SGP-VA	JWWA K116 「水道用硬質ビニルライニング鋼管」	SGP-VA	JWWA K116 「水道用硬質ビニルライニング鋼管」		外表面亜鉛めっき
		SGP-VB		埋設用			
		SGP-VD					
		SGP-FVA	WSP 011 「フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管」	SGP-FVA	WSP 011 「フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管」		外表面亜鉛めっき
		SGP-FVB		埋設用			
		SGP-FVD					
		SGP-PA	JWWA K132 「水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管」	SGP-PA	JWWA K132 「水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管」		外表面亜鉛めっき
		SGP-PB		埋設用			
		SGP-PD					
		SGP-FPA	WSP 039 「フランジ付 ポリエチレン粉体ライニング鋼管」	SGP-FPA	WSP 039 「フランジ付 ポリエチレン粉体ライニング鋼管」		外表面亜鉛めっき
	SGP-FPB	埋設用					
	SGP-FPD						
	ステンレス	SUS304TP		ステンレス	SUS304TP		
SUS316TP		JIS G3459 「配管用ステンレス鋼鋼管」	ステンレス	SUS316TP	JIS G3459 「配管用ステンレス鋼鋼管」		
樹脂管	PE	JIS K6762 「水道用ポリエチレン二層管」	薬品注入用（一種） サンプリング用	PE	JIS K6762 「水道用ポリエチレン二層管」	薬品注入用（一種） サンプリング用	
	VU	JIS K6741 「硬質ポリ塩化ビニル管」	雑用水、排水用	VU	JIS K6741 「硬質ポリ塩化ビニル管」	雑用水、排水用	
	VP		雑用水用	VP		雑用水用	
	HIVP	JIS K6742 「水道用硬質ポリ塩化ビニル管」	水道用 耐衝撃性、水道用	HIVP	JIS K6742 「水道用硬質ポリ塩化ビニル管」	水道用 耐衝撃性、水道用	
	REP-VU	AS58 「排水用リサイクル硬質塩化ビニル管」		REP-VU	AS58 「排水用リサイクル硬質塩化ビニル管」		
	RF-VP	JIS K9798 「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」	排水用	RF-VP	AS59 「建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管」	排水用	
	RS-VU	AS62 「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管」		RS-VU	AS62 「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管」		
	(2)～(3) (現行のとおり)			(2)～(3) (略)			
3.6.2 (現行のとおり)			3.6.2 (略)				
3.6.3 弁類			3.6.3 弁類				
3.6.3.1～3.6.3.3 (現行のとおり)			3.6.3.1～3.6.3.3 (略)				
3.6.3.4 小口径弁類			3.6.3.4 小口径弁類				
(1) 小口径配管に用いる主要な弁類の仕様は、次のとおりである。 ア～イ (現行のとおり) ウ JIS B2051 「可鍛鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁」 エ～サ (現行のとおり)			(1) 小口径配管に用いる主要な弁類の仕様は、次のとおりである。 ア～イ (略) ウ JIS B2051 「可鍛鉄 10Kねじ込み形弁」 エ～サ (略)				
(2)～(5) (現行のとおり)			(2)～(5) (略)				
3.6.4 (現行のとおり)			3.6.4 (略)				

改 定	現 行	備 考																																		
<p>3.6.5 配管布設</p> <p>3.6.5.1 共通事項</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 床面を貫通する配管は、腐食の原因となる湿潤な雰囲気を形成しないために、モルタルで床面から100mm程度を防護する。この場合、くぼみ、剥離、割れ等が生じないように特に注意して施工する。</p> <p>(7)～(14) (現行のとおり)</p> <p>3.6.5.2～3.6.5.2 (現行のとおり)</p> <p>3.6.5.3 小口径配管等</p> <p>(1)～(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 水道用ポリエチレン二層管の据付けは、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア 使用圧力は0.75MPa以下とする。</p> <p>イ 配管の布設は、蛇行配管を基本とする（蛇行配管とは、巻き癖を取り除き、一直線に引き延ばさない程度とすることである。）</p> <p>ウ 配管の生曲げ加工を行う場合は、管外径の約20倍を限度とする。</p> <p>エ 配管支持を行う場合は、配管に過度な応力を与えないように注意する。</p> <p>オ 配管支持の間隔は、たわみ代を十分とり、固定はルーズにする。</p> <p>カ 配管温度が上昇すると、耐水圧性能が低下するため、周辺温度や管内温度には十分注意する。</p> <p>(10)～(13) (現行のとおり)</p> <p>(14) 地中埋設に使用する配管は、原則として樹脂管、鋳鉄管、ステンレス鋼管又は外面を合成樹脂で被覆された鋼管とする。</p> <p>なお、外面を被覆されていない鋼管を用いる場合は、「表3.6.8 埋設配管用防食材料」に掲げる材料を用い、次の防食処理のいずれかを施す。</p> <p>ア～ウ (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">表 3.6.8 埋設配管用防食材料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 90%;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防食テープ</td> <td>ベトログラム系 JIS Z1902「ベトログラム系防食テープ」厚さ1.1mm</td> </tr> <tr> <td>絶縁テープ</td> <td>ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食シート</td> <td>ベトログラム系 変成ベトログラムを主原料とした防食層と非加硫ゴムシート層から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食用プライマ</td> <td>ベトログラム系 JIS Z1903「ベトログラム系防食ペースト」によるもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチックテープ</td> <td>自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、JIS Z1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの</td> </tr> <tr> <td>熱収縮材</td> <td>架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート</td> </tr> </tbody> </table> <p>(15)～(16) (現行のとおり)</p> <p>3.6.5.4 (現行のとおり)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: yellow;"> <p>第3章第7節は、第2章第3節に移行したため削除</p> </div>	名 称	仕 様	防食テープ	ベトログラム系 JIS Z1902「ベトログラム系防食テープ」厚さ1.1mm	絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの	防食シート	ベトログラム系 変成ベトログラムを主原料とした防食層と非加硫ゴムシート層から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの	防食用プライマ	ベトログラム系 JIS Z1903「ベトログラム系防食ペースト」によるもの	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの	プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、JIS Z1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの	熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート	<p>3.6.5 配管布設</p> <p>3.6.5.1 共通事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 床面を貫通する配管は、腐食の原因となる湿潤な雰囲気を形成しないために、モルタルで床面から100mm程度を防護する。この場合、くぼみ、剥離、割れ等が生じないように特に注意して施工する。</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>3.6.5.2～3.6.5.2 (略)</p> <p>3.6.5.3 小口径配管等</p> <p>(1)～(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 水道用ポリエチレン二層管の据付けは、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア 使用圧力は0.75MPa以下とする。</p> <p>イ 配管の布設は、蛇行配管を基本とする。（蛇行配管とは、巻き癖を取り除き、一直線に引き延ばさない程度とすることである。）</p> <p>ウ 配管の生曲げ加工を行う場合は、管外径の約20倍を限度とする。</p> <p>エ 配管支持を行う場合は、配管に過度な応力を与えないように注意する。</p> <p>オ 配管支持の間隔は、たわみ代を十分とり、固定はルーズにする。</p> <p>カ 配管温度が上昇すると、耐水圧性能が低下するため、周辺温度や管内温度には十分注意する。</p> <p>(10)～(13) (現行のとおり)</p> <p>(14) 地中埋設に使用する配管は、原則として樹脂管、鋳鉄管、ステンレス鋼管又は外面を合成樹脂で被覆された鋼管とする。</p> <p>なお、外面を被覆されていない鋼管を用いる場合は、「表3.6.8 埋設配管用防食材料」に掲げる材料を用い、次の防食処理のいずれかを施す。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3.6.8 埋設配管用防食材料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 90%;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防食テープ</td> <td>ベトログラム系 JIS Z1902「ベトログラム系防食テープ」厚さ1.1mm</td> </tr> <tr> <td>絶縁テープ</td> <td>ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食シート</td> <td>ベトログラム系 変成ベトログラムを主原料とした防食層と非加硫ゴムシート層から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食用プライマ</td> <td>ベトログラム系 JIS Z1903「ベトログラム系防食ペースト」によるもの</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチックテープ</td> <td>自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、JIS Z1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの</td> </tr> <tr> <td>熱収縮材</td> <td>架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート</td> </tr> <tr> <td>覆装材</td> <td>JIS G3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」によるビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット</td> </tr> </tbody> </table> <p>(15)～(16) (略)</p> <p>3.6.5.4 (略)</p> <p>第7節 塗装</p> <p>3.7.1～3.7.2 (略)</p>	名 称	仕 様	防食テープ	ベトログラム系 JIS Z1902「ベトログラム系防食テープ」厚さ1.1mm	絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの	防食シート	ベトログラム系 変成ベトログラムを主原料とした防食層と非加硫ゴムシート層から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの	防食用プライマ	ベトログラム系 JIS Z1903「ベトログラム系防食ペースト」によるもの	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの	プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、JIS Z1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの	熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート	覆装材	JIS G3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」によるビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット	<p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>JIS 規格廃止に伴う削除</p> <p>節番号の変更 項番号の変更</p>
名 称	仕 様																																			
防食テープ	ベトログラム系 JIS Z1902「ベトログラム系防食テープ」厚さ1.1mm																																			
絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの																																			
防食シート	ベトログラム系 変成ベトログラムを主原料とした防食層と非加硫ゴムシート層から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの																																			
	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの																																			
防食用プライマ	ベトログラム系 JIS Z1903「ベトログラム系防食ペースト」によるもの																																			
	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの																																			
プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、JIS Z1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの																																			
熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート																																			
名 称	仕 様																																			
防食テープ	ベトログラム系 JIS Z1902「ベトログラム系防食テープ」厚さ1.1mm																																			
絶縁テープ	ブチルゴム系 ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの																																			
防食シート	ベトログラム系 変成ベトログラムを主原料とした防食層と非加硫ゴムシート層から成るシートで厚さ0.4mm以上のもの																																			
	ブチルゴム系 自己融着性非加硫ゴムシートで厚さ2.0mm以上のもの																																			
防食用プライマ	ベトログラム系 JIS Z1903「ベトログラム系防食ペースト」によるもの																																			
	ブチルゴム系 ブチルゴムを主成分とした固形分を溶剤で溶かしたもの																																			
プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、JIS Z1901「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」に準じる品質を有するもの																																			
熱収縮材	架橋ポリエチレンを基材として内面にブチルゴムの粘着層を塗布した、厚さ1.5mm以上の熱収縮チューブ又は厚さ1.0mm以上の熱収縮シート																																			
覆装材	JIS G3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」によるビニロンクロス、ガラスクロス又はガラスマット																																			

























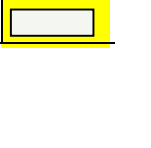
改定	現行	備考																															
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 第3章第7節は、第2章第3節に移行したため削除 </div>	<p>3. 7. 3 塗装の種類 (1) 特記又は他の節で定める場合を除き、機器及び材料（配管を含む。）の塗装は、原則として設置環境に従い「表 3. 7. 1 標準塗装仕様」に定める種類とする。 (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 7. 1 標準塗装仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用区分 (設置環境)</th> <th>塗装の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">屋内</td> <td>フェノール樹脂系塗装</td> <td>電気室、換気機械室、計算機室等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋外</td> <td>フタル酸樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高湿部</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗装</td> <td>ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">水 中 部 水滴飛散部 乾湿交番部</td> <td></td> <td>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 エポキシ樹脂粉体塗装</td> <td rowspan="2">浄水若しくは浄水処理過程の水に接し又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道用液状エポキシ樹脂塗装</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エポキシ樹脂系塗装 水道用タールエポキシ樹脂塗装</td> <td>上段以外の部分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">耐薬品部</td> <td style="text-align: center;">屋内</td> <td>エポキシ樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋外</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗装</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用区分 (設置環境)		塗装の種類	備考	一般	屋内	フェノール樹脂系塗装	電気室、換気機械室、計算機室等	屋外	フタル酸樹脂系塗装		高湿部		ポリウレタン樹脂系塗装	ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室等	水 中 部 水滴飛散部 乾湿交番部		水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 エポキシ樹脂粉体塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接し又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分		水道用液状エポキシ樹脂塗装		エポキシ樹脂系塗装 水道用タールエポキシ樹脂塗装	上段以外の部分	耐薬品部	屋内	エポキシ樹脂系塗装		屋外	ポリウレタン樹脂系塗装		<p>項番号の変更 表番号の変更 表番号の変更</p>
	適用区分 (設置環境)		塗装の種類	備考																													
一般	屋内	フェノール樹脂系塗装	電気室、換気機械室、計算機室等																														
	屋外	フタル酸樹脂系塗装																															
高湿部		ポリウレタン樹脂系塗装	ポンプ室、配管室、管廊、脱水機室等																														
水 中 部 水滴飛散部 乾湿交番部		水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 エポキシ樹脂粉体塗装	浄水若しくは浄水処理過程の水に接し又は飛散した水滴が滴下してこれに混入する可能性のある部分																														
		水道用液状エポキシ樹脂塗装																															
		エポキシ樹脂系塗装 水道用タールエポキシ樹脂塗装	上段以外の部分																														
耐薬品部	屋内	エポキシ樹脂系塗装																															
	屋外	ポリウレタン樹脂系塗装																															
	<p>3. 7. 4 素地調整 (1) 被塗装物の表面を塗装に先立ち、さびを落とし清掃を行うものとし、設計図書に示す素地調整の種類に応じて、「表 3. 7. 2 素地調整の種類と仕様」の仕様により素地調整を行う。 (2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 7. 2 素地調整の種類と仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>素地調整の種類</th> <th>調整面の状態</th> <th>工法又は工具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 種 ケ レ ン</td> <td>旧塗装、ミルスケール、さびその他の付着物を完全に除去し、清浄な金属面としたもの</td> <td>ブラスト 酸洗い</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 種 ケ レ ン</td> <td>旧塗装、緩んだ黒皮、さびその他の付着物を除去し、金属肌を現し清浄な金属面としたもの</td> <td>グラインダ ワイヤブラシ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 種 ケ レ ン</td> <td>塗装面の活膜は残すが、さびを生じた部分は金属肌を現し清浄な金属面としたもの</td> <td>サンドペーパー ディスクサンダ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 種 ケ レ ン</td> <td>粉化物、さび、汚れ及び溶接スパッタを除去し、清浄な面としたもの</td> <td>スクレーパ等</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整の種類	調整面の状態	工法又は工具	1 種 ケ レ ン	旧塗装、ミルスケール、さびその他の付着物を完全に除去し、清浄な金属面としたもの	ブラスト 酸洗い	2 種 ケ レ ン	旧塗装、緩んだ黒皮、さびその他の付着物を除去し、金属肌を現し清浄な金属面としたもの	グラインダ ワイヤブラシ	3 種 ケ レ ン	塗装面の活膜は残すが、さびを生じた部分は金属肌を現し清浄な金属面としたもの	サンドペーパー ディスクサンダ	4 種 ケ レ ン	粉化物、さび、汚れ及び溶接スパッタを除去し、清浄な面としたもの	スクレーパ等	<p>項番号の変更 表番号の変更 表番号の変更</p>																
素地調整の種類	調整面の状態	工法又は工具																															
1 種 ケ レ ン	旧塗装、ミルスケール、さびその他の付着物を完全に除去し、清浄な金属面としたもの	ブラスト 酸洗い																															
2 種 ケ レ ン	旧塗装、緩んだ黒皮、さびその他の付着物を除去し、金属肌を現し清浄な金属面としたもの	グラインダ ワイヤブラシ																															
3 種 ケ レ ン	塗装面の活膜は残すが、さびを生じた部分は金属肌を現し清浄な金属面としたもの	サンドペーパー ディスクサンダ																															
4 種 ケ レ ン	粉化物、さび、汚れ及び溶接スパッタを除去し、清浄な面としたもの	スクレーパ等																															
	<p>3. 7. 5 塗装作業 (1)～(5) (略) (6) 新設する機器及び材料並びに補修する機器で1種又は2種ケレンを行うものは、塗装の種類に従い「表 3. 7. 3 新設機器等の塗装仕様及び工程」により塗装を行う。 (7) 塗り替え(3種又は4種ケレンを行うもの)の場合は、原則として塗装の種類に従い「表 3. 7. 4 塗替えの塗装仕様及び工程」により塗装を行う。 (8)～(11) (略)</p> <p>3. 7. 6 塗装色 (1) 塗り重ねて塗装する場合は、原則として、各層の塗装色を違える。 (2) 主な機器及び配管の上塗り層の塗装色は、「表 3. 7. 5 標準塗装色」による。ただし、設計図書で塗装色を別に定める場合又は監督員が塗装色を別に指示する場合は、それによる。なお、標準塗装色の規定されていないものについては、次の点に注意し、監督員と協議の上適切な塗装色を選定する。 ア～イ (略) (3)～(4) (略)</p>	<p>項番号の変更 表番号の変更 表番号の変更 項番号の変更 表番号の変更</p>																															

改定	現行			備考
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> 第3章第7節は、第2章第3節に移行したため削除 </div>	表 3.7.3 新設機器等の塗装仕様及び工程			
	種類	工程	塗料の調合及び処理	標準膜厚 (μm) (注1)
	フェノール樹脂系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ (JIS K5633 2種)	15
		下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント (JIS K5674)	35
		下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント (JIS K5674)	35
		中塗	フェノール樹脂系塗料	25
		上塗	フェノール樹脂系塗料	25
	ポリウレタン樹脂系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ (JIS K5552)	20
		下塗一層	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60
		下塗二層	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60
		中塗	鋼構造物用耐候性塗料 (中塗用) (JIS K5659)	30
	上塗	鋼構造物用耐候性塗料 (上塗用) (JIS K5659)	25	
	フタル酸樹脂系塗装	プライマ	長曝型エッチングプライマ (JIS K5633 2種)	15
		下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント (JIS K5674)	35
		下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント (JIS K5674)	35
		中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (中塗用) (JIS K5516 2種)	30
		上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (上塗用) (JIS K5516 2種)	25
	水道用液状エポキシ樹脂塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ	20
		下塗、中塗、上塗 計4層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料 (JWWA K135)	計 300 (注2、3)
	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法 (JWWA K157) に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料 (JWWA K157)	計 300 (注2、3)
エポキシ粉体塗装	水道用ダクタイトル 鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112) に準じる。	水道用ダクタイトル 鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)	計 300	
水道用タールエポキシ樹脂塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ (JIS K5552)	20	
	下塗、中塗、上塗 計3層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料 (JWWA K115)	計 300 (注2)	
エポキシ樹脂系塗装	プライマ	ジンクリッチプライマ (JIS K5552)	20	
	下塗、中塗、上塗 計4層以上	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	計 200 (注2)	
(注1)	膜厚は、乾燥及び硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。			
(注2)	各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作者の指定による。			
(注3)	管類等の現場における内面塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合は、水道用エポキシ樹脂系プライマーを下塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め 400 μm 以上とする。			
(注4)	本表指定の JIS 及び JWWA 規格が改定された場合は、最新版を適用する。			

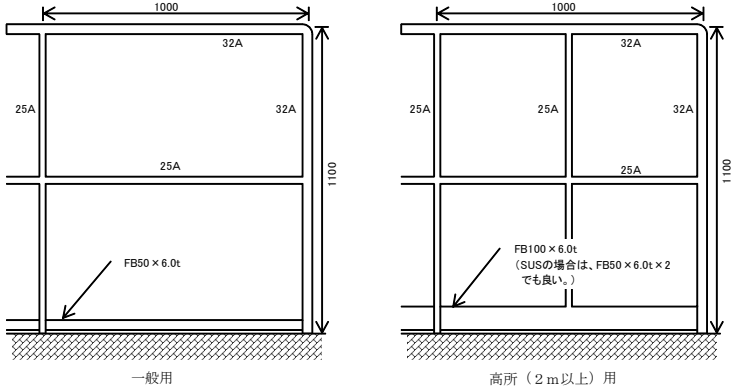
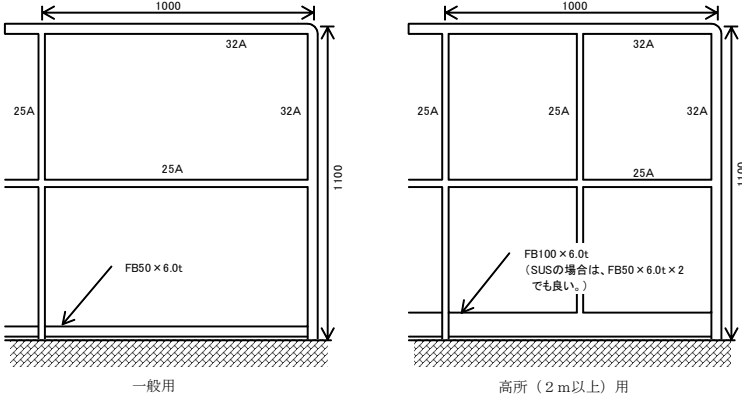
表番号の変更

修正
修正













改 定	現 行			備 考
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第3章第7節は、第2章第3節に移行したため削除 </div>	表 3.7.4 塗替えの塗装仕様及び工程			
	種 類	工 程	塗料の調合及び処理	標準膜厚 (μm) (注1)
	フェノール樹脂系塗装	補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35
		下塗	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35
		中塗	フェノール樹脂系塗料	25
		上塗	フェノール樹脂系塗料	25
	ポリウレタン樹脂系塗装	補修塗(注2)	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50
		下塗	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50
		中塗	鋼構造物用耐候性塗料(中塗用) (JIS K5659)	30
		上塗	鋼構造物用耐候性塗料(上塗用) (JIS K5659)	25
	フタル酸樹脂系塗装	補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35
		下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35
		下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35
		中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料(中塗用)(JIS K5516 2種)	30
	水道用液状エポキシ樹脂塗装	補修塗(注2)	水道用液状エポキシ樹脂塗料 (JWWA K 135)	60
		下塗、中塗、上塗 計3層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料 (JWWA K 135)	計 300 (注3)
	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法(JWWA K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計 300 (注4)
	エポキシ粉体塗装	水道用ダクティル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)に準じる。	水道用ダクティル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G112)	計 300
	水道用タールエポキシ樹脂系塗装	補修塗(注2)	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	80
		中塗、上塗 計2層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	計 200 (注3)
	エポキシ樹脂系塗装	補修塗(注2)	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50
下塗		構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50	
中塗、上塗 計2層以上		構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	計 80 (注3)	
(注1) 膜厚は、乾燥・硬化後に電磁式による計測をした場合のものである。 (注2) 補修塗とは、3種、4種ケレンで地肌が出た部分について、部分的に塗装を行うことである。 (注3) 各層の標準膜厚は、使用する塗料の製作会社の指定による。 (注4) 管類等の現場における内面塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合は、水道用エポキシ樹脂系プライマーを下塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め 400 μm 以上とする。 (注5) 本表指定の JIS 及び JWWA 規格が改定された場合は、最新版を適用する。				

改定	現行					備考	
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 第3章第7節は、第2章第3節に移行したため削除 </div>	表 3.7.5 標準塗装色					表番号の変更 色票番号は最新版に修正 RGB値・色見本は、印刷品質等によるばらつきがあることから削除	
	被塗装物（機器、材料、配管等）	塗 装 色			色見本		
	主ポンプ設備	ポンプ本体	色票番号	マンセル値	RGB値（参考）		
		軸継手	G09-50X	10R5/14	214, 66, 14		
		電動機	G65-80H	5B8/ 4	152, 209, 215		
		液体抵抗器	G65-80H	5B8/ 4	152, 209, 215		
	主配管	原水	G39-60L	10GY6/ 6	115, 156, 101		
		未ろ過水（沈殿水）	G39-80H	10GY8/ 4	173, 205, 161		
		給水	G69-50T	10B5/10	0, 137, 182		
		排水（洗浄排水、上澄水）	G17-70L	7.5YR7/6	221, 157, 109		
		排泥	G17-50L	7.5YR5/6	221, 157, 109		
	薬液注入配管、注入設備	塩水ポンプ	—	2.5PB7/6	124, 180, 208		
		塩水配管	—	2.5PB7/6	124, 180, 208		
		次亜塩素酸ナトリウム配管、貯槽、注入ポンプ	G22-85H	2.5Y8.5/4	238, 207, 156		
		ポリ塩化アルミニウム配管、貯槽、注入ポンプ	—	10G5/ 4	79, 128, 112		
		硫酸アルミニウム配管、貯槽、注入ポンプ	G52-60L	2.5BG6/6	69, 164, 142		
		水酸化ナトリウム配管、貯槽、注入ポンプ	G07-80H	7.5R8/ 4	234, 184, 176		
		水酸化ナトリウム（中和廃液）配管	G22-85F	2.5Y8.5/3	233, 208, 170		
		水酸化カルシウム配管、貯槽、注入ポンプ	G09-70T	10R7/10	251, 133, 101		
		活性炭（スラリー）配管、貯槽、注入ポンプ	GN-40	N-4	86, 88, 89		
		硫酸配管、貯槽、注入ポンプ	G12-60X	2.5YR6/14	236, 99, 0		
	二酸化炭素ガス配管	G37-50L	7.5GY5/ 6	103, 126, 68			
	オゾン化空気配管（注入系統）	G82-40L	2.5P4/10	101, 83, 149			
	薬品廃液配管	G17-70L	7.5YR7/ 6	221, 157, 109			
	空気源設備	空気槽、真空タンク	GN-95	N-9.5	244, 246, 242		
		空気圧縮機、真空ポンプ	—	2.5B6/ 2	115, 146, 147		
		空気（真空）配管	GN-95	N-9.5	244, 246, 242		

改定	現行	備考																
<div data-bbox="197 363 784 467" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> <p>第3章第8節は、第2章第4節に移行したため削除</p> </div> <p>第7節 その他</p> <p>3. 7. 1 ダクト ダクトの材料、附属品、製作及び取付けは、「東京都機械設備工事標準仕様書」のダクトに係る事項を適用する。ただし、塩素注入設備の除害設備用ダクト及びオゾン注入設備用ダクトは、特記による。</p> <p>3. 7. 2 被覆 保温被覆及び防露被覆の材料、附属品、製作及び取付けは、「東京都機械設備工事標準仕様書」の保温工事に係る事項を適用する。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3. 8. 3 溶接施工方法</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 欠陥部の補修 欠陥部の補修は、受注者の責任と費用負担により行う。欠陥部の補修に当たっては、次の事項に注意しなければならない。 ア 補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行わなければならない。 イ 補修は原則として「表3.8 溶接欠陥の補修方法」に示す方法とする。これ以外の場合は監督員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3.8 溶接欠陥の補修方法</p> <table border="1" data-bbox="1025 475 1946 826"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アークストライク</td> <td>母材表面にへこみを生じた部分は、溶接肉盛りの後グラインダ仕上げを行う。</td> </tr> <tr> <td>組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>溶接割れ</td> <td>割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>溶接ビード表面のピット</td> <td>アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>オーバーラップ</td> <td>グラインダで削り整形する。</td> </tr> <tr> <td>溶接ビード表面の凹凸</td> <td>グラインダ仕上げをする。</td> </tr> <tr> <td>アンダーカット</td> <td>溶接後、グラインダ仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 その他</p> <p>3. 9. 1 ダクト ダクトの材料、附属品、製作及び取付けは、「東京都機械設備工事標準仕様書」のダクトに係る事項を適用する。ただし、塩素注入設備の除害設備用ダクト及びオゾン注入設備用ダクトは、特記による。</p> <p>3. 9. 2 被覆 保温被覆及び防露被覆の材料、附属品、製作及び取付けは、「東京都機械設備工事標準仕様書」の保温工事に係る事項を適用する。</p>	欠陥の種類	補修方法	アークストライク	母材表面にへこみを生じた部分は、溶接肉盛りの後グラインダ仕上げを行う。	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。	溶接割れ	割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	オーバーラップ	グラインダで削り整形する。	溶接ビード表面の凹凸	グラインダ仕上げをする。	アンダーカット	溶接後、グラインダ仕上げする。	<p>項番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>節番号の変更 項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p>
欠陥の種類	補修方法																	
アークストライク	母材表面にへこみを生じた部分は、溶接肉盛りの後グラインダ仕上げを行う。																	
組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。																	
溶接割れ	割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																	
溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																	
オーバーラップ	グラインダで削り整形する。																	
溶接ビード表面の凹凸	グラインダ仕上げをする。																	
アンダーカット	溶接後、グラインダ仕上げする。																	

改定	現行	備考
<p>3. 7. 3 手すり・階段</p> <p>(1) 鋼製手すりは、SGP又はSUS304TPを溶接して製作し、形状は「図3. 7 鋼製手すりの形状」による。</p> <p style="text-align: center;">図3. 7 鋼製手すりの形状</p>  <p>(2) (現行のとおり)</p>	<p>3. 9. 3 手すり・階段</p> <p>(1) 鋼製手すりは、SGP又はSUS304TPを溶接して製作し、形状は「図3. 9 鋼製手すりの形状」による。</p> <p style="text-align: center;">図3. 9 鋼製手すりの形状</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>項番号の変更 図番号の変更 図番号の変更</p>

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="255 695 792 759">第4章 電気設備工事</p>	<p data-bbox="1218 695 1756 759">第4章 電気設備工事</p>	

改定	現行	備考																																																									
<p>第4章 電気設備工事</p> <p>第1節 共通事項 4.1.1 (現行のとおり)</p> <p>第2節 配電盤 4.2.1 一般事項 4.2.1.1 構造一般 (1) (現行のとおり) (2) 電気的項目 ア 盤内収納機器 配電盤に取付及び収納される機器の一般的な項目は、次のとおりとする。 (ア) 盤内収納機器、盤表面取付け器具、端子台等は、操作及び保守点検に支障のないように合理的に配置する。 (イ) 遮断器、保護継電器の選定は、動作協調と事故時の経路に存在する機器・材料等の機械的強度及び熱的強度を考慮した短絡強度協調の双方から検討し、電力送電側との保護協調を踏まえた上で決定する。 また、継電器の電流等の整定に際しては、保護協調曲線を監督員に提出する。 (ウ) 保護継電器は動作表示付のものを使用し、動作表示器は原則として手動復帰式とする。 (エ) 補助継電器は、プラグイン形とする。 (オ) 過電流継電器等で誘導形を使用する場合は引出し形とする。 なお、必要なものには瞬時要素を設ける。 (カ) 複合静止型継電器を使用する場合、遮断器等の操作機能は使用しないものとする。 (キ) 遮断器等の「入・切」状態の表示は、盤面の表示灯類により行うものとする。 (ク)～(セ) (現行のとおり) イ (現行のとおり) (3) 塗装、色彩・光沢及び銘板類 ア (現行のとおり) イ 色彩・光沢 (ア) JEM1135「配電盤・制御盤及びその取付器具の色彩」による。 色彩は原則として、「表4.2.2 塗装色」による。 (イ) 盤表面の光沢(つや)は、半つやを標準とする。 (ウ) めっき面、アルミニウム、ステンレスなどに塗装しない。ただし、これらの面へ塗装を施すことがある場合は下地処理を行い、塗装する色彩は「表4.2.2 塗装色」による。 (エ) 設置場所により、景観との調和を図る必要がある場合には、「表4.2.2 塗装色」に限らない。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.2 塗装色</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">色彩を施す場所</th> <th>色票番号</th> <th>マンセル値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">盤</td> <td>盤(チャンネルベースを含む。)の表面及び内面</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">J25-70B</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5Y7/1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋内用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋外用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内面パネルの表面及び裏面</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">JN-15</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">N1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">盤内収納機器のフレーム、カバーなどの金属露出部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">具取盤 な付表 ど器面</td> <td>計器、継電器など、盤表面に表れる器具のふち枠</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">JN-15</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">N1.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般用</td> </tr> <tr> <td>開閉器、操作器などの取っ手</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">非常停止</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">赤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による塗料用標準色見本帳(平成29年J版)のものである。見本帳が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これに</p>	色彩を施す場所		色票番号	マンセル値	盤	盤(チャンネルベースを含む。)の表面及び内面	J25-70B	5Y7/1	屋内用	屋外用	内面パネルの表面及び裏面		JN-15	N1.5	盤内収納機器のフレーム、カバーなどの金属露出部		具取盤 な付表 ど器面	計器、継電器など、盤表面に表れる器具のふち枠	JN-15	N1.5	一般用	開閉器、操作器などの取っ手	非常停止		赤		<p>第4章 電気設備工事</p> <p>第1節 共通事項 4.1.1 (略)</p> <p>第2節 配電盤 4.2.1 一般事項 4.2.1.1 構造一般 (1) (略) (2) 電気的項目 ア 盤内収納機器 配電盤に取付及び収納される機器の一般的な項目は、次のとおりとする。 (ア) 盤内収納機器、盤表面取付け器具、端子台等は、操作及び保守点検に支障のないように合理的に配置する。 (イ) 遮断器、保護継電器の選定は、動作協調と事故時の経路に存在する機器・材料等の機械的強度及び熱的強度を考慮した短絡強度協調の双方から検討し、電力送電側との保護協調を踏まえた上で決定する。 また、継電器の電流等の整定に際しては、保護協調曲線を監督員に提出する。 (ウ) 保護継電器は動作表示付のものを使用し、動作表示器は原則として手動復帰式とする。 (エ) 補助継電器は、プラグイン形とする。 (オ) 過電流継電器等で誘導形を使用する場合は引出し形とする。 なお、必要なものには瞬時要素を設ける。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.2 色彩</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">色彩を施す場所</th> <th>色票番号</th> <th>マンセル値</th> <th>色見本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">盤</td> <td>盤(チャンネルベースを含む。)の表面及び内面</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">G25-70B</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5Y7/1</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋内用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋外用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内面パネルの表面及び裏面</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">GN-15</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">N1.5</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">盤内収納機器のフレーム、カバーなどの金属露出部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">具取盤 な付表 ど器面</td> <td>計器、継電器など、盤表面に表れる器具のふち枠</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">GN-15</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">N1.5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般用</td> </tr> <tr> <td>開閉器、操作器などの取っ手</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">非常停止</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">赤</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による塗料用標準色見本帳(平成25年G版)のものである。見本帳が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これに</p>	色彩を施す場所		色票番号	マンセル値	色見本	盤	盤(チャンネルベースを含む。)の表面及び内面	G25-70B	5Y7/1		屋内用	屋外用	内面パネルの表面及び裏面		GN-15	N1.5		盤内収納機器のフレーム、カバーなどの金属露出部		具取盤 な付表 ど器面	計器、継電器など、盤表面に表れる器具のふち枠	GN-15	N1.5		一般用	開閉器、操作器などの取っ手	非常停止		赤			<p>使用しない機能を明示するための追加項番号の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更 表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>色票番号は最新版に修正 色見本は、印刷品質等によるばらつきがあることから削除</p> <p>最新版に修正</p>
色彩を施す場所		色票番号	マンセル値																																																								
盤	盤(チャンネルベースを含む。)の表面及び内面	J25-70B	5Y7/1																																																								
	屋内用																																																										
	屋外用																																																										
内面パネルの表面及び裏面		JN-15	N1.5																																																								
盤内収納機器のフレーム、カバーなどの金属露出部																																																											
具取盤 な付表 ど器面	計器、継電器など、盤表面に表れる器具のふち枠	JN-15	N1.5																																																								
	一般用																																																										
	開閉器、操作器などの取っ手																																																										
非常停止		赤																																																									
色彩を施す場所		色票番号	マンセル値	色見本																																																							
盤	盤(チャンネルベースを含む。)の表面及び内面	G25-70B	5Y7/1																																																								
	屋内用																																																										
	屋外用																																																										
内面パネルの表面及び裏面		GN-15	N1.5																																																								
盤内収納機器のフレーム、カバーなどの金属露出部																																																											
具取盤 な付表 ど器面	計器、継電器など、盤表面に表れる器具のふち枠	GN-15	N1.5																																																								
	一般用																																																										
	開閉器、操作器などの取っ手																																																										
非常停止		赤																																																									

改定	現行	備考																																															
<p>より難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。</p> <p>ウ（現行のとおり）</p> <p>(4) 添付品等 配電盤等で実装したランプ、ヒューズ類の総数の50%を添付品として納入する。ただし、LEDの添付数は、10%とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.3 配電盤の銘板色</p> <table border="1" data-bbox="174 416 871 643"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統別</th> <th colspan="2">銘板の色</th> </tr> <tr> <th>色票番号</th> <th>マンセル値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>JN-95</td> <td>N9.5</td> </tr> <tr> <td>1系</td> <td>J02-80L</td> <td>2.5R8/6</td> </tr> <tr> <td>2系</td> <td>J65-80H</td> <td>5B8/4</td> </tr> <tr> <td>3系</td> <td>J22-80V</td> <td>2.5Y8/12</td> </tr> <tr> <td>4系</td> <td>J45-70P</td> <td>5G7/8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による塗料用標準色見本帳（平成29年J版）のものである。見本帳が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これにより難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。</p> <p>(注2) 系統別色について、既設色と異なる場合は、監督員の承諾を得たものとする。</p> <p>4.2.2 特別高圧ガス絶縁開閉装置</p> <p>4.2.2.1 一般事項</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2) C-GISはJEC2350「ガス絶縁開閉装置」及びJEM1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。</p> <p>(3) その他、適用する規格として、JEC2300「交流遮断器」、JEC2310「交流断路器及び接地開閉器」、JEC1201「計器用変成器（保護継電器用）」、JEC2374「酸化亜鉛形避雷器」、JEC5202「ブッシング」等である。</p> <p>4.2.2.2（現行のとおり）</p> <p>4.2.3 高圧配電盤</p> <p>高圧遮断器、断路器、高圧コンビネーションスタータ等を具備する高圧配電盤に関する項目は、次のとおりとする。</p> <p>4.2.3.1 一般事項</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2) 高圧盤の遮断器等において、操作場所の切替及び操作は、カムスイッチによる。「入・切」状態の表示は、盤面の表示灯類によるものとする。ただし、原則として既設の列盤に増設する場合は、既設と同様とする。</p> <p>(3) 高圧盤の保護継電器は、原則として複合静止型継電器とし、電流値や状態の表示、各種保護継電器、監視盤等への信号送信、トランスデューサ等の機能を持つものとする。また、原則として遮断器等の操作機能は使用しないものとする。</p> <p>(4)～(5)（現行のとおり）</p> <p>4.2.3.2 構造</p> <p>(1) 盤板厚 収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し設計製作する。</p>	系統別	銘板の色		色票番号	マンセル値	共通	JN-95	N9.5	1系	J02-80L	2.5R8/6	2系	J65-80H	5B8/4	3系	J22-80V	2.5Y8/12	4系	J45-70P	5G7/8	<p>より難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。</p> <p>(注2) 色見本は、印刷品質により実際の色とは異なる場合があるため、参考程度にとどめる。</p> <p>(注3) 色見本の作成は(一社)日本塗料工業会HP（ペイントカラー検索システム） (http://www.toryo.or.jp/cgi-bin/SPCSS/search/main.cgi)による。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(4) 添付品等 配電盤等で実装したランプ、ヒューズ類の総数の50%を添付品として納入する。ただし、LEDの添付数は、10%とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.3 配電盤の銘板色</p> <table border="1" data-bbox="1173 416 1794 643"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統別</th> <th colspan="3">銘板の色</th> </tr> <tr> <th>色票番号</th> <th>マンセル値</th> <th>色見本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>GN-95</td> <td>N9.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1系</td> <td>G02-80L</td> <td>2.5R8/6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2系</td> <td>G65-80H</td> <td>5B8/4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3系</td> <td>G22-80V</td> <td>2.5Y8/12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4系</td> <td>G45-70P</td> <td>5G7/8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による塗料用標準色見本帳（平成25年G版）のものである。見本帳が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これにより難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。</p> <p>(注2) 系統別色について、既設色と異なる場合は、監督員の承諾を得たものとする。</p> <p>(注3) 色見本は、印刷品質により実際の色とは異なる場合があるため、参考程度にとどめる。</p> <p>(注4) 色見本の作成は(一社)日本塗料工業会HP（ペイントカラー検索システム） (http://www.toryo.or.jp/cgi-bin/SPCSS/search/main.cgi)による。</p> <p>4.2.2 特別高圧ガス絶縁開閉装置</p> <p>4.2.2.1 一般事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) C-GISはJEC2350「ガス絶縁開閉装置」及びJEM1425「金属閉鎖型スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。</p> <p>(3) その他、適用する規格として、JEC2300「交流遮断器」、JEC2310「交流断路器」、JEC1201「計器用変成器」、JEC2373「ガス絶縁タンク形避雷器（3.3～154kV系統用）」、JEC5202「ブッシング」等である。</p> <p>4.2.2.2（略）</p> <p>4.2.3 高圧配電盤</p> <p>高圧遮断器、断路器、高圧コンビネーションスタータ等を具備する高圧配電盤に関する項目は、次のとおりとする。</p> <p>4.2.3.1 一般事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 高圧盤の保護継電器は、原則として複合静止型継電器とし、遮断器等の操作、電流値や状態の表示、各種保護継電器、監視盤等への信号送信、トランスデューサ等の機能を持つものとする。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>4.2.3.2 構造</p> <p>(1) 盤板厚 収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し設計製作する。</p>	系統別	銘板の色			色票番号	マンセル値	色見本	共通	GN-95	N9.5		1系	G02-80L	2.5R8/6		2系	G65-80H	5B8/4		3系	G22-80V	2.5Y8/12		4系	G45-70P	5G7/8		<p>色見本の削除に伴う削除及び注番号の修正</p> <p>色票番号は最新版に修正 色見本は、印刷品質等によるばらつきがあることから削除</p> <p>最新版に修正</p> <p>色見本の削除に伴う削除</p> <p>修正</p> <p>修正 及び新規格への移行に伴う修正</p> <p>遮断器等の操作をカムスイッチにするために追加 及びそれに伴う文言調整</p> <p>項番号の変更</p>
系統別		銘板の色																																															
	色票番号	マンセル値																																															
共通	JN-95	N9.5																																															
1系	J02-80L	2.5R8/6																																															
2系	J65-80H	5B8/4																																															
3系	J22-80V	2.5Y8/12																																															
4系	J45-70P	5G7/8																																															
系統別	銘板の色																																																
	色票番号	マンセル値	色見本																																														
共通	GN-95	N9.5																																															
1系	G02-80L	2.5R8/6																																															
2系	G65-80H	5B8/4																																															
3系	G22-80V	2.5Y8/12																																															
4系	G45-70P	5G7/8																																															

改 定	現 行	備 考																																																																				
<p style="text-align: center;">表 4.2.6 鋼板の厚さ [単位 mm]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構 成 部</th> <th style="text-align: center;">鋼板の厚さ (屋内外共)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">扉 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">天井 (屋根) 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">底 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">側 面 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">仕 切 板</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2mm以上の板厚とする。 (注2) 仕切板は、配電盤内に隔壁として使用するものをいう。</p> <p>4. 2. 3. 3 ~ 4. 2. 3. 6 (現行のとおり)</p> <p>4. 2. 3. 7 高圧負荷開閉器 高圧負荷開閉器は、JIS C4605「高圧交流負荷開閉器」、JIS C4607「引外し形高圧交流負荷開閉器」及びJIS C4611「限流ヒューズ付高圧交流負荷開閉器」を適用する。 (1) ~ (2) (現行のとおり)</p> <p>4. 2. 4 低圧配電盤 4. 2. 4. 1 (現行のとおり) 4. 2. 4. 2 構造 (1) 盤板厚 収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し、設計製作する。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.9 鋼板の厚さ [単位 mm]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">構 成 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">低圧配電盤 (屋内外共)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">小 型 壁 掛 盤 等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">屋 外</th> <th style="text-align: center;">屋 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">扉板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">天井 (屋根) 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">側面板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">仕切板</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2mm以上の板厚とする。 (注2) ケーブル貫通部は、防水、防湿、防虫及び防食のために耐久性（絶縁性、難燃性等）のあるシーリングコンパウンドを充填する。 (注3) 「表 4.2.9 鋼板の厚さ」は、ステンレス鋼板に適用しない。 (注4) 仕切板に金属を用いる場合には厚さ 1.6mm 以上、絶縁物を用いる場合には難燃性で厚さ 3mm 以上のものを使用する。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 主要機器 主要機器は、次のとおりとする。 なお、収納機器の取付けは、通常の使用状態で生じる発熱、アーク、振動、磁界等によって他の機器に悪影響を及ぼさないように考慮する。 ア 配線用遮断器 適用規格 JIS C8201 「低圧開閉装置及び制御装置」 イ 気中遮断器 適用規格 JEC 160 「気中遮断器」 ウ 電磁開閉器 適用規格 JEM 1038 「電磁接触器」 エ 低圧進相コンデンサ 適用規格 JIS C4901 「低圧進相コンデンサ (屋内用)」 オ 絶縁監視装置 低圧電路の漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分で監視する方式とする。</p>	構 成 部	鋼板の厚さ (屋内外共)	扉 板	2.3 以上	天井 (屋根) 板	2.3 以上	底 板	2.3 以上	側 面 板	2.3 以上	仕 切 板	1.6 以上	構 成 部	低圧配電盤 (屋内外共)	小 型 壁 掛 盤 等		屋 外	屋 内	扉板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上	天井 (屋根) 板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上	側面板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上	仕切板	1.6 以上			<p style="text-align: center;">表 4.2.6 鋼板の厚さ [単位 mm]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構 成 部</th> <th style="text-align: center;">鋼板の厚さ (屋内外共)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">扉 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">天井 (屋根) 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">底 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">側 面 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">仕 切 板</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2mm以上の板厚とする。 (注2) 仕切板は、配電盤内に隔壁として使用するものをいう。</p> <p>4. 2. 3. 3 ~ 4. 2. 3. 6 (略)</p> <p>4. 2. 3. 7 高圧負荷開閉器 高圧負荷開閉器は、JIS C4605「高圧交流負荷開閉器」、JIS C4607「引外し形高圧交流負荷開閉器」及びJIS C4611「限流ヒューズ付き高圧交流負荷開閉器」を適用する。 (1) ~ (2) (略)</p> <p>4. 2. 4 低圧配電盤 4. 2. 4. 1 (略) 4. 2. 4. 2 構造 (1) 盤板厚 収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し、設計製作する。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.9 鋼板の厚さ [単位 mm]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">構 成 部</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">低圧配電盤 (屋内外共)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">小 型 壁 掛 盤 等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">屋 外</th> <th style="text-align: center;">屋 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">扉板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">天井 (屋根) 板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">側面板</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">2.3 以上</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">仕切板</td><td style="text-align: center;">1.6 以上</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2mm以上の板厚とする。 (注2) ケーブル貫通部は、防水、防湿、防虫及び防食のために耐久性（絶縁性、難燃性等）のあるシーリングコンパウンドを充填する。 (注3) 「表 4.2.9 鋼板の厚さ」は、ステンレス鋼板に適用しない。 (注4) 仕切板に金属を用いる場合には厚さ 1.6mm 以上、絶縁物を用いる場合には難燃性で厚さ 3mm 以上のものを使用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主要機器 主要機器は、次のとおりとする。 なお、収納機器の取付けは、通常の使用状態で生じる発熱、アーク、振動、磁界等によって他の機器に悪影響を及ぼさないように考慮する。 ア 配線用遮断器 適用規格 JIS C8370 「配線用遮断器」 イ 気中遮断器 適用規格 JEC 160 「気中遮断器」 ウ 電磁開閉器 適用規格 JEM 1038 「電磁接触器」 エ 低圧進相コンデンサ 適用規格 JIS C4901 「低圧進相コンデンサ」 オ 絶縁監視装置 低圧電路の漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分で監視する方式とする。</p>	構 成 部	鋼板の厚さ (屋内外共)	扉 板	2.3 以上	天井 (屋根) 板	2.3 以上	底 板	2.3 以上	側 面 板	2.3 以上	仕 切 板	1.6 以上	構 成 部	低圧配電盤 (屋内外共)	小 型 壁 掛 盤 等		屋 外	屋 内	扉板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上	天井 (屋根) 板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上	側面板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上	仕切板	1.6 以上			<p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>新規格への移行に伴う修正</p> <p>修正</p>
構 成 部	鋼板の厚さ (屋内外共)																																																																					
扉 板	2.3 以上																																																																					
天井 (屋根) 板	2.3 以上																																																																					
底 板	2.3 以上																																																																					
側 面 板	2.3 以上																																																																					
仕 切 板	1.6 以上																																																																					
構 成 部	低圧配電盤 (屋内外共)	小 型 壁 掛 盤 等																																																																				
		屋 外	屋 内																																																																			
扉板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上																																																																			
天井 (屋根) 板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上																																																																			
側面板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上																																																																			
仕切板	1.6 以上																																																																					
構 成 部	鋼板の厚さ (屋内外共)																																																																					
扉 板	2.3 以上																																																																					
天井 (屋根) 板	2.3 以上																																																																					
底 板	2.3 以上																																																																					
側 面 板	2.3 以上																																																																					
仕 切 板	1.6 以上																																																																					
構 成 部	低圧配電盤 (屋内外共)	小 型 壁 掛 盤 等																																																																				
		屋 外	屋 内																																																																			
扉板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上																																																																			
天井 (屋根) 板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上																																																																			
側面板	2.3 以上	2.3 以上	1.6 以上																																																																			
仕切板	1.6 以上																																																																					

改定	現行	備考
<p>(6) 盤構成 盤構成は製造者標準とする。ただし、原則として、バイパス変圧器、保守バイパス回路、負荷回路等を収容し、負荷を停電させることなく、蓄電池等を安全に交換及び保守ができる機能を満たすものとする。</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>4. 4. 2. 3 常時商用給電方式 (1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 盤構成 盤構成は製造者標準とする。ただし、原則として、バイパス変圧器、保守バイパス回路、負荷回路等を収容し、負荷を停電させることなく、蓄電池等を安全に交換及び保守ができる機能を満たすものとする。</p> <p>(7)～(8) (現行のとおり)</p> <p>4. 4. 2. 4 適用規格 (1) (現行のとおり) (2) 無停電電源装置(UPS) ア JEC2433「無停電電源システム」による。 イ JEM-TR185「無停電電源装置(UPS)のユーザーズガイドライン」による。</p> <p>(3)～(4) (現行のとおり)</p> <p>4. 4. 2. 5 ～ 4. 4. 2. 6 (現行のとおり)</p>	<p>(6) 盤構造 盤構造は製造者標準とする。ただし、次の機能を満たす構造とする。 バイパス変圧器、保守バイパス回路、負荷回路等を収容し、負荷を停電させることなく、蓄電池等を安全に交換及び保守ができる構造とする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>4. 4. 2. 3 常時商用給電方式 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 盤構造 盤構造は製造者標準とする。ただし、次の機能を満たす構造とする。 バイパス変圧器、保守バイパス回路、負荷回路等を収容し、負荷を停電させることなく、蓄電池等を安全に交換及び保守ができる構造とする。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>4. 4. 2. 4 適用規格 (1) (略) (2) 無停電電源装置(UPS) ア JEC2433「無停電電源システム」による。 イ JEM-TR185「汎用半導体交流無停電電源装置(汎用UPS)のユーザーズガイドライン」による。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4. 4. 2. 5 ～ 4. 4. 2. 6 (現行のとおり)</p>	<p>盤構成の方が適切なため変更</p> <p>盤構成の方が適切なため変更</p> <p>修正</p>
<p>第5節 非常用発電設備</p> <p>4. 5. 1 (現行のとおり)</p> <p>4. 5. 2 ガスタービン発電装置 4. 5. 2. 1 (現行のとおり) 4. 5. 2. 2 原動機及び発電機 (1) (現行のとおり) (2) 発電機 ア 適用規格 (ア) JIS C4034-1「回転電気機械—第1部：定格及び特性」 (イ) JIS C4034-5「回転電気機械—第5部：外被構造による保護方式の分類」 (ウ) JIS C4034-6「回転電気機械—第6部：冷却方式による分類」 (エ) JEC2100「回転電気機械一般」 (オ) JEC2130「同期機」 (カ) JEM1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ～ウ (現行のとおり) エ 保護方式は、JIS C4034-1「回転電気機械—第1部：定格及び特性」、JIS C4034-5「回転電気機械—第5部：外被構造による保護方式の分類」及びJIS C4034-6「回転電気機械—第6部：冷却方式による分類」の保護形(IP20)又は保護防滴形(IP22S)とする。 オ (現行のとおり)</p> <p>4. 5. 3 ディーゼル発電装置 4. 5. 3. 1 (現行のとおり) 4. 5. 3. 2 原動機及び発電機 (1) (現行のとおり) (2) 発電機 「4.5.2.2(2) 発電機」のイからオまでによるほか、適用規格は次のとおりとする。 ア JIS C4034-1「回転電気機械—第1部：定格及び特性」 イ JIS C4034-5「回転電気機械—第5部：外被構造による保護方式の分類」</p>	<p>第5節 非常用発電設備</p> <p>4. 5. 1 (略)</p> <p>4. 5. 2 ガスタービン発電装置 4. 5. 2. 1 (略) 4. 5. 2. 2 原動機及び発電機 (1) (略) (2) 発電機 ア 適用規格 (ア) JIS C4034-1「回転電気機械—第1部：定格及び特性」 (イ) JIS C4034-5「回転電気特性—第5部：外被構造による保護方式の分類」 (ウ) JIS C4034-6「回転電気特性—第6部：冷却方式による分類」 (エ) JEC2100「回転電気機械一般」 (オ) JEC2130「同期機」 (カ) JEC2131「ガスタービン駆動同期発電機」 (キ) JEM1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ～ウ (略) エ 保護方式は、JIS C4034-1「回転電気機械—第1部：定格及び特性」、JIS C4034-5「回転電気特性—第5部：外被構造による保護方式の分類」及びJIS C4034-6「回転電気特性—第6部：冷却方式による分類」の保護形(IP20)又は保護防滴形(IP22S)とする。 オ (略)</p> <p>4. 5. 3 ディーゼル発電装置 4. 5. 3. 1 (略) 4. 5. 3. 2 原動機及び発電機 (1) (略) (2) 発電機 「4.5.2.2(2) 発電機」のイからオまでによるほか、適用規格は次のとおりとする。 ア JIS C4034-1「回転電気機械—第1部：定格及び特性」 イ JIS C4034-5「回転電気特性—第5部：外被構造による保護方式の分類」</p>	<p>修正</p> <p>修正</p> <p>JEC2130(2016)への移行に伴う修正 項番号の変更</p> <p>修正</p> <p>修正</p>

改 定	現 行	備 考																																																
<p>ウ JIS C4034-6「回転電気機械—第6部：冷却方式による分類」 エ～カ （現行のとおり） 4. 5. 3. 3 ～ 4. 5. 3. 8 （現行のとおり）</p> <p>第6節 監視制御設備 4. 6. 1 一般事項 監視制御設備とは、浄水場、給水所等の機器や設備の運転状態、故障状況、水処理工程の各種計測量等の情報を整理統合し、運転に必要なデータを確実に把握できる監視性を重視した機器（ソフトウェア等を含む。）により構成された、水道事業の安全かつ円滑な操業を可能にするシステムをいう。各種のプラント制御に加え、水道施設を安定かつ効率的に運転するため、各装置間や施設内外との信号伝送が可能である。 また、システム全体としてフェイルセーフ、冗長性及び危険分散を考慮し構築するものである。 システムに使用する機器は保守体制が確保されたものを設置する。 監視制御の対象は、受変電設備制御（自家発電設備を含む。）、ポンプ設備制御、水運用指針（運転計画値）のプログラム実行制御のほか、浄水場等は原水・沈殿池設備制御、薬品注入制御、ろ過設備制御及び排水処理設備制御、給水所・ポンプ所等については配水池引入れ制御である。 なお、小規模な施設等の監視制御設備の仕様は、特記によるものとする。 (1)～(3) （現行のとおり） 4. 6. 2 （現行のとおり） 4. 6. 3 監視操作画面仕様及び操作方式 4. 6. 3. 1 （現行のとおり） 4. 6. 3. 2 監視操作画面操作方式 (1)～(3) （現行のとおり） (4) 制御及び切換スイッチ ア 共通</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">状態及び動作</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中 央</td> <td>現場にある機器について、自動又は手動による当該機器の操作信号が発せられる場所が、中央管理室に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「遠方」と読み替えても良い。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場</td> <td>機器の操作信号が発せられる場所が、現場操作盤等に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「機側」と読み替えてもよい。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場監視</td> <td>中央管理室以外の場所で、多数の機器を一括し、集合して監視操作を行う場合に設ける選択モード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">単 独</td> <td>機器又は装置を他との関連を持たせず、個別に動作させること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連 動</td> <td>関連する機器を条件の下に一連に動作させること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自 動</td> <td>ある条件が成立したことを検知しながら、機器又は装置が所定の動作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手 動</td> <td>人が介入する方法によって、機器の操作を個々に行わせること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運 転（動作）</td> <td>機器又は装置を始動し動作させること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運 転（状態）</td> <td>機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">停 止（動作）</td> <td>機器又は装置を運転状態から停止状態にすること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">停 止（状態）</td> <td>機器又は装置が停止していること又はその状態</td> </tr> </tbody> </table>	状態及び動作	内 容	中 央	現場にある機器について、自動又は手動による当該機器の操作信号が発せられる場所が、中央管理室に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「遠方」と読み替えても良い。)	現 場	機器の操作信号が発せられる場所が、現場操作盤等に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「機側」と読み替えてもよい。)	現場監視	中央管理室以外の場所で、多数の機器を一括し、集合して監視操作を行う場合に設ける選択モード	単 独	機器又は装置を他との関連を持たせず、個別に動作させること。	連 動	関連する機器を条件の下に一連に動作させること。	自 動	ある条件が成立したことを検知しながら、機器又は装置が所定の動作を行うこと。	手 動	人が介入する方法によって、機器の操作を個々に行わせること。	運 転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること。	運 転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態	停 止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること。	停 止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態	<p>ウ JIS C4034-6「回転電気特性—第6部：冷却方式による分類」 エ～カ （略） 4. 5. 3. 3 ～ 4. 5. 3. 8 （略）</p> <p>第6節 監視制御設備 4. 6. 1 一般事項 監視制御設備とは、浄水場、給水所等の機器や設備の運転状態、故障状況、水処理工程の各種計測量等の情報を整理統合し、運転に必要なデータを確実に把握できる監視性を重視した機器（ソフトウェア等を含む。）により構成されたシステムをいう。各種のプラント制御に加え、水道施設を安定かつ効率的に運転するため、各装置間や施設内外との信号伝送が可能である。 また、システム全体としてフェイルセーフ、冗長性及び危険分散を考慮し構築するものである。 監視制御の対象は、受変電設備制御（自家発電設備を含む。）、ポンプ設備制御、水運用指針（運転計画値）のプログラム実行制御のほか、浄水場等は原水・沈殿池設備制御、薬品注入制御、ろ過設備制御及び排水処理設備制御、給水所・ポンプ所等については配水池引入れ制御である。 なお、小規模な施設等の監視制御設備の仕様は、特記によるものとする。 (1)～(3) （略） 4. 6. 2 （現行のとおり） 4. 6. 3 監視操作画面仕様及び操作方式 4. 6. 3. 1 （現行のとおり） 4. 6. 3. 2 監視操作画面操作方式 (1)～(3) （現行のとおり） (4) 制御及び切換スイッチ ア 共通</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">状態及び動作</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中 央</td> <td>現場にある機器について、自動又は手動による当該機器の操作信号が発せられる場所が、中央管理室に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「遠方」と読み替えても良い。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場</td> <td>機器の操作信号が発せられる場所が、現場操作盤等に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「機側」と読み替えてもよい。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場監視</td> <td>中央管理室以外の場所で、多数の機器を一括し、集合して監視操作を行う場合に設ける選択モード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">単 独</td> <td>機器又は装置を他との関連を持たせず、個別に動作させること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連 動</td> <td>関連する機器を条件の下に一連に動作させること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自 動</td> <td>ある条件が成立したことを検知しながら、機器又は装置が所定の動作を行うこと</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手 動</td> <td>人が介入する方法によって、機器の操作を個々に行わせること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運 転（動作）</td> <td>機器又は装置を始動し動作させること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運 転（状態）</td> <td>機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">停 止（動作）</td> <td>機器又は装置を運転状態から停止状態にすること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">停 止（状態）</td> <td>機器又は装置が停止していること又はその状態</td> </tr> </tbody> </table>	状態及び動作	内 容	中 央	現場にある機器について、自動又は手動による当該機器の操作信号が発せられる場所が、中央管理室に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「遠方」と読み替えても良い。)	現 場	機器の操作信号が発せられる場所が、現場操作盤等に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「機側」と読み替えてもよい。)	現場監視	中央管理室以外の場所で、多数の機器を一括し、集合して監視操作を行う場合に設ける選択モード	単 独	機器又は装置を他との関連を持たせず、個別に動作させること	連 動	関連する機器を条件の下に一連に動作させること	自 動	ある条件が成立したことを検知しながら、機器又は装置が所定の動作を行うこと	手 動	人が介入する方法によって、機器の操作を個々に行わせること	運 転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること	運 転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態	停 止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること	停 止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態	<p>修正</p> <p>監視制御設備に関する記載を充実させるための追加</p> <p>保守体制の確保について明確にするための追加</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>
状態及び動作	内 容																																																	
中 央	現場にある機器について、自動又は手動による当該機器の操作信号が発せられる場所が、中央管理室に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「遠方」と読み替えても良い。)																																																	
現 場	機器の操作信号が発せられる場所が、現場操作盤等に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「機側」と読み替えてもよい。)																																																	
現場監視	中央管理室以外の場所で、多数の機器を一括し、集合して監視操作を行う場合に設ける選択モード																																																	
単 独	機器又は装置を他との関連を持たせず、個別に動作させること。																																																	
連 動	関連する機器を条件の下に一連に動作させること。																																																	
自 動	ある条件が成立したことを検知しながら、機器又は装置が所定の動作を行うこと。																																																	
手 動	人が介入する方法によって、機器の操作を個々に行わせること。																																																	
運 転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること。																																																	
運 転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態																																																	
停 止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること。																																																	
停 止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態																																																	
状態及び動作	内 容																																																	
中 央	現場にある機器について、自動又は手動による当該機器の操作信号が発せられる場所が、中央管理室に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「遠方」と読み替えても良い。)																																																	
現 場	機器の操作信号が発せられる場所が、現場操作盤等に選択されている状態 (機器仕様又は使用状況によっては「機側」と読み替えてもよい。)																																																	
現場監視	中央管理室以外の場所で、多数の機器を一括し、集合して監視操作を行う場合に設ける選択モード																																																	
単 独	機器又は装置を他との関連を持たせず、個別に動作させること																																																	
連 動	関連する機器を条件の下に一連に動作させること																																																	
自 動	ある条件が成立したことを検知しながら、機器又は装置が所定の動作を行うこと																																																	
手 動	人が介入する方法によって、機器の操作を個々に行わせること																																																	
運 転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること																																																	
運 転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態																																																	
停 止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること																																																	
停 止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態																																																	

改定		現行		備考
イ 遮断器類				
状態及び動作	内 容	状態及び動作	内 容	
開（動作）	受変電、配電設備における遮断器類を開路（切）とすること。 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は、開は“切”と表示	開（動作）	受変電、配電設備における遮断器類を開路（切）とすること 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は、開は“切”と表示	修正
開（状態）	受変電、配電設備における遮断器類が開路（切）となっている状態 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は、開は“切”と表示	開（状態）	受変電、配電設備における遮断器類が開路（切）となっている状態 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は、開は“切”と表示	
閉（動作）	受変電、配電設備における遮断器類を閉路（入）とすること。 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は、閉は“入”と表示	閉（動作）	受変電、配電設備における遮断器類を閉路（入）とすること 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は、閉は“入”と表示	修正
閉（状態）	受変電、配電設備における遮断器類が開路（入）となっている状態 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は“入”と表示	閉（状態）	受変電、配電設備における遮断器類が開路（入）となっている状態 装置本体の機械的表示に文字を使用する場合は“入”と表示	
鎖錠（動作）	遮断器類の開閉（操作）機能をロックすること。	鎖錠（動作）	遮断器類の開閉（操作）機能をロックすること	修正
鎖錠（状態）	遮断器類の開閉（操作）機能がロックされた状態	鎖錠（状態）	遮断器類の開閉（操作）機能がロックされた状態	
解錠	遮断器類の鎖錠状態を解除すること。	解錠	遮断器類の鎖錠状態を解除すること	修正
ウ ポンプ設備				
状態及び動作	内 容	状態及び動作	内 容	
準備完了	始動条件が成立している状態	準備完了	始動条件が成立している状態	
運転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること。	運転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること	修正
始動中	機器又は装置が停止状態から運転状態に入るまでの過程	始動中	機器又は装置が停止状態から運転状態に入るまでの過程	
運転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態	運転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること又はその状態	
停止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること。	停止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること	修正
停止中	機器又は装置が運転状態から停止状態に入るまでの過程	停止中	機器又は装置が運転状態から停止状態に入るまでの過程	
停止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態	停止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態	
増速	機器の回転速度を上げること （機器仕様又は使用状況によっては「昇速」と読み替えてもよい。）	増速	機器の回転速度を上げること （機器仕様又は使用状況によっては「昇速」と読み替えてもよい。）	修正
減速	機器の回転速度を下げること （機器仕様又は使用状況によっては「降速」と読み替えてもよい。）	減速	機器の回転速度を下げること （機器仕様又は使用状況によっては「降速」と読み替えてもよい。）	修正
非常停止	非常の場合に迅速かつ安全に機器又は装置を停止させること （機械駆動部への電源供給を即時に直接遮断する停止機能を備える。）	非常停止	非常の場合に迅速かつ安全に機器又は装置を停止させること （機械駆動部への電源供給を即時に直接遮断する停止機能を備える。）	修正
エ 弁類				
状態及び動作	内 容	状態及び動作	内 容	
開（動作）	弁類を開方向に動作させること。	開（動作）	弁類を開方向に動作させること	修正
開動作中	弁類が開方向に動作していること又その状態	開動作中	弁類が開方向に動作していること又その状態	
開（状態）	弁類が全開もしくは中間開度で開いている状態	開（状態）	弁類が全開もしくは中間開度で開いている状態	
閉（動作）	弁類を閉方向に動作させること。	閉（動作）	弁類を閉方向に動作させること	修正
閉動作中	弁類が閉方向に動作していること又その状態	閉動作中	弁類が閉方向に動作していること又その状態	
全閉（状態）	弁類が全閉となっている状態	全閉（状態）	弁類が全閉となっている状態	

改定		現行		備考
オ 発電機設備		オ 発電機設備		
状態及び動作	内 容	状態及び動作	内 容	
発電	自家発電機設備により発電した電力で設備運用すること。	発電	自家発電機設備により発電した電力で設備運用すること	修正
買電	電力会社から電力供給（受電）により設備運用すること。	買電	電力会社から電力供給（受電）により設備運用すること	修正
準備完了	始動条件が成立している状態	準備完了	始動条件が成立している状態	
電圧確立	発電機が所定の電圧に達し、電源供給が可能であること。	電圧確立	発電機が所定の電圧に達し、電源供給が可能であること	修正
運転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること。	運転（動作）	機器又は装置を始動し動作させること	修正
始動中	機器又は装置が停止状態から運転状態に入るまでの過程	始動中	機器又は装置が停止状態から運転状態に入るまでの過程	
運転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること。又はその状態	運転（状態）	機器又は装置が所定の動作をしていること。又はその状態	
停止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること。	停止（動作）	機器又は装置を運転状態から停止状態にすること	修正
停止中	機器又は装置が運転状態から停止状態に入るまでの過程	停止中	機器又は装置が運転状態から停止状態に入るまでの過程	
停止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態	停止（状態）	機器又は装置が停止していること又はその状態	
非常停止	非常の場合に迅速かつ安全に機器又は装置を停止させること（機械駆動部を即時に停止させる機能を備える。）	非常停止	非常の場合に迅速かつ安全に機器又は装置を停止させること（機械駆動部を即時に停止させる機能を備える。）	修正
4. 6. 4 （現行のとおり）		4. 6. 4 （現行のとおり）		
第7節 電動機設備		第7節 電動機設備		
4. 7. 1 適用規格		4. 7. 1 適用規格		
(1)～(2) （現行のとおり）		(1)～(2) （略）		
(3) 絶縁に関する規格		(3) 絶縁に関する規格		
ア JIS C4003「電気絶縁—熱耐久性評価及び呼び方」		ア JIS C4003「電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価」		修正
イ JEC6147「電気絶縁システムの耐熱クラス及び熱的耐久性評価」		イ JEC6147「電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価」		修正
(4) 防爆構造等の特殊な電動機に関する規格		(4) 防爆構造等の特殊な電動機に関する規格		新規規格への移行に伴う修正
ア JIS C60079-0「爆発性雰囲気-第0部：電気機器—一般要件」		ア JIS C0930「電気機器の防爆構造総則」		新規規格への移行に伴う修正
イ JIS C60079-1「爆発性雰囲気で使用する電気機械器具-第1部」		イ JIS C0931「電気機器の耐圧防爆構造」		新規規格への移行に伴う修正
ウ JIS C60079-7「爆発性雰囲気で使用する電気機械器具-第7部」		ウ JIS C0934「電気機器の安全増防爆構造」		新規規格への移行に伴う修正
エ JEM1201「安全増防爆型低圧三相かご形誘導電動機の寸法」		エ JEM1201「安全増防爆型低圧三相かご形誘導電動機の寸法」		
オ JEM1202「クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機」		オ JEM1202「クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機」		
(5) （現行のとおり）		(5) （略）		
4. 7. 2 ～ 4. 7. 3 （現行のとおり）		4. 7. 2 ～ 4. 7. 3 （略）		
第8節 工業計器		第8節 工業計器		
4. 8. 1 共通事項		4. 8. 1 共通事項		
(1)～(5) （現行のとおり）		(1)～(5) （略）		
(6) その他		(6) その他		
ア～コ （現行のとおり）		ア～コ （略）		
サ 配管材料は、「第3章 機械設備工事」、塗装は、「第2章 第3節 塗装」による。		サ 配管材料及び塗装は、「第3章 機械設備工事」による。		項番号の整合を図るための変更
シ （現行のとおり）		シ （略）		
4. 8. 2 電磁流量計		4. 8. 2 電磁流量計		
(1) （現行のとおり）		(1) （略）		
(2) 検出器		(2) 検出器		
ア～エ （現行のとおり）		ア～エ （略）		
オ その他		オ その他		
(ア) 配管材料は、「第3章 機械設備工事」、塗装は、「第2章 第3節 塗装」による。		(ア) 配管材料及び塗装は、「第3章 機械設備工事」による。		項番号の整合を図るための変更
(イ)～(オ) （現行のとおり）		(イ)～(オ) （略）		

改定	現行	備考
<p>(3) (現行のとおり)</p> <p>4.8.3 ~ 4.8.10 (現行のとおり)</p> <p>4.8.11 濁度計 (1)~(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) 附属品(原水用) 自動洗浄装置</p> <p>4.8.12 ~ 4.8.13 (現行のとおり)</p> <p>4.8.14 pH計 (1)測定方式 ガラス電極法 (2)測定試料 原水、浄水、浄水過程における水等</p> <p>(3)測定範囲 pH4~pH10 (4)~(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 附属品(原水用) 自動洗浄装置</p> <p>4.8.15 ~ 4.8.18 (現行のとおり)</p> <p>第9節 立坑設備 4.9.1 ~ 4.9.3 (現行のとおり)</p> <p>4.9.4 施工 (1)~(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 配管工事 配管工事は、「第3章 第6節 配管・弁類」によるほか、次のとおりとする。 ア~ウ (現行のとおり)</p> <p>第10節 配水本管テレメータ設備 配水本管テレメータ設備とは、配水本管等に設置され、水圧及び流量を計測し、親局を水運用システムとして信号を通信する設備のことをいう。</p> <p>4.10.1 設置方式、計測対象及び停電補償 (1) テレメータ設置方式 ア 地上I方式 地上I方式とは、テレメータ盤を地上に設置する方式である。 イ 地上II方式 地上II方式とは、テレメータ盤を地上に設置するが、圧力伝送器等の機器を弁室、ハンドホール等の地下の部屋に設置する方式である。 ウ 地下方式 地下方式とは、テレメータ送量器、超音波流量変換器等の機器を弁室、ハンドホール等の地下の部屋に設置する方式である。 (2)~(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 停電補償 商用電源停電時にも、配水本管の圧力の計測及び伝送を行うと共に、警報の伝送を行う。 ただし、配水本管の流量の計測は、停電補償の対象外とする。</p> <p>4.10.2 機器構成 テレメータ設置方式及び計測対象別の機器構成は、「表4.10.1 機器構成」のとおりとする。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>4.8.3 ~ 4.8.10 (略)</p> <p>4.8.11 濁度計 (1)~(7) (略)</p> <p>(8) 附属品(原水用) 洗浄装置(超音波連続照射方式)</p> <p>4.8.12 ~ 4.8.13 (略)</p> <p>4.8.14 pH計 (1)測定方式 ガラス電極法 (2)測定試料 原水、浄水、浄水過程における水等</p> <p>(3)測定範囲 pH1~pH10 (4)~(8) (略)</p> <p>(9) 附属品(原水用) 洗浄装置(超音波連続照射方式)</p> <p>4.8.15 ~ 4.8.18 (略)</p> <p>第9節 立坑設備 4.9.1 ~ 4.9.3 (略)</p> <p>4.9.4 施工 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 配管工事 配管工事は、「第3章 第7節 配管・弁類」によるほか、次のとおりとする。 ア~ウ (略)</p> <p>第10節 配水本管テレメータ設備 配水本管テレメータ設備とは、配水本管等に設置され、水圧及び流量を計測し、親局を水運用システムとして信号を通信する設備のことをいう。</p> <p>4.10.1 設置方式及び計測対象 (1) テレメータ設置方式 ア 地上方式 地上方式とは、テレメータ盤を地上に設置する方式である。 (なし)</p> <p>イ 地下方式 地下方式とは、テレメータ送量器、変換器等の機器を弁室、ハンドホール等の地下の部屋に設置する方式である。 (2)~(3) (略)</p> <p>(なし)</p> <p>4.10.2 機器構成 テレメータ設置方式及び計測対象別の機器構成は、「表4.10.1 機器構成」のとおりとする。</p>	<p>洗浄装置について、超音波連続照射方式の製品が一般的でなくなってきたため、洗浄方式の指定を取り止めるための修正</p> <p>測定範囲を適正化するための修正 洗浄装置について、超音波連続照射方式の製品が一般的でなくなってきたため、洗浄方式の指定を取り止めるための修正</p> <p>項番号の整合</p> <p>地上方式を分割したことによる名称の変更 及び項目の追加</p> <p>項番号の変更 当節内での名称を統一するため「超音波流量」を追加した。 停電補償に関する記載を充実させるための追加</p>

改定				現行				備考		
表 4.10.1 機器構成				表 4.10.1 機器構成						
方式	区分	機器設置場所	場所別構成機器	方式	区分	機器設置場所	場所別構成機器			
地上 I	1量型	地上	テレメータ盤	地上	1量型	地上	テレメータ盤	地上II方式追加に伴う変更		
		弁室内	圧力取出し			弁室内	圧力取出し			
	2量型	地上	テレメータ盤		2量型	地上	テレメータ盤			
		流量計室内	圧力取出し、超音波流量検出器（端）			流量計室内	圧力取出し、超音波流量検出器（端）			
地上 II	1量型	地上又はポール上	テレメータ盤	1量型	ハンドホール内	テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、電源箱	地上方式を分割したことによる方式の追加及び区分等の追加			
		ハンドホール内	圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類			弁室内			圧力取出し	
		弁室内	圧力取出し		2量型	流量計室内			テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器、超音波流量検出器（端）、電源箱	
	地上又はポール上	テレメータ盤	2量型	ハンドホール内		テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器、電源箱				
	2量型 (a)	流量計室内		圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器、超音波流量検出器（端）	2量型	流量計室内			圧力取出し、超音波流量検出器（端）	
		地上又はポール上	テレメータ盤	2量型 (b)		ハンドホール内			圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器	
	2量型 (b)	流量計室内	圧力取出し、超音波流量検出器（端）		2量型 (b)	流量計室内		圧力取出し、超音波流量検出器（端）		
		地下	1量型	地上又はポール上		電源盤 ^{注1}		1量型	地上又はポール上	電源盤 ^{注1}
ハンドホール内	テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、電源箱 ^{注2}			ハンドホール内	テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、電源箱 ^{注2}					
弁室内	圧力取出し			弁室内	圧力取出し					
2量型 (a)	地上又はポール上		電源盤 ^{注1}	2量型 (a)	地上又はポール上	電源盤 ^{注1}	停電補償形にする場合の記載を追加			
	流量計室内		テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器、超音波流量検出器（端）、電源箱 ^{注2}		流量計室内	テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器、超音波流量検出器（端）、電源箱 ^{注2}				
	地上又はポール上		電源盤 ^{注1}		2量型 (b)	地上又はポール上		電源盤 ^{注1}		
ハンドホール内	テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器、電源箱 ^{注2}	2量型 (b)	ハンドホール内	テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流量変換器、電源箱 ^{注2}						
流量計室内	圧力取出し、超音波流量検出器（端）		流量計室内	圧力取出し、超音波流量検出器（端）						
(注1) 停電補償形の場合、構成機器に加える。 (注2) 停電補償形でない場合、構成機器に加える。										
4.10.3 機器及び材料				4.10.3 機器及び材料						
(1) (現行のとおり)				(1) (略)						
(2) 引込ポール 「第9節 立坑設備 4.9.3 機器及び材料 (2) 引込ポール」による。				(2) 引込ポール 「第9節 立坑設備 4.9.3 機器 (1) 引込ポール」による。				修正		
(3) テレメータ盤 テレメータ盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。 ア 形式 (ア) 地上I方式 屋外自立閉鎖形（前後面扉）、屋外自立閉鎖ポール一体形（前面扉） (イ) 地上II方式 屋外自立閉鎖形（前後面扉）、屋外自立閉鎖ポール一体形（前面扉）、屋外閉鎖ポール掛形（前面扉）				(3) テレメータ盤 テレメータ盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。 ア 形式 屋外自立閉鎖形（前後面扉）						
イ 材質 鋼製				イ 材質 鋼製				地上方式を分割したことによる名称の変更及び項目の追加及び盤形式の追加		
ウ 構造 (ア) IP33以上				ウ 構造 (ア) IP33以上						

改定	現行	備考
<p style="text-align: center;">エ（タ）に移行</p> <p>(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。</p> <p>(ウ) 遮熱板 主に屋外閉鎖ポール掛形で使用する。(必要な場合は、特記による。)</p> <p>(エ) 参考寸法^{注1}</p> <p>a 地上I方式1量型 (a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約W 500×H 2100×D 500mm (停電補償形でない場合… 約W 500×H 1600×D 500mm)</p> <p>(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約W 350×H 3000×D 350mm^{注2}</p> <p>b 地上I方式2量型 (a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約W 600×H 2100×D 600mm (停電補償形でない場合… 約W 600×H 1600×D 600mm)</p> <p>(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約W 350×H 3500×D 350mm^{注2}</p> <p>c 地上II方式1量型 (a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約W 500×H 2100×D 500mm (b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約W 350×H 1200×D 350mm^{注2} (c) 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約W 400×H 1200×D 300mm</p> <p>d 地上II方式2量型 (a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約W 600×H 2100×D 600mm (b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約W 350×H 1200×D 350mm^{注2} (c) 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約W 400×H 1200×D 350mm</p> <p>注1 原則、停電補償形とする。</p> <p>注2 機器収納部の寸法とする。ポール部を含めた高さ(H)は、約6000mmである。</p> <p>エ 盤内収納機器</p> <p>(ア) テレメータ送量器</p> <p>(イ) 圧力伝送器 注 地上I方式のみ</p> <p>(ウ) 圧力伝送器用配管弁類 注 地上I方式のみ</p> <p>(エ) 超音波流量計変換器 注 地上I方式の2量型のみ (地上II方式の2量型が必要な場合は、特記による。)</p> <p>(オ) 配線用遮断器</p> <p>(カ) 電源制御装置 注 停電補償形のみ</p> <p>(キ) 蓄電池 注 停電補償形のみ</p> <p>(ク) 保安器 注 伝送路が有線の場合</p> <p>(ケ) 取引用計器窓(網入りガラス形。取引用計器の取付台を含む。) (必要な場合は、特記による。)</p> <p>(コ) 端子台等</p> <p>(サ) ディストリビュータ</p> <p>(シ) メンテナンススイッチ</p> <p>(ス) スペースヒータ(温度調節器付き、50W程度) (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)</p> <p>(セ) 盤内照明(LED灯 20W相当又は蛍光灯 20W程度) (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)</p> <p>(ソ) 換気ファン^注(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)</p> <p>注 盤の上部に取り付ける。 運転停止は、温度センサによる自動制御方式とする。 また、吸気用通気孔には、防じんフィルタを設ける。</p>	<p>(イ) 盤の上部に換気ファンを取り付ける。 換気ファンの運転停止は、温度センサによる自動制御方式とする。 なお、吸気用通気孔には、防じんフィルタを設ける。</p> <p>(ウ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。</p> <p>(エ) 参考寸法</p> <p>a 1量型 約W 500×H 2100×D 500mm</p> <p>b 2量型 約W 600×H 2100×D 600mm</p> <p>エ 盤内収納機器</p> <p>(ア) テレメータ送量器</p> <p>(イ) 圧力伝送器</p> <p>(ウ) 圧力伝送器用配管弁類</p> <p>(エ) 超音波流量計変換器(2量型のみ)</p> <p>(オ) 配線用遮断器</p> <p>(カ) 電源制御装置</p> <p>(キ) 蓄電池</p> <p>(ク) 保安器</p> <p>(ケ) 端子台等</p> <p>(コ) ディストリビュータ</p> <p>(サ) メンテナンススイッチ</p> <p>(シ) スペースヒータ(温度調節器付き、50W程度)</p> <p>(ス) 盤内照明(LED灯 20W相当又は蛍光灯 20W程度)</p> <p style="text-align: center;">ウ（イ）から移行</p>	<p>内容に合わせた順序の入替</p> <p>盤構造を明確化するための追加</p> <p>地上方式の分割と盤形式の追加に伴う参考寸法の追加</p> <p>地上方式の分割に伴う文言追加</p> <p>停電補償形にする場合の記載を追加</p> <p>収納機器を明確化するための追加及びそれに伴う項文字の整序</p> <p>盤形式の追加に伴う文言追加 盤形式の追加に伴う文言追加 内容に合わせた順序の入替</p>

改定	現行	備考																		
<p>オ その他機器 アンテナ（引込ポール等への取付資材一式を含む。）注 伝送路が無線の場合</p> <p>(4) テレメータ送量器 ア （現行のとおり） イ 汎用デジタル形送量器 （ア） （現行のとおり） （イ） 伝送路 第一種電気通信事業者による伝送路（有線又は無線）を、親局の受信方法に合わせて選択する（「表4.10.2 方式ごとの伝送路」参照）。（選択は、特記による。）</p> <p style="text-align: center;">表 4.10.2 方式ごとの伝送路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">方式</th> <th>伝送路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線伝送路</td> <td>デジタル専用線（64kbps、128kbps等）</td> </tr> <tr> <td>デジタル加入回線</td> </tr> <tr> <td>その他（必要な場合は特記による。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送路</td> <td>無線パケット通信網</td> </tr> <tr> <td>その他（必要な場合は特記による。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ）～（カ） （現行のとおり）</p> <p>(5) （現行のとおり）</p> <p>(6) 圧力伝送器 主要構成は、「第8節 工業計器 4.8.4 圧力、差圧伝送器」によるほか、次のとおりとする。 ア 保護等級 IP67以上 イ 電源 メーカー標準とする。ただし、ディストリビュータ供給電圧と整合性がとれるものとする。 ウ 故障出力 バーンアウト機能</p> <p>(7) 圧力伝送器用配管弁類 圧力伝送器の保守用配管弁類は、圧力試験用弁、圧力計、手動弁、自動空気抜弁等で構成する。 配管弁類を配置したベース板は、テレメータ盤内等に設置する。</p> <p>(8) 超音波流量計 「第8節 工業計器 4.8.3 超音波流量計」による。</p> <p>(9) （現行のとおり）</p> <p>(10) 電源箱（地下式） ア～ウ （現行のとおり） エ 収納機器 （ア）配線用遮断器（ELCB×1、MCCB×3） （イ）保安器 注 伝送路が有線の場合 （ウ）端子台等</p> <p>オ その他機器 アンテナ（引込ポール等への取付資材一式を含む。）注 伝送路が無線の場合</p> <p>(11) 電源盤 電源盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。 ア 形式 屋外閉鎖ポール掛形（前面扉）、屋外自立閉鎖形（前後扉） イ 材質</p>	方式	伝送路	有線伝送路	デジタル専用線（64kbps、128kbps等）	デジタル加入回線	その他（必要な場合は特記による。）	無線伝送路	無線パケット通信網	その他（必要な場合は特記による。）	<p>(4) テレメータ送量器 ア （略） イ 汎用デジタル形送量器 （ア） （略） （イ） 伝送路 第一種電気通信事業者による伝送路（有線又は無線）を、親局の受信方法に合わせて選択する（「表4.10.2 方式ごとの伝送路」参照）。</p> <p style="text-align: center;">表 4.10.2 方式ごとの伝送路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">方式</th> <th>伝送路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線伝送路</td> <td>デジタル専用線（64kbps、128kbps等）</td> </tr> <tr> <td>デジタル加入回線</td> </tr> <tr> <td>その他（必要な場合は特記による。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線伝送路</td> <td>無線パケット通信網</td> </tr> <tr> <td>その他（必要な場合は特記による。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ）～（カ） （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 圧力伝送器 主要構成は、「第8節 工業計器 4.8.4 圧力伝送器」によるほか、次のとおりとする。 ア 保護等級 IP67以上 イ 電源 メーカー標準とする。ただし、ディストリビュータ供給電圧と整合性がとれるものとする。 ウ 故障出力 バーンアウト機能</p> <p>(7) 圧力伝送器用配管弁類 圧力伝送器の保守用配管弁類は、圧力試験用弁、圧力計、手動弁、自動空気抜弁等で構成する。 配管弁類を配置したベース板は、テレメータ盤内等に設置する。</p> <p>(8) 超音波流量計 「第2節 配電盤 4.8.3 超音波流量計」による。</p> <p>(9) （略）</p> <p>(10) 電源箱（地下式） ア～ウ （略） エ 収納機器 （ア）配線用遮断器（ELCB×1、MCCB×3） （イ）保安器 オ 端子台等</p>	方式	伝送路	有線伝送路	デジタル専用線（64kbps、128kbps等）	デジタル加入回線	その他（必要な場合は特記による。）	無線伝送路	無線パケット通信網	その他（必要な場合は特記による。）	<p>明確化するための追加</p> <p>明確化するための追加</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>明確化するための追加</p> <p>停電補償に必要な機器を追加</p>
方式	伝送路																			
有線伝送路	デジタル専用線（64kbps、128kbps等）																			
	デジタル加入回線																			
	その他（必要な場合は特記による。）																			
無線伝送路	無線パケット通信網																			
	その他（必要な場合は特記による。）																			
方式	伝送路																			
有線伝送路	デジタル専用線（64kbps、128kbps等）																			
	デジタル加入回線																			
	その他（必要な場合は特記による。）																			
無線伝送路	無線パケット通信網																			
	その他（必要な場合は特記による。）																			



改定	現行	備考
<p>鋼製</p> <p>ウ 構造</p> <p>(ア) IP33以上</p> <p>(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。</p> <p>(ウ) 遮熱板 主に屋外閉鎖ポール掛形で使用する。(必要な場合は、特記による。)</p> <p>(エ) 参考寸法</p> <p>a 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約W 400×H 1200×D 350mm</p> <p>b 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約W 400×H 1200×D 350mm</p> <p>エ 盤内収納機器</p> <p>(ア) 配線用遮断器</p> <p>(イ) 電源制御装置</p> <p>(ウ) 蓄電池</p> <p>(エ) 保安器 注 伝送路が有線の場合</p> <p>(オ) 取引用計器窓(網入りガラス形。取引用計器の取付台を含む。) (必要な場合は、特記による。)</p> <p>(カ) 端子台等</p> <p>(キ) スペースヒータ(温度調節器付き、50W程度) (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)</p> <p>(ク) 盤内照明(LED灯20W相当又は蛍光灯20W程度) (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)</p> <p>(ケ) 換気ファン^注(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。) 注 盤の上部に取り付ける。 運転停止は、温度センサによる自動制御方式とする。 また、吸気用通気孔には、防じんフィルタを設ける。</p> <p>オ その他機器</p> <p>アンテナ(引込ポール等への取付資材一式を含む。) 注 伝送路が無線の場合</p> <p>(12) 取引用計器箱</p> <p>ア 形式 屋外閉鎖ポール掛形(引込ポールへの取付け金具付き)</p> <p>イ～エ (現行のとおり)</p> <p>(13) 電源制御装置</p> <p>ア 入力 AC100V</p> <p>イ 出力 DC12V</p> <p>ウ 機能</p> <p>(ア) 回復充電及び浮動充電機能</p> <p>(イ) 過充電及び過放電防止機能</p> <p>(14) 蓄電池</p> <p>ア 蓄電池種別 高放電深度対応シール型鉛蓄電池</p> <p>イ 使用条件 温度 0℃～50℃</p> <p>ウ 容量 商用電源停電時にも、配水本管の圧力の計測及び伝送を行えるとともに、警報の伝送を行えるよう、配水本管テレメータ設備の一部を、72時間以上連続運転可能な容量とする。ただし、換気ファン及びスペースヒータは、商用電源停電時に自動停止する。 また、配水本管の流量の計測は、停電補償の対象外とする。</p>	<p>(11) 取引用計器箱</p> <p>ア 形式 屋外用閉鎖柱上設置形(引込ポールへの取付け金具付き)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(12) 電源制御装置</p> <p>ア 入力 AC100V及びDC12V</p> <p>イ 出力 DC12V</p> <p>ウ 機能</p> <p>(ア) 回復充電及び浮動充電機能</p> <p>(イ) 過充電及び過放電防止機能</p> <p>(13) 蓄電池</p> <p>ア 蓄電池種別 特記による。</p> <p>イ 容量 テレメータ盤を、72時間以上連続運転可能な容量とする。ただし、換気ファン及びスペースヒータは、商用電源停電時に自動停止を行う。</p>	<p>盤構造を明確化するための追加</p> <p>項番号の修正 引込ポールの呼び名を整合させるための修正</p> <p>項番号の修正</p> <p>太陽電池パネル等によるDC12V入力を想定しなくなったことによる修正</p> <p>項番号の修正</p> <p>蓄電池種別を明確化するための追加 使用条件に関する記載を充実させるための追加 容量に関する記載を充実させるための追加</p>

改定	現行	備考
<p>(15) 排水ポンプ 特記により排水ポンプを設置する場合には、「第3章 第2節 ポンプ 3.2.8 雑排水用 水中モーターポンプ」による。</p> <p>(16) 浸水警報器 ア 形式 フロート（フリクト）式レベルスイッチ イ 浸水警報器用取付支持材 ステンレス製</p> <p>(17) ハンドホール 「第9節 立坑設備 4.9.3 機器及び材料 (3) ハンドホール」による。</p> <p>4.10.4 (現行のとおり) 添付資料4 配水本管テレメータにおける補足事項 1 (現行のとおり) 2 IPデータ子局－IP通信装置間の電文形式 (1)～(6) (現行のとおり) (7) 可変部 電文ごとに異なる。 注 ヘッド部の形式は、参考であり、親局に形式に従う。 3～4 (現行のとおり)</p> <p>第11節 自動水質計器 4.11.1～4.11.2 (現行のとおり) 4.11.3 機器及び材料 (1)～(3) (現行のとおり) (4) 自動水質計器 主要構成は、「第8節 工業計器 4.8.18 自動水質計器」による。 (5)～(8) (現行のとおり) (9) 取引用計器箱 取引用計器箱は、「第10節 配水本管テレメータ設備 4.10.3 機器及び材料 (12) 取引用計器箱」による。 (10)～(12) (現行のとおり) 4.11.4 (現行のとおり)</p> <p>第12節 配線 4.12.1～4.12.4 (現行のとおり) 4.12.5 地中電線路 4.12.5.1 管路等の布設 (1)～(4) (現行のとおり) (5) 硬質ビニル管、波付硬質合成樹脂管の布設は、良質土又は砂を均一に敷きならし、布設した管の上部を同質の土又は砂を用いて締め固める。 なお、ハンドホール及びマンホールとの接続部には、ベルマウス等を設ける。 4.12.5.2～4.12.5.3 (現行のとおり) 4.12.5.4 掘削及び埋戻し (1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>第13節 接地工事 (1)～(12) (現行のとおり)</p>	<p>(14) 排水ポンプ 特記により排水ポンプを設置する場合には、「第3章 第2節 ポンプ 3.2.8 雑排水用 水中モーターポンプ」による。</p> <p>(15) 浸水警報器 ア 形式 フロート（フリクト）式レベルスイッチ イ 浸水警報器用取付支持材 ステンレス製</p> <p>(16) ハンドホール 「第9節 立坑設備 4.9.3 機器 (2) ハンドホール」による。</p> <p>4.10.4 (略) 添付資料4 配水本管テレメータにおける補足事項 (略) 1 (現行のとおり) 2 IPデータ子局－IP通信装置間の電文形式 (1)～(6) (現行のとおり) (7) 可変部 電文ごとに異なる。 *ヘッド部の形式は、参考であり、親局に形式に従う。 3～4 (現行のとおり)</p> <p>第11節 自動水質計器 4.11.1～4.11.2 (略) 4.11.3 機器及び材料 (1)～(3) (略) (4) 自動水質計器 主要構成は、「第8節 工業計器 4.8.17 自動水質計器」による。 (5)～(8) (略) (9) 取引用計器箱 取引用計器箱は、「第10節 配水本管テレメータ設備 4.10.3 機器及び材料 (11) 取引用計器箱」による。 (10)～(12) (略) 4.11.4 (略)</p> <p>第12節 配線 4.12.1～4.12.4 (略) 4.12.5 地中電線路 4.12.5.1 管路等の布設 (1)～(4) (略) (5) 硬質ビニル管、波付硬質合成樹脂管の布設は、良質土又は砂を均一に敷きならし、布設した管の上部を同質の土又は砂を用いて締め固める。 なお、ハンドホール及びマンホールとの接続部には、ベルマウス等を設ける。 4.12.5.2～4.12.5.3 (略) 4.12.5.4 掘削及び埋戻し (1)～(5) (略)</p> <p>第13節 接地工事 (1)～(12) (略)</p>	<p>項番号の修正</p> <p>項番号の修正</p> <p>項番号の修正 修正</p> <p>修正</p> <p>項番号の整合</p> <p>項番号の整合</p> <p>送り仮名追加</p> <p>修正</p>

改定				現行				備考
添付資料5 施設場所に応じた接地工事の種類一覧				添付資料5 施設場所に応じた接地工事の種類一覧				修正 修正及び項番号の整合
D種 接地 工事	種類	電技 ^注 条 項	内容	D種 接地 工事	種類	電技 ^{*1} 条 項	内容	
	165	3	ライティングダクト及び同附属品		165	3	ライティングダクト及び同附属品	
	165	4	上部保護層及び上部接地用保護層ならびにジョイントボックス及び差込み接続器の金属製外箱		165	4	上部保護層及び上部接地用保護層ならびにジョイントボックス及び差込み接続器の金属製外箱	
	164	1	低圧ケーブルの金属製保護管、接続箱など（300[V]を超える低圧で人が触れるおそれがない場合を含む。）		164	1	低圧ケーブルの金属製保護管、接続箱など（300[V]を超える低圧で人が触れるおそれがない場合を含む。）	
	168	1	高圧屋内配線用ケーブル（人の触れるおそれのない場合）の金属製の保護管、接続箱及び外被（シールドを含む。）		168	1	高圧屋内配線用ケーブル（人の触れるおそれのない場合）の金属製の保護管、接続箱及び外被（シールドを含む。）	
	169	1	特別高圧屋内配線用ケーブル（人の触れるおそれのない場合）の金属製保護管、接続箱及び外被（シールドを含む。）		169	1	特別高圧屋内配線用ケーブル（人の触れるおそれのない場合）の金属製保護管、接続箱及び外被（シールドを含む。）	
	185		管灯回路が 300[V]以下の放電灯用灯具及び同安定器用外箱（除外規定あり）		185		管灯回路が 300[V]以下の放電灯用灯具及び同安定器用外箱（除外規定あり）	
	179		人の常時通行するトンネル内の合成樹脂管の金属製附属品、金属管、可とう電線管及びこれらの附属品並びにケーブルの金属製の防護管、接続箱など		179		人の常時通行するトンネル内の合成樹脂管の金属製附属品、金属管、可とう電線管及びこれらの附属品並びにケーブルの金属製の防護管、接続箱など	
	179	3	トンネル等に施設する配線器具、電気使用機械器具の金属製外箱等		179	3	トンネル等に施設する配線器具、電気使用機械器具の金属製外箱等	
	199	1	電気防食用電源装置用金属製外箱		199	1	電気防食用電源装置用金属製外箱	
181	2	小勢力回路を危険（粉じん、可燃ガス、危険物、火薬庫、腐食性ガスなどのある）場所に設置する、合成樹脂管の金属製附属品、金属管及び可とう電線管並びに同附属品、ケーブルの金属製防護管、接続箱及び外被	181	2	小勢力回路を危険（粉じん、可燃ガス、危険物、火薬庫、腐食性ガスなどのある）場所に設置する、合成樹脂管の金属製附属品、金属管及び可とう電線管並びに同附属品、ケーブルの金属製防護管、接続箱及び外被			
^(注) 「電技」とは、電気設備の技術基準の解釈である。改訂された場合は、1.1.7による。				^{*1} 「電技」とは、電気設備の技術基準の解釈である。改訂された場合は、1.1.6による。				

改 定	現 行	備 考
<p>附則－１ 施工計画書記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事概要 (現行のとおり) 2 工事現場管理計画 (現行のとおり) 3 施工技術計画 (現行のとおり) 4 安全衛生管理計画 (現行のとおり) 5 環境対策計画 (現行のとおり) 6 計画書履歴 (現行のとおり) <p>附則－２ 工事記録写真撮影要綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 (現行のとおり) 2 適用範囲 (現行のとおり) 3 撮影計画 (現行のとおり) 4 写真撮影 (現行のとおり) 5 整理・編集 (現行のとおり) 6 工事記録写真の提出 (現行のとおり) 7 デジタル工事写真の黒板情報電子化 デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）を実施する際は、以下の定めによる。 電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員と協議を行い、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。 対象工事では、次の全てを実施すること。 (1) 対象機器の導入 電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、「図－１ 撮影表示板（例）」に示す項目（工事件名、撮影年月日等）の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。 なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。 また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 URL http://www.cryptrec.go.jp/list.html 「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」 URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html (2) 電子納品 電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。 「電子納品要領運用ガイドライン」（東京都水道局）に定めるもののほか、電子黒板写真と電子黒板写真を管理したビューアソフトとする。 また、納品時に JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。 「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」 URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html 	<p>附則－１ 施工計画書記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事概要 (略) 2 工事現場管理計画 (略) 3 施工技術計画 (略) 4 安全衛生管理計画 (略) 5 環境対策計画 (略) 6 計画書履歴 (略) <p>附則－２ 工事記録写真撮影要綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 (略) 2 適用範囲 (略) 3 撮影計画 (略) 4 写真撮影 (略) 5 整理・編集 (略) 6 工事記録写真の提出 (略) 	<p>デジタル工事写真に関する記載を充実させるための追加</p>

改定	現行	備考
<p>図-1 ～ 図-2 （現行のとおり） 図-3 写真帳表紙</p> <p style="text-align: center;"><u>工事記録写真帳（n / N）</u></p> <p>工事件名 _____</p> <p>工事番号 第 号 _____</p> <p>契約番号 水 契 第 号 _____</p> <p>契約年月日 平成 年 月 日 _____</p> <p>工 期 着手 平成 年 月 日 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">_____ 完成 平成 年 月 日 _____</p> <p>施工担当部所：東京都水道局〇〇浄水管理事務所〇〇課 _____</p> <p>受注者：〇〇株式会社 _____</p> <p style="background-color: yellow;">(注) n（当該冊数） / N（総分冊数）</p>	<p>図-1 ～ 図-2 （略） 図-3 写真帳表紙</p> <p style="text-align: center;"><u>工事記録写真帳（n / N）</u></p> <p>工事件名 _____</p> <p>工事番号 第 号 _____</p> <p>契約番号 水 契 第 号 _____</p> <p>契約年月日 平成 年 月 日 _____</p> <p>工 期 着手 平成 年 月 日 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">_____ 完成 平成 年 月 日 _____</p> <p>施工担当部所：東京都水道局〇〇浄水管理事務所〇〇課 _____</p> <p>受注者：〇〇株式会社 _____</p> <p>(注) n：当該冊数 / N：総分冊数</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">修正</p>

改定	現行	備考
<p>図－４ CD-R 記載例</p>  <p>工事件名:○○○○○○ (n/N) 工事番号:○○○○○○○○○○ 契約番号:○○○○○○○○○○ 契約年月日:○○年○○月○○日</p> <p>工期: ○○年○○月○○日～ ○○年○○月○○日</p> <p>施工担当所:東京都水道局○○浄水管理事務所○○課 受注者:○○株式会社 作成年月日:○○年○○月○○日</p> <p>ウイルス対策ソフト名:○○○○○○ ウィルス定義年月日:○○年○○月○○日 チェック年月日:○○年○○月○○日</p> <p>(注) n (当該枚数) / N (総枚数)</p>	<p>図－４ CD-R 記載例</p>  <p>工事件名:○○○○○○ (n/N) 工事番号:○○○○○○○○○○ 契約番号:○○○○○○○○○○ 契約年月日:○○年○○月○○日</p> <p>工期: ○○年○○月○○日～ ○○年○○月○○日</p> <p>施工担当所:東京都水道局○○浄水管理事務所○○課 受注者:○○株式会社 作成年月日:○○年○○月○○日</p> <p>ウイルス対策ソフト名:○○○○○○ ウィルス定義年月日:○○年○○月○○日 チェック年月日:○○年○○月○○日</p> <p>(注) n : 当該枚数 / N : 総枚数</p>	<p>修正</p>

改 定				現 行				備 考					
別表1 土木				別表1 土木									
工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	適 用						
一 般	現場概況	・施工前と施工後の現場の状況を同一箇所から同一方向から撮影する。 ・既設物と占用位置等の関連を撮影する。 ・撮影位置がわかるような遠景を撮影する。	「実施箇所ごと」とは、工事現場が点在しているとき、「100mごと」とは、工事現場が連続しているときに適用する。以下、同じ。	一般	現場概況	・施工前と施工後の現場の状況を同一箇所から同一方向から撮影する。 ・既設物と占用位置等の関連を撮影する。	実施箇所又は100mごと	「実施箇所ごと」とは、工事現場が点在しているとき、「100mごと」とは、工事現場が連続しているときに適用する。以下、同じ。	修正 追記				
		・指定箇所				全箇所				・指定箇所	全箇所		
安全管理	安全管理	・各種標識類の設置状況 ・各種保安施設の設置状況 ・保安要員等交通整理状況	実施箇所又は100mごと	安全管理	安全管理	・各種標識類の設置状況 ・各種保安施設の設置状況 ・保安要員等交通整理状況	実施箇所又は100mごと		修正				
		・安全訓練等の実施状況				実施ごと				・安全訓練等の実施状況	実施ごと		
仮設工事	土留	・使用材料 ・仮設状況	実施箇所又は100mごと	仮設工事	土留	・使用材料 ・仮設状況	実施箇所又は100mごと		修正 修正				
	覆工	・施工状況（すり付け等を含む。）	実施箇所又は100mごと		覆工	・施工状況（すりつけ等を含む。）	実施箇所又は100mごと						
	仮設道路設置	・設置前の全景 ・施工状況（舗装構造、幅員、保安柵等） ・設置後の全景	実施箇所ごと		仮設道路設置	・設置前の全景 ・施工状況（舗装構造、幅員、保安柵等） ・設置後の全景	実施箇所ごと						
	仮締切	・使用材料 ・仮締切状況	実施箇所ごと		仮締切	・使用材料 ・仮締切状況	実施箇所ごと						
	地下連続壁		・排水処理設備設置状況		実施箇所ごと	地下連続壁				・排水処理設備設置状況	実施箇所ごと		
			・安定液混合 ・掘削状況（使用機械） ・掘削幅及び深さ ・配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等）		エレメントごと					エレメントごと	・安定液混合 ・掘削状況（使用機械） ・掘削幅及び深さ ・配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等）		エレメントごと
			・鉄筋かごの幅、長さ及び厚さ ・鉄筋かごの吊込み状況								エレメントごと		
			・コンクリートの打込み状況 ・仕上げ（仕上がり及び形状）		エレメントごと								・コンクリートの打ち込み状況 ・仕上げ（仕上がり及び形状）
	深 礎		・掘削状況 ・径及び深さ		実施箇所ごと	深 礎					・掘削状況 ・径及び深さ	実施箇所ごと	全箇所（各抗ごと）
			・ライナープレートの設置状況 ・裏込め注入作業		4リング程度ごと					・ライナープレートの設置状況 ・裏込め注入作業	4リング程度ごと		

改定				現行				備考	
土工 事	試験掘	・掘削位置 ・埋設物の位置、はなれ、 土被り及び配列	全箇所		試験掘	・掘削位置 ・埋設物の位置、はなれ、 土被り及び配列	全箇所		修正
		・道路復旧状況	5か所程度ごとに1回			・道路復旧状況	5か所程度ごとに1回		
	掘削	・布掘状況 ・舗装壊し状況 ・掘削状況（機械及び人力の別） ・掘削深さ及び幅	実施箇所又は100mごと		掘削	・布掘状況 ・舗装壊し状況 ・掘削状況（機械又は人力の別） ・掘削深さ及び幅	実施箇所又は100mごと		
		埋戻し	・埋戻し状況 ・埋戻し後の検査 ・各層の厚さ			実施箇所又は100mごとに1回	埋戻し		
盛土	・巻出し状況（厚さ） ・締固め状況		実施箇所ごと	盛土	・巻出し状況（厚さ） ・締固め状況	実施箇所ごと			
基礎 工事	試験杭	・打込み状況（使用機械）	実施箇所ごと	最終貫入量の測定状況も撮影する。	試験杭	・打ち込み状況（使用機械）	実施箇所ごと	最終貫入量の測定状況も撮影する。	修正
		・継手作業状況（溶接状況） ・載荷試験状況（試験装置）	全箇所			・継手作業状況（溶接状況） ・載荷試験状況（試験装置）	全箇所		
	既製杭	・材料検査状況	実施箇所又は100本に1回	最終貫入量の測定状況も撮影する。	既製杭	・材料検査状況	実施箇所又は100mごと	修正	
		・打込み状況（使用機械） ・継手状況及び杭頭仕上げ状況 ・全景と杭間隔	実施箇所ごと			・打込み状況（使用機械） ・継手状況及び杭頭仕上げ状況 ・全景と杭間隔	5本に1回	修正	
		場所打ち杭	・排水処理設備設置状況 ・安定液混合 ・掘削状況（使用機械） ・掘削径及び深さ ・配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等） ・鉄筋かごの吊込み状況			実施箇所ごと	H鋼の場合もこれに準じる。	場所打ち杭	・排水処理設備設置状況 ・安定液混合 ・掘削状況（使用機械） ・掘削幅及び深さ ・配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等） ・鉄筋かごの吊込み状況
	・コンクリート試験（スランプ及び空気量）		実施箇所ごと	・コンクリート試験（スランプ及び空気量）	実施箇所ごと				
	・コンクリート試験（強度及び塩化物量）		実施箇所ごと	・コンクリート試験（強度及び塩化物量）	実施箇所ごと				
	・杭頭部仕上げ状況（余盛コンクリートの処理） ・全景と杭間隔		実施箇所ごと	・杭頭部仕上げ状況（余盛コンクリートの処理） ・全景と杭間隔	5本ごと	修正			
	砕石基礎 砂利基礎 均しコンクリート打込み	・施工状況 ・厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと		割ぐり石基礎 砕石基礎 砂利基礎 均しコンクリート打設	・施工状況 ・厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと		修正

改定					現行					備考
配管工事	管撤去	<ul style="list-style-type: none"> 管、弁類等の撤去 撤去材の集積又は車上状況 	実施箇所又は100mごと	撤去材については、全数を確認できる状況を撮影する。	管撤去	<ul style="list-style-type: none"> 管、弁類等の撤去 撤去材の集積又は車上状況 	実施箇所又は100mごと	撤去材については、全数を確認できる状況を撮影する。	削除 「適用」の記載内容の一部を、「撮影箇所及び内容」の項目に変更	
	配管	<ul style="list-style-type: none"> 管の吊込み状況 土被り及び占用位置 	実施箇所又は100mごと		<ul style="list-style-type: none"> 管の吊込み状況 土被り及び占用位置 	実施箇所又は100mごと				
		<ul style="list-style-type: none"> 管の接合状況（全工程） 	実施箇所又は100mごと		<ul style="list-style-type: none"> 管の接合状況（全工程） 	実施箇所又は100mごと	伏越し等特殊部の配管は全箇所本管及びシールド・推進部の接合状況（白線管理）については、上面（12時の方向）より1枚以上を全箇所撮影			
		<ul style="list-style-type: none"> 本管、シールド、推進部、既設管内配管の接合完了状況（白線管理） 	全箇所	上面（12時の方向）より1枚以上撮影する。						
		<ul style="list-style-type: none"> 伏越し等特殊部の配管状況及び接合状況 	全箇所							
		<ul style="list-style-type: none"> 既設管との連絡配管状況（不断水連絡を含む。） 	全箇所							
		<ul style="list-style-type: none"> 水圧試験状況 溶接部の検査状況 	継手ごと							
		<ul style="list-style-type: none"> オフセット測量 	始点、終点その他主要箇所（栓防護、連絡部等）							
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震管の挿口加工（リング取付状況及び外周測定状況） 	実施箇所ごと（1か所当たり3枚程度）	<ul style="list-style-type: none"> 切断及び溝切の状況 挿口リング取付け、ペイント補修後の状況 切管延長測定状況 	<ul style="list-style-type: none"> 切断及び溝切の状況 挿口リング取付け、ペイント補修後の状況 切管延長測定状況 	修正					
	<ul style="list-style-type: none"> P-Link及びG-Linkの接合状況（GX形管） 	実施箇所ごと（1か所当たり3枚程度）	<ul style="list-style-type: none"> 切断状況 防食キャップ取付け状況 接合完了状況（白線管理） 	<ul style="list-style-type: none"> 切断状況 防食キャップ取付け状況後の状況 接合完了（白線管理）状況 	修正 修正					
管防護	<ul style="list-style-type: none"> 配筋間隔 型枠設置状況 形状・寸法 コンクリート打込み状況 	実施箇所ごと	〈ライナ設置状況〉	<ul style="list-style-type: none"> ライナ装着状況 接合完了状況 ポリエチレンスリ－フ設置後の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ライナ装着状況 接合完了（白線管理）状況 ポリエチレンスリ－フ設置後の状況 	修正				
	<ul style="list-style-type: none"> 鋼材防護等の取付状況 耐震管のライナ設置状況 	全箇所（ライナ設置状況は1箇所あたり3枚程度）								
防食用ポリエチレンスリ－フ被覆	<ul style="list-style-type: none"> 被覆状況（ラップ長さ及び固定箇所） 管明示の状況 	実施箇所又は100mごと		<ul style="list-style-type: none"> 被覆状況（ラップ長さ及び固定箇所） 管明示の状況 	実施箇所又は100mごと		修正			

改定				現行				備考		
給水管工事	サドル分水栓	・ 取出し配管の施工状況	実施箇所ごと					配水管工事に関する記載を充実させるための追加		
	波状ステンレス鋼管									
	水質検査	・ 水質検査実施状況								
附属施設築造工事	基礎	・ 「基礎工事」による。	小管5か所程度ごと 本管全箇所		基礎	・ 「基礎工事」による。	小管5か所程度ごと 本管全箇所			
	弁据付け	・ 弁の据付状況（副弁、副弁取付管及び支承工を含む。）	小管5か所程度ごと 本管全箇所	管受台から撮影する。	弁据付け	・ 弁の据付状況（副弁、副弁取付管及び支承工を含む。）	小管5か所程度ごと 本管全箇所	管受台から撮影する。	修正	
	鉄筋	・ 鉄筋の径、配筋間隔並びに継手の形状及び寸法 ・ 配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等）	打込みロットごと			鉄筋	・ 鉄筋の径、配筋間隔並びに継手の形状及び寸法 ・ 配筋状況（鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等）	打設ロットごと		修正
		・ 溶接作業 ・ 圧接作業状況 ・ 検査状況	200箇所ごとに1回				・ 溶接作業 ・ 圧接作業状況 ・ 検査状況	200箇所ごとに1回		修正
	コンクリート及び型枠	・ 型枠設置状況（支保工の状況） ・ 室の断面及び鉄筋の被り ・ コンクリートの打込み状況	打込みロットごと			コンクリート及び型枠	・ 型枠設置状況（支保工の状況） ・ 室の断面及び鉄筋の被り ・ コンクリートの打設状況	打設ロットごと		修正
		・ 弁室仕上がり状況	実施箇所ごと	断面の変化すること			・ 弁室仕上がり状況	実施箇所ごと	断面の変化すること	
	その他据付	・ 附属金物（梯子、振止金物、継足金物、洗掘防止鋼板等）の取付状況	本管は実施箇所ごと			その他据付	・ 附属金物（梯子、振止金物、継足金物、洗掘防止鋼板等）の取付状況	本管は実施箇所ごと		修正
・ コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況 ・ 鉄蓋据付けの状況 ・ 表示板等の取付状況（弁仕様及び酸欠）		小管は5か所程度ごと			・ コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況 ・ 鉄蓋据付けの状況 ・ 表示板等の取付状況（弁仕様及び酸欠）		小管5か所程度ごと			
水管橋及び橋梁添架	水管橋	・ 管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入ごと		水管橋	・ 管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入ごと		工種名修正 修正	
		・ 下部構造（「仮設工事」「土工事」「基礎工事」「鉄筋」「コンクリート及び型枠」による。）				・ 下部構造（「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート工事及び型枠」による。）				
		・ 架設状況（吊込み、組立て）	1スパンごと			・ 架設状況（吊り込み、組立て）	1スパンごと			
		・ 接合部検査状況	実施箇所ごと			・ 接合部検査状況	実施箇所ごと			
		・ 塗装（「塗装」による。）				・ 塗装（「塗装」による。）				

改 定				現 行				備 考	
	橋梁添架	・管材料検査状況	搬入ごと					追加	
		・添架の状況	1 スパンごと						
		・管接合部検査状況	実施箇所ごと						
	落橋防止装置等のあと施工アンカーボルト	・塗装（「塗装」による。）		種類ごとの長さ、径、本数					
		・材料搬入状況	材料搬入ごと						
		・削孔状況	一施工単位に1回						
推進工事	仮設備	・刃口、支圧壁、推進設備の設置状況	実施箇所ごと					修正	
		・管据付状況（推進用管、さや管）	実施箇所又は100mごと						
		・掘削、残土発生土搬出、裏込め注入作業、充填作業の状況							
		・「配管工事」による。							
推進工事	推進口	・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。						修正	
		・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。							
		・掘削状況							
		・一次覆工の組立状況	100mに1回						
シールド工事	トンネル築造	・シールド機	必要に応じて					削除	
		・掘削状況							
	二次覆工（トンネル内配管）	・「配管工事」に準じる。							
		・「コンクリート及び型枠」による。							
		・浮き上がり防止措置状況	打込みロットごと						
		・間仕切り壁設置状況							
二次覆工（点検通路方式）	・エアミルク又は流動化充填材の充填状況								
	・二次覆工（コンクリート充填）								
二次覆工（充填方式）	・二次覆工（コンクリート充填）								
	・二次覆工（コンクリート充填）								
仮設	仮設	・立抗設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置状況	実施箇所ごと					「撮影箇所及び内容」の記載内容を、「工種」の項目に変更並びに記載内容の充実	
		・立抗設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置状況							

改定				現行				備考						
地盤改良工事	立 抗	・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。		立 抗	・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。									
	注 入 工	・材料検査状況 ・施工機械設備状況 ・注入状況（注入位置・深さが確認できるもの及び全景） ・観測井設置状況及び地下水観測状況	搬入ロットごと 実施箇所又は100m ごと	注 入 工	・材料検査状況 ・施工機械設備状況 ・注入状況（注入位置・深さが確認できるもの及び全景） ・観測井設置状況及び地下水観測状況	搬入ロットごと 実施箇所又は100m ごと								
	改 良 工	・材料検査状況 ・改良部分の床付状況 ・厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと	改 良 工	・材料検査状況 ・改良部分の床付状況 ・厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと								
舗装工事	路 床	・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は100m ごと	路 盤	・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は100m ごと	改良土を使用する場合であっても各道路占有要綱に基づき密度試験を実施した場合は撮影する。 舗装種別毎に土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。	路床の撮影に関する記載を充実させるための追加						
		・埋戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと											
	路 盤	・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は100m ごと						基 層	・コア採取状況	1000m ² ごと	実施箇所又は100m ごと	追加 次項に移行 修正	
		・埋戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと							・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は100m ごと			
	表 層	・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は100m ごと						表 層	・コア採取状況	1000m ² ごと	実施箇所又は100m ごと	次項に移行 修正	
		・表層・基層 ・平坦性試験	1000m ² ごと 実施箇所							・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は100m ごと			
	試 験	・ホイールトラッキング試験	実施箇所						改質アスファルトの場合は撮影する。 低騒音、排水性舗装及び透水性舗装の場合は撮影する。 樹脂系すべり止め舗装の場合は、撮影する。	附 帯 設 備	・ガードレール及びガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝 ・樹、区画線及び道路表示等の撤去及び復旧の施工状況	実施箇所又は指定箇所		削除
		・現場透水性試験	実施箇所											
		・すべり抵抗値試験	実施箇所											
	附 帯 設 備	・ガードレール及びガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝	実施箇所又は指定箇所							附 帯 設 備	・ガードレール及びガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝 ・樹、区画線及び道路表示等の撤去及び復旧の施工状況	実施箇所又は指定箇所		

改定				現行				備考		
塗 装	管塗装	・下地処理及び塗装状況 ・検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） ・仕上がり状況	継手ごと又は1 スパンごとに1 回	塗 装	管塗装	・下地処理及び塗装状況 ・検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） ・仕上がり状況	継手ごと又は1 スパンごとに1 回			
	その他	・下地処理及び塗装状況 ・仕上がり状況	実施箇所ごと		その他	・下地処理及び塗装状況 ・仕上がり状況	実施箇所ごと			
そ の 他	防護	・吊り防護及び受け防護の 施工状況（種類別）	実施箇所ごと又 は50mに1か所	そ の 他	防護	・吊り防護及び受け防護の 施工状況（種類別）	実施箇所ごと又 は50mに1か所	修正 修正 修正 追加		
	支障物件	・支障物件の位置及び寸 法、処理状況等	実施箇所		支障物件	・支障物件の位置、寸法、 処理状況等	実施箇所			
	災害及び事故	・工事中災害又は事故が発 生した場合の現況及び復 旧状況	その都度		デジタルカメラ 等の速やかに再 現できる写真と する。	災害及び事故	・工事中災害又は事故が発 生した場合の現況及び復 旧状況		その都度	デジタルカメラ 等の速やかに再 現できる写真
	補償関係	・被害又は損害状況	その都度			補償関係	・被害又は損害の状況		その都度	
	環境対策・イメ ージアップ	・各施設の設置状況	各種類ごとに1 回		実施内容を添え て適宜提出する。					
建 設 副 産 物	運搬状況	・積み込み状況、土の状態（建 設発生土の場合）、運搬車 両のナンバープレート、ダ ンプ規制法で定められた 表示、廃掃法で定められた 表示等を入れる（ただし、 全車両は必要ない。）	各種類につき1 回	※各種類とは、副 産物の種類のこ とで、発生土や汚泥、 廃棄物等のこと。 以下、同じ。	運搬状況	・積み込み状況、土の状態（建 設発生土の場合）、運搬車 両のナンバープレート等 を入れる（ただし、全車両 は必要ない。）	各種類につき1 回	※各種類とは、副 産物の種類のこ とで、発生土や汚泥、 廃棄物等のこと。 以下、同じ。	文言の追加	
	運搬経路	・主要な交差点や幹線道路 等が確認できるようにす る。	各種類につき1 回		運搬経路	・主要な交差点、幹線道路 等が確認できるようにす る。	各種類につき1 回		修正	
	現場内利用状 況	・工事箇所が特定できるよ う周辺の背景を入れる。	各種類につき1 回		現場内利用状 況	・工事箇所が特定できるよ う周辺の背景を入れる。	各種類につき1 回			
	工事間利用状 況	・搬出側工事現場と受入側 工事現場を撮影する。 ・工事箇所が特定できるよ う周辺の背景を入れる。	各種類につき1 回		工事間利用状 況	・搬出側工事現場と受入側 工事現場を撮影する。 ・工事箇所が特定できるよ う周辺の背景を入れる。	各種類につき1 回			
	ストックヤード の状況	・ストックヤードの利用状 況	各種類につき1 回		ストックヤード の状況	・ストックヤードの利用状 況	各種類につき1 回			
	受入地の状況	・受入先の現場状況	各種類につき1 回		受入地の状況	・受入先の現場状況	各種類につき1 回		工種名の変更	
	再資源化処理 施設の状況	・原則として施設名称看板 等を入れる。	各種類につき1 回		再資源化処理 施設の状況	・原則として施設名称看板 等を入れる。	各種類につき1 回			
	最終処分場の 状況	・直接最終処分する場合に 限る。 ・原則として施設名称看板 等を入れる。	各種類につき1 回		最終処分場の 状況	・直接最終処分する場合に 限る。 ・原則として施設名称看板 等を入れる。	各種類につき1 回			
	現場内での分 別状況	・現場内、現場事務所等 における建設発生土、建設 廃棄物及び一般廃棄物の分 別状況や収集状況	各種類につき1 回		現場内での分 別状況	・現場内及び現場事務所等 における建設発生土、建設 廃棄物及び一般廃棄物の分 類状況や収集状況	各種類につき1 回			
	再生資源の利 用状況	・なるべく再生資源の種類 が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した 写真と兼ねることができる。	各種類につき1 回	・再生砕石、再生ア ス混、改良土、粒状 改良土、流動化処理 土、メトロレンガ、 コンクリート塊、建 設泥土等	再生資源の利 用状況	・なるべく再生資源の種類 が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した 場合と兼ねることができる。	各種類につき1 回	・再生砕石、再生ア ス混、改良土、粒状 改良土、流動化処理 土、メトロレンガ、 コンクリート塊、建 設泥土等		

改 定				現 行				備 考	
材料 関 係 検 査	材 料 検 査	・特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査 実施 状況とする。	検査実施ごと	材 料 関 係 検 査	材 料 検 査	・特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査状況とする。	検査実施ごと	追加	
別表 2 設備（現行のとおり）				別表 2 設備（現行のとおり）					
一 般	施 工 現 場	・施工前、施工中及び施工後の状況を同一箇所から撮影する。 ・既設物と専用位置等との関連を撮影する。 ・既設構造物、施工済部分等に対する防護措置状況について撮影する。 ・ 撮影位置がわかるような遠景を撮影する。	実施箇所又は 30m ごと	〇〇m ごととは連続施工の場合 以下、同じ。	一 般	施 工 現 場	・施工前、施工中及び施工後の状況を同一箇所から撮影する。 ・既設物と専用位置等との関連を撮影する。 ・既設構造物、施工済部分等に対する防護措置状況について撮影する。	実施箇所又は 30m ごと	〇〇m ごととは連続施工の場合 以下、同じ。
		・その他重要箇所及び指定箇所	全箇所				・その他重要箇所及び指定箇所	全箇所	
安 全 管 理	安 全 管 理	・各種標識類の設置状況 ・各種保安施設の設置状況 ・保安要員等及び交通整理状況	実施箇所又は 30m ごと	安 全 管 理	安 全 管 理	・各種標識類の設置状況 ・各種保安施設の設置状況 ・保安要員等及び交通整理状況	実施箇所又は 30m ごと	写真撮影に関する記載を充実させるための追加	
作 業 環 境	仕 様 材 料	・規格、メーカー名、寸法等の指定があるものについて、これらが確認できるようリボンテープ等を添えて撮影する。	その都度	作 業 環 境	仕 様 材 料	・規格、メーカー名、寸法等の指定があるものについて、これらが確認できるようリボンテープ等を添えて撮影する。	その都度		
	工 事 用 機 械 器 具 等	・工事用の機械器具及び仮設物を撮影する。	全箇所		工 事 用 機 械 器 具 等	・工事用の機械器具及び仮設物を撮影する。	全箇所		
	調 査	・現場調査等の実施状況	実施箇所ごと		調 査	・現場調査等の実施状況	実施箇所ごと		
	支 障 物 件	・支障物件の位置、寸法、処理状況等	実施箇所		支 障 物 件	・支障物件の位置、寸法、処理状況等	実施箇所		
施 工 管 理	仮 設 工 事	・材料置場及び作業員詰所の全景を撮影する。 ・機器及び材料の保管状況	全箇所	施 工 管 理	仮 設 工 事	・材料置場及び作業員詰所の全景を撮影する。 ・機器及び材料の保管状況	全箇所		
	基 礎	・割栗石、砂利、コンクリート打設等の厚さ、形状、配筋、型枠の状況、あと施工アンカーの施工状況等	各工程ごと コンクリート打設は打設ロットごと。あと施工アンカーは種別ごとに1か所、 主要工程ごと		基 礎	・割栗石、砂利、コンクリート打設等の厚さ、形状、配筋、型枠の状況、あと施工アンカーの施工状況等	各工程ごと コンクリート打設は打設ロットごと。あと施工アンカーは種別ごとに1か所、 主要工程ごと		必要に応じて、土木「基礎工事」の項目を参照
	搬 出 入	・主要機器の搬出入状況	その都度		搬 出 入	・主要機器の搬出入状況	その都度		
	施 設 の 停 止	・稼働施設の停止を伴う停電及び断水作業を実施した場合は、その作業状況、切り離し後の機器、配管への処置状況を撮影する（復旧作業も同様）。	実施箇所ごと		施 設 の 停 止	・稼働施設の停止を伴う停電及び断水作業を実施した場合は、その作業状況、切り離し後の機器、配管への処置状況を撮影する（復旧作業も同様）。	実施箇所ごと		

改定				現行				備考
	据付	・ 架台及び機器の心出し、据付け状況	実施箇所又は30mごと					
	分解・組立	・ 耐震対策の実施状況	実施箇所ごと					
		・ 機器の分解及び組立て	各工程ごと					
		・ 組立後、容易に内部を目視できない機器の内部構造	実施箇所又は30mごと					
	補修	・ 新旧部品の比較	全体で1回	分割も可				
		・ 機器の取り外し及び分解清掃の状況 ・ 危険箇所に対する表示等の対策状況						
	配管	・ 土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没する箇所及び隠ぺい箇所の状況 ・ 土木「配管」の項目参照	実施箇所又は30mごと	土中埋設については寸法を明示する。				
	配線	・ 使用ケーブルの規格、寸法等 ・ 土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没する箇所及び隠ぺい箇所の状況		土中埋設については寸法を明示する。				
	塗装	・ 下地処理、素地調整及び塗装状況 ・ 仕上がり状況	各工程ごと	施工前及び施工後				
各種試験	・ 単体調整及び単体試験状況 ・ 組合せ試験及び総合試運転の状況	当該機種及び試験項目ごと						
支給材料発生品	・ 保管状況 ・ 発生品処理状況	その都度						
その他	災害及び事故	・ 工事中災害又は事故が発生した場合の現況及び復旧状況	その都度	適宜、克明かつ速やかに再現できるものを活用する（ビデオ等）。				
	補償関係	・ 被害又は損害状況	その都度					
	建築副産物	・ 土木「建築副産物」の項目参照						
	材料検査	・ 特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと					
	環境対策・イメージアップ	・ 各施設の設置状況	各種類ごとに1回	実施内容を添えて適宜提出する。				
	据付	・ 架台及び機器の心出し、据付け状況	実施箇所又は30mごと					
	分解・組立	・ 耐震対策の実施状況	実施箇所ごと					
		・ 機器の分解及び組立て	各工程ごと					
		・ 組立後、容易に内部を目視できない機器の内部構造	実施箇所又は30mごと					
	補修	・ 新旧部品の比較	全体で1回	分割も可				
		・ 機器の取り外し及び分解清掃の状況 ・ 危険箇所に対する表示等の対策状況						
	配管	・ 土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没する箇所及び隠ぺい箇所の状況 ・ 土木「配管」の項目参照	実施箇所又は30mごと	土中埋設については寸法を明示する。				
	配線	・ 使用ケーブルの規格、寸法等 ・ 土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没する箇所及び隠ぺい箇所の状況		土中埋設については寸法を明示する。				
	塗装	・ 下地処理、素地調整及び塗装状況 ・ 仕上がり状況	各工程ごと	施工前及び施工後				
各種試験	・ 単体調整及び単体試験状況 ・ 組合せ試験及び総合試運転の状況	当該機種及び試験項目ごと						
支給材料発生品	・ 保管状況 ・ 発生品処理状況	その都度						
その他	災害及び事故	・ 工事中災害又は事故が発生した場合の現況及び復旧状況	その都度	適宜、克明かつ速やかに再現できるものを活用する（ビデオ等）。				
	補償関係	・ 被害又は損害状況	その都度					
	建築副産物	・ 土木「建築副産物」の項目参照						
	材料検査	・ 特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査状況とする。	検査実施ごと					

追加
追加

改定	現行	備考
<p>附則－３ 実負荷試運転 実施要領</p> <p>1 概要 この要綱は、実負荷試運転を実施するに当たり、実施すべき作業を具体的に想定するためのものである。</p> <p>2 目的 実負荷試運転（相当負荷による試運転を含む。以下同じ。）は、単体試験、単体調整及び組合せ試験の完了後に、一連の設備に負荷をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、土木、建築（建築附帯機械・電気設備を含む。）、機械設備及び電気設備の各工事で建設又は設置した各施設、設備、機器等の中で連携した作動の状況と総括的なプラントとしての機能を確認するために行うものである。 また、初期故障や維持管理上の不具合等を発見し、初期における最適な運転条件を設定することにより、運転開始後に円滑な維持管理を行えるようにする。</p> <p>3 準備 実施する場合には、次の各項目についての事前確認を行い、実施要領書等により実施内容を確認した後に実施する。 (1) 事前打合せ確認事項 監督員、受注者、関係職員等は、実負荷試運転実施前に数箇月の余裕をもって、必要な事項について打合せを行い、確認の上準備する。この時、確認すべき事項は、次のとおりである。 ア～シ（現行のとおり） (2) 実施要領書（現行のとおり）</p> <p>4 ～ 5（現行のとおり）</p> <p>6 実負荷試運転報告書作成例 参考として、次に実負荷試運転報告書の報告内容、様式等の作成例を記載する。</p>	<p>附則－３ 実負荷試運転 実施要領</p> <p>1 概要 この要綱は、実負荷試運転を予定するに当たり、実施すべき作業を具体的に想定するためのものである。想定した作業は、確実に実施されるよう特記仕様書に明示する。</p> <p>2 事前確認 実負荷試運転実施（相当負荷による試運転を含む。以下同じ。）の要否について、水道用機械設備工事積算基準又は水道用電気設備工事積算基準の総合試運転費の項に基づいて、実負荷試運転を実施する工事であるか否かの検討を行う。</p> <p>3 目的 実負荷試運転は、単体試験、単体調整及び組合せ試験の完了後に、一連の設備に負荷をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、土木、建築（建築附帯機械・電気設備を含む。）、機械設備及び電気設備の各工事で建設又は設置した各施設、設備、機器等の中で連携した作動の状況と総括的なプラントとしての機能を確認するために行うものである。 また、初期故障や維持管理上の不具合等を発見し、初期における最適な運転条件を設定することにより、運転開始後に円滑な維持管理を行えるようにする。</p> <p>4 準備 実施する場合には、次の各項目についての事前確認を行い、実施要領書等により実施内容を確認した後に実施する。 (1) 事前打合せ確認事項 監督員、受注者、関係職員等は、実負荷試運転実施前に数箇月の余裕をもって、必要な事項について打合せを行い、確認の上準備する。この時、確認すべき事項は、次のとおりである。 ア～シ（略） (2) 実施要領書（略）</p> <p>5 ～ 6（略）</p> <p>7 実負荷試運転報告書作成例 参考として、次に実負荷試運転報告書の報告内容、様式等の作成例を記載する。</p>	<p>予定ではなく実施に修正し、細かい内容を削除 削除</p> <p>前項2事前確認の削除に際し、用語説明をこの項に転載</p> <p>項番の変更</p> <p>句点の追加</p> <p>項番の変更 項番の変更</p>

